

健康福祉委員会
令和2年7月15日
福祉部 資料28番
所管 福祉管理課

令和2年度

福祉部事業概要

大田区福祉部

令和2年 7月

本事業概要の構成について

【大田区地域福祉計画の概要】

平成 31 年 3 月に策定された「大田区地域福祉計画」について、概要を記載しています。

【令和2年度 主な取組み】

内容は主に「おおた重点プログラム」の事業を掲載しています。

【事業一覧】

福祉部内各課の事業を掲載しています。

概要欄は、主に令和 2 年度の事業概要について掲載しています。

実績欄は、主に令和元年度の実績について掲載しています。

【資料】

組織、分掌事務、高齢福祉関係資料（高齢者人口・高齢者関係施設）、障がい福祉関係資料、生活保護の状況等、令和 2 年度予算の概要等について掲載しています。

目 次

【大田区地域福祉計画の概要】

基本理念・基本目標・計画の位置づけ・計画期間	1
区の地域福祉推進の全体像	2

【令和2年度 主な取組み】

1 ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善	4
2 高齢者等の権利擁護の推進	4
3 子どもの生活応援	4
4 福祉人材の確保・育成・定着	4
5 高齢者の就労促進	5
6 高齢者の地域活動、交流の活性化	5
7 高齢者が元気に過ごすための事業の充実	5
8 地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の強化	5
9 認知症高齢者への支援	6
10 医療機関との連携	6
11 介護保険施設等の整備支援	6
12 子どもの発達支援の充実	6
13 地域生活支援拠点等の整備	7
14 生活困窮者自立支援事業の実施	7
15 障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）の運営・充実	7
16 就労支援の充実	7

【事 業 一 覧】

【福祉管理課】

ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり	8
福祉有償運送に係る運営協議会等	8
社会福祉協議会に対する助成事業等	9
社会福祉協議会の運営（成年後見センター事業への補助事業）	9
民生委員児童委員	10
貸付事業（応急小口資金、奨学金、身体障害者奨学金貸付）	10
給付型奨学金（高等学校等給付型奨学金）（新規）	12
給付型奨学金積立基金給付金事業	12
行旅病人・死亡人取扱	12
成年後見制度利用促進・支援事業	13

地域福祉計画推進会議	13
地域支援事業 地域支え合い推進事業（新規）	13
福祉人材の確保・育成・定着（新規）	14
おおた 子どもの生活応援プランの推進	14
生活安定応援事業	14
特別永住者等特別給付金事業	14
社会福祉法人の認可・指導監査等事務	15
障害福祉サービス事業者等の指導等	15
介護保険サービス事業者等の指導等	15
福祉システムの運用開発に関する事業	16
社会福祉センター維持管理経費	16
中国帰国者等地域生活支援事業	16
災害時要援護者対策の推進（福祉管理課分）	17
旧軍人等に対する援護事務	18

【高齢福祉課・地域福祉課】

地域包括ケアシステムの深化・推進	19
災害時要援護者対策の推進	19
福祉サービス普及事業	19
高齢者の民間賃貸住宅確保事業	20
シニアクラブ運営助成（単位クラブ助成、シニアクラブ連合会助成）	20
公益社団法人大田区シルバー人材センター助成	21
大田区シルバー人材・保育アシスタント事業	21
高齢者就労支援事業	22
元気高齢者就労サポート事業	22
生涯現役に向けた社会参加推進事業	22
いきいき高齢者入浴事業	23
おおた介護予防応援事業	23
要介護高齢者支援事業 （高齢者出張理髪・美容サービス、高齢者寝台自動車利用助成事業、高齢者健康回復事業）	23
ねたきり高齢者訪問歯科支援事業	24
高齢者補聴器購入費助成事業	24
高齢者自立支援住宅改修助成事業	24
要介護高齢者紙おむつ等支給	25
ねたきり高齢者等寝具乾燥	26
高齢者緊急通報システム	27
高齢者火災安全システム事業	27

家族介護者支援事業	28
(家族介護者支援ホームヘルプサービス事業、家族介護者交流事業、裁判員制度在宅要介護者家族支援事業)	
ひとり暮らし高齢者支援事業	28
高齢者支え合いネットワークの普及啓発 (高齢者見守り体制の充実)	29
ふれあいサロン支援事業	29
高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	29
在宅高齢者等訪問相談事業	30
地域支援事業 包括的支援事業 (地域包括支援センター運営)	30
高齢福祉施設維持管理	31
地域包括支援センター運営推進	31
地域支援事業 包括的支援事業 (地域包括支援センター新設・移転)	32
地域包括支援センター新設・移転	32
百歳以上長寿者祝金等の贈呈	32
寿祝金贈呈事業	33
高齢者虐待防止事業	33
老人いこいの家の管理運営	33
シルバービューラの管理	34
高齢者アパートの管理	34
地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	35
おおたフレイル予防事業	35
地域支援事業 包括的支援事業 (認知症総合支援事業)	36
地域支援事業 地域支え合い推進事業 (生活支援体制整備事業)	37
高齢者夜間・休日相談電話	37

【介護保険課・地域福祉課】

介護保険料収納等の状況	38
低所得世帯に対する介護保険料減額制度	39
介護保険の広報	39
介護認定審査会合議体連絡会	39
介護認定審査会運営	40
介護サービス給付費・介護予防サービス給付費	41
高額介護サービス等費	42
特定入所者介護サービス等費	43
高額医療合算介護サービス等費	44
認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	45
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業	45
福祉サービス第三者評価 (介護サービス評価)	46
特別養護老人ホームの整備 (いずみえん (徳心会)への施設整備費補助、用地取得費補助)	46

特別養護老人ホームの整備 ((仮称) 西糀谷 (久盛会) への施設整備費補助) ······	47
特別養護老人ホームの整備 (特別養護老人ホームサービス推進事業) ······	47
特別養護老人ホームの整備 (民営化施設への大規模修繕工事費補助) ······	47
地域密着型サービス施設の整備 (地域密着型サービス施設への施設整備費補助) ······	47
地域密着型サービス施設の整備 (認知症高齢者グループホームの運営支援) ······	48
既存高齢者施設等の防災減災対策推進事業補助 ······	48
都市型軽費老人ホームの整備 ······	48
介護保険事業者の指定等 ······	49
区立特別養護老人ホーム等民営化検討 ······	49
介護サービス適正実施指導 (介護サービス研修・普及) ······	49
介護サービス適正実施指導 (福祉サービス従事者の育成) ······	51
特別養護老人ホーム入所事務 ······	51
介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業 ······	52
大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業 ······	53
大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業 ······	54
認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業に係る事業者参入促進事業 ······	55
高額介護サービス費等資金貸付 ······	55
大田区立特別養護老人ホーム等医療協力運営会議 ······	55
区内特別養護老人ホーム摂食嚥下指導事業 ······	56
おおもり園指定管理者管理代行 ······	56
介護福祉施設サービス事業 ······	57
短期入所生活介護事業 ······	57
通所介護事業 ······	58
高齢福祉施設維持管理 ······	58

【障害福祉課・地域福祉課】

社会福祉協議会の運営 (障害福祉関係費の補助事業) ······	59
災害時要援護者対策の推進 ······	60
原子爆弾被爆者見舞金支給 ······	60
福祉サービス第三者評価 (障がい者福祉サービス評価) ······	60
障害児通所支援福祉サービス評価 ······	61
障害支援区分認定等に係る経費 ······	61
障害者計画・障害福祉計画策定に係る経費 ······	61
障がい者支援に関する会議体運営 ······	61
福祉強調月間事業 ······	62
大田区しうがい者の日のつどい ······	62
大田区障害者関係区長表彰 ······	62
障害者支援施設の整備 (いずみえん(徳心会)への用地取得費補助、施設整備費補助) ···	63
グループホームの整備促進 ······	63

障害者（児）施設防犯設備整備事業	63
障害福祉課事務費	63
介護給付費・訓練等給付費	63
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、療養介護、 施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、地域移行支援、 地域定着支援、計画相談支援、高額障害福祉サービス等給付費、特定障害者特別給付費、 自立生活援助、就労定着支援）	
自立支援医療費等（自立支援医療費（更生医療）、療養介護医療費）	66
補装具費	67
障害福祉サービス等に係る支援事業	67
地域生活支援事業	67
（日常生活用具の給付、心身障害者（児）訪問入浴サービス、 身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成、移動支援、更生訓練費等給付、 日中一時支援、地域活動支援センター、精神障害者地域生活支援事業）	
心身障害者（児）緊急一時保護事業	69
（家庭委託、重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業、特別介護人派遣）	
心身障害者（児）福祉電話設置	71
重度心身障害者（児）電話等使用料補助	71
重度身体障害者（児）等住宅改造助成事業	71
重度心身障害者（児）寝具乾燥	72
重度心身障害者出張理髪サービス	72
心身障害者（児）移送サービス事業	72
（福祉タクシー及び自動車燃料費助成、リフト付福祉タクシー運行委託）	
重度身体障害者緊急通報システム事業	73
心身障害者火災安全システム事業	73
重度身体障害者ガイドヘルパー事業	73
東京都心身障害者医療費助成事務	74
重度脳性麻痺者介護支援	74
中等度難聴児補聴器購入費助成事業	74
心身障害者（児）地域生活支援に対する補助	74
障害者日中活動系サービス推進事業補助	75
心身障害者福祉手当	75
特別障害者手当等支給	75
東京都重度心身障害者手当事務	76
東京都心身障害者扶養共済事務	76
障害児通所支援給付費	77
重症心身障害児通所事業	77
各地域福祉課における相談状況	78

【地域福祉課で実施する事業】

老人保護措置費（蒲田地域福祉課のみ）	79
緊急ショートステイ事業	79
社会福祉法人助成（社会福祉法人池上長寿園に対する補助）（蒲田地域福祉課のみ）	79
「高齢者福祉に関する相談状況」「精神・難病医療費助成」	80

【生活福祉課で実施する事業】

見守り機能強化型宿泊所の運営経費補助	81
中国残留邦人等支援給付	81
生活保護世帯に対する給付金援護	82
入浴券支給事業	83
緊急援護対策費支給	83
生活援助金支給	83

生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める援護、
育成、支援事業

生活保護	84
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	85
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	85
母子・父子自立支援員による相談事業	86
助産施設への入院措置	86
保育園入所申請受付	86
ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）	87
東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	87
婦人保護事業	88
家庭相談員による相談事業	88
生活困窮者自立支援事業（生活再建・就労サポートセンターJOBOTA）	89
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）	90

【志茂田福祉センター】

福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	91
自立訓練（機能訓練）事業	91
就労継続支援B型事業	92
特定相談支援事業	92
作業所等経営ネットワーク支援事業	92

【上池台障害者福祉会館】

福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	93
就労継続支援B型（主たる対象者を身体障がい者とする）事業	93

就労継続支援B型（主たる対象者を知的障がい者とする）事業	93
福祉の店「レインボー」の運営	93
特定相談支援事業	94
施設の貸出事業	94
車いすの貸出事業	94
講座講習会の開催事業	94
生活介護事業（重症心身障害者通所事業）	94

【障がい者総合サポートセンター】

障がい者総合サポートセンター管理運営費 施設管理費	95
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費	95
(自立支援協議会の運営、高次脳機能障がい者支援事業、ケアマネジメント能力向上のための研修の実施、身体障害者・知的障害者相談員活動推進事業、障害者虐待防止の体制整備の推進、意思疎通支援、手話講習会・点訳講習会、視覚障害者支援事業〔大田区声の図書室〕、中途失聴・難聴者向け手話講習会、聴覚障がい者理解啓発講座、障害者就労支援事業、青少年健全育成事業)	
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費 短期入所事業	109
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費 発達障がい児支援事業	109
発達障害支援事業	110
こども発達センターわかばの家の管理運営	111

資 料

福祉部組織	112
福祉部の分掌事務	113
高齢福祉関係資料（高齢者人口・高齢者関係施設）	121
障がい福祉関係資料	126
生活保護	128
1 生活保護の状況	
2 被保護世帯の労働類型別世帯数	
令和2年度 一般会計 岁出予算	129
令和2年度 介護保険特別会計 岁出予算	129

大田区地域福祉計画の概要

大田区地域福祉計画の概要

区は、平成31年3月に「大田区地域福祉計画」を策定しました。この計画は、区がこれまで取り組んできた公的サービスが適切に行き届くよう、環境と体制の整備を行うとともに、地域の支えあいを広めていくものです。世代や分野にとらわれない公的サービスを土台として、区が誇る「地域力」を活かし、これからの大田区にふさわしい地域福祉をともに実現することをめざします。

基本理念

ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち

基本目標

基本目標1 つながりが生まれる地域をめざします

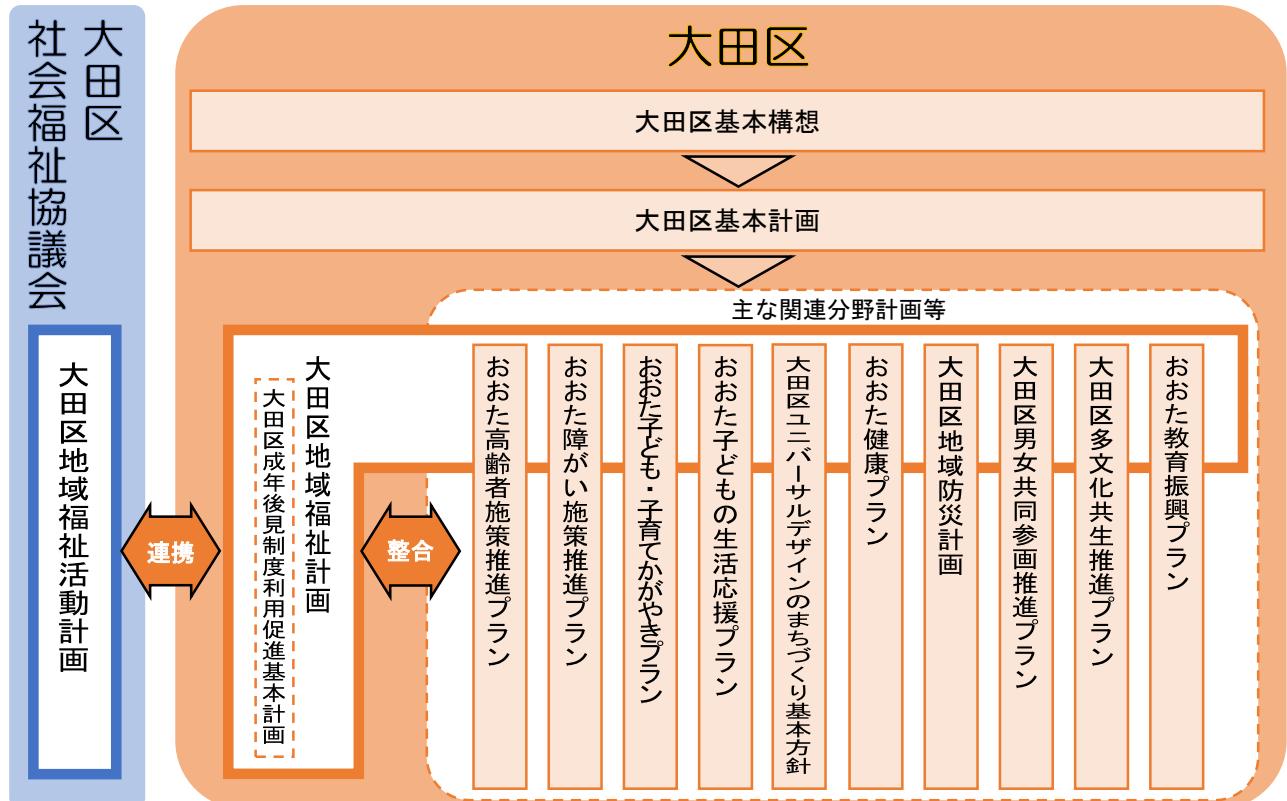
基本目標2 つながりが機能する地域をめざします

基本目標3 安心して生活できる地域を支えます

計画の位置づけ

- ・この計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。
- また、大田区としての「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。
- ・区は、この計画を福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

【概念図】



計画期間

計画の期間は令和元年度～令和5年度の5か年とします。

区の地域福祉推進の全体像

基本理念

基本目標

施策目標

ともに支えあい
地域力ではぐくむ
安心して暮らせるまち

基本目標1
つながりが
生まれる地域を
めざします

1-1 「最初の一歩」のためのきっかけ
づくりを支援します

1-2 活動を支える「集える場」づくり
を支援します

1-3 誰もが参加できる環境を広げます

基本目標2
つながりが
機能する地域を
めざします

2-1 包括的に受けとめる体制を
強化します

2-2 連携・協働し、地域の支えあいを
育みます

2-3 つながりを生み出し、コーディネ
ートする人材育成を推進します

基本目標3
安心して
生活できる地域を
支えます

3-1 安心できる福祉サービスの提供
をめざします

3-2 誰もが優しくなる風土を
醸成します

区の取組み例

- 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー講座
- 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動、大田区介護予防・日常生活支援総合事業、ファミリー・サポートおおた、養育支援家庭訪問事業（ゆりかご）
- 区民活動情報サイト「オーチャンネット」、おおた地域力発見ガイド、区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）、N P O・区民活動フォーラム、おおた生涯現役応援サイト
- 区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）、空家等地域貢献活用事業
- 地域力応援基金助成事業、シニアの居場所づくり事業
- 情報バリアフリー、移動を円滑にするユニバーサルデザインの推進

- 配偶者暴力相談支援センター、生活再建・就労サポートセンター J O B O T A、地域包括支援センター、障がい者総合サポートセンター、在宅医療相談窓口、子ども家庭支援センター総合相談、教育センター
- 要支援家庭等対策委員会、地域ケア会議、障がい者差別解消支援地域協議会、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会
- 居住支援協議会

- 地域とつくる支援の輪プロジェクト、地域支え合い推進事業、高齢者見守りネットワーク事業
- 保護司による見守り、地域力推進会議・地区委員会の充実、青少年対策地区委員会、民生委員児童委員による見守り、身体・知的障がい者相談員事業
- 民生委員児童委員への支援
- 区民活動コーディネーター養成講座
- 区福祉職採用への働きかけと人材育成、地域包括支援センターの質的向上

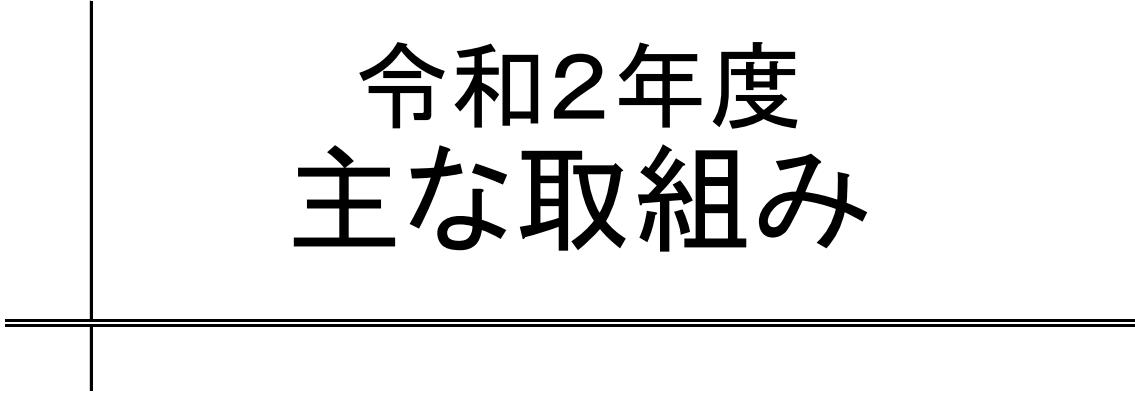
- 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査）、福祉サービス第三者評価、おおた福祉フェスの開催
- 災害時要配慮者対策
- 福祉避難所の体制整備

- 人権尊重の意識づくり、男女平等意識の向上、多文化共生の意識啓発、小中学校での福祉教育の推進、ひきこもり・生きづらさ茶話会

社会福祉協議会の役割

- ボランティア活動のマッチングと継続的な相談支援
- 地域活動団体の立ち上げ支援・伴走支援
- 地域活動団体のネットワーク化
- 地域の力を活用した個別支援の充実とアウトリーチ
- 地域福祉コーディネート機能の強化
- 地域福祉に携わる人材の確保、定着、育成の側面支援

- 大田区社会福祉法人協議会の活動の推進
- 災害時の援助機能の充実
- 福祉教育活動の支援



令和2年度 主な取組み

◎内容は主に「おおた重点プログラム」の事業を掲載しています。

1 ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善

(福祉管理課)

ユニバーサルデザインの視点からの区民サービスガイドラインを整備し、事業者として区役所が提供するサービスの改善を図ります。窓口サービスやホームページの改善など、情報アクセスやコミュニケーションの円滑化を推進します。

【取組み内容】

- ・ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン
- ・区民サービスのユニバーサルデザイン化

2 高齢者等の権利擁護の推進

(福祉管理課)

成年後見制度などの利用促進により、高齢者等の権利擁護を図ります。制度の周知に加え、必要に応じて区長申立てなどの利用の支援を行います。また、社会貢献型後見人の養成等、後見人の確保に努めます。

【取組み内容】

- ・成年後見制度利用促進中核機関の運営、検討・支援会議の実施
- ・成年後見制度等の活用支援
- ・後見人の確保

3 子どもの生活応援

(福祉管理課)

すべての子どもたちの将来が、生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけられるよう、地域と連携し、子どもの貧困対策を推進します。

【取組み内容】

- ・地域とつくる支援の輪プロジェクト
- ・離婚と養育費にかかる総合相談
- ・子どもの長期休暇応援プロジェクト
- ・大田区子ども生活応援基金の活用

4 福祉人材の確保・育成・定着

(福祉管理課)

一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められるなか、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足が今後課題となっていくため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた検討と実践に取り組みます。

【取組み内容】

- ・福祉人材の確保・育成・定着に関する事業
- ・(仮称)福祉人材センター機能設置検討

5 高齢者の就労促進

(高齢福祉課)

高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区 いきいき しごと ステーション)やシルバー人材センターへの支援を継続し、高齢者の就労の相談・支援、情報提供、講座や面接会を開催し、高齢者の就労意欲にきめ細かく応える体制を整備します。

【取組み内容】

- ・高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区 いきいき しごと ステーション)の運営
- ・シルバー人材センターへの支援

6 高齢者の地域活動、交流の活性化

(高齢福祉課)

老人いこいの家の再構築を踏まえた新たな取り組みを推進するとともに、地域に根ざしたシニアクラブの社会奉仕活動や生きがい活動、健康維持活動など高齢者の多様な活動を支援します。

【取組み内容】

- ・老人いこいの家の新しい取り組みの推進
- ・シニアクラブの活性化、地域との連携強化

7 高齢者が元気に過ごすための事業の充実

(高齢福祉課)

高齢者が、自立した生活を送れるようサポートするために、介護予防・生活支援サービス事業を充実させます。また、地域の社会資源等を活用し、介護予防の通いの場を拡充するなど、高齢者の健康・元気維持の取組を充実していきます。

【取組み内容】

- ・週1回の通いの場の拡充
- ・介護予防ボランティアの育成
- ・おおたフレイル予防事業
- ・介護予防・生活支援サービス
- ・おおた介護予防応援事業

8 地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の強化

(高齢福祉課)

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを、事業評価や職員研修の充実などにより、地域包括ケアシステムの核として強化します。関係機関と連携した問題解決に向け地域ケア会議を開催します。夜間・休日の相談窓口として、高齢者ほっとテレфонによる電話相談を引き続き実施します。また、大田区公共施設等総合管理計画に基づき、区民にとって利便性が高くなるよう区施設内への移転等を進めます。

【取組み内容】

- ・地域包括支援センターの運営推進
- ・地域ケア会議の実施
- ・高齢者ほっとテレfonの実施

9 認知症高齢者への支援

(高齢福祉課)

認知症の疑いがある人を早期診断・早期対応につなげるとともに、認知症の人や家族が状況に応じて適切なサービスの流れを紹介するため作成した認知症ケアパスを相談の場などで活用していきます。地域で認知症についての正しい理解を持つ人を増やし、認知症の人とその家族を見守り、支える体制整備を進めます。

【取組み内容】

- ・認知症ケアパスの検討・作成
- ・認知症サポーター養成講座事業
- ・認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の機能強化
- ・認知症カフェへの支援
- ・行方不明高齢者の捜索支援

10 医療機関との連携

(介護保険課)

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。認知症支援コーディネーター事業や地域ケア会議の実施により、医療機関との連携をさらに進めます。

【取組み内容】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備支援

11 介護保険施設等の整備支援

(介護保険課)

特別養護老人ホーム(ショートステイを含む)、老人保健施設、認知症高齢者グループホームの整備を推進するため、民間事業者の施設整備を支援します。

【取組み内容】

- ・特別養護老人ホームの整備支援
- ・老人保健施設の整備支援
- ・認知症高齢者グループホームの整備支援

12 子どもの発達支援の充実

(障害福祉課・障がい者総合サポートセンター)

発達障がい児が地域でのびのびと育つために、相談・支援体制の充実を図ります。また、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組むなど、その後のライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくために、18歳までの子どもを支援する体制を充実します。

【取組み内容】

- ・大田区発達障がい児・者支援計画の推進
- ・わかばの家の地域支援事業の充実

13 地域生活支援拠点等の整備

(障害福祉課)

地域での暮らしの安心感を確保し、慣れ親しんだ地域での自立を希望する人等に対する支援を充実させるため、地域における支援機能の集約と分担の明確化を図りながら、地域生活支援拠点等の整備を推進します。居住の場となる施設の整備や、施設・病院等から地域生活への移行支援と合わせて、障がい者の地域生活を切れ目なく支援します。

【取組み内容】

- ・グループホーム等整備支援

14 生活困窮者自立支援事業の実施

(生活福祉課)

生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を、困窮状態から早期に脱却させるため、本人の状態に応じた包括的な相談支援や就労支援を実施することにより、経済的自立を図ります。

【取組み内容】

- ・自立相談事業
- ・学習支援事業

15 障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ)の運営・充実

(障がい者総合サポートセンター)

専門性に基づいたサービス提供と地域の力を結集し、障がい者の生活をサポートする「拠点」とします。サポートセンターの機能拡充をはじめ保健・福祉に係る機能の充実を図り、ライフステージに応じた総合的な支援体制を確立します。

【取組み内容】

- ・障がい者総合サポートセンターの運営・充実
- ・多様な障がい種別に応じた支援の充実
- ・自立支援協議会との連携
- ・障がい理解啓発及び障がい者スポーツの促進

16 就労支援の充実

(障がい者総合サポートセンター)

従来の事業を障がい者総合サポートセンターに統合し、すべての障がい特性に応じた相談や支援・訓練を実施します。これまでの就労支援ネットワークを活用し、多様な障がいのある人の就労を促進するため、さらなるネットワークの構築を推進します。

【取組み内容】

- ・多様な障がいに対応した就労相談の推進
- ・就労の促進
- ・定着支援
- ・就労支援ネットワークの充実
- ・自立支援協議会との連携

事業一覧

※ 事業一覧記載事項説明

- 1 事業名の右側は、事業の種類と()内は財源の種別について、次の区分で記載しています。

(1) 事業の分類	(2) 特定財源の種別
○区・・・区の単独事業	○(国直、定額)・・・国庫支出金の直接事業による定額補助
○国補助・・・国庫補助事業	○(国○/○)・・・国庫支出金の補助割合による補助
○都補助・・・都補助事業	○(国間、定額)・・・国庫支出金の間接事業による定額補助
○都条例・・・都条例に基づく事業	○(国間○/○)・・・国庫支出金の間接補助割合による補助
○法定1・・・国の法定受託事務	○(都、定額)・・・都支出金の定額補助
○法定2・・・都の法定受託事務	○(都○/○)・・・都支出金の補助割合による補助
- 2 概要欄は、令和2年度の事業概要について記載しています。
- 3 実績欄は、基本的に令和元年度の実績について記載しています。

福祉管理課 事業一覧

事業名	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり	一部都補助（都1/2、区1/2）
概 要	<p>平成23年3月策定の「おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」において、令和元（2019）年度から取り組むアクションプランを平成30年度に改定しました。</p> <p>改定したアクションプランを基に、具体的な目標を掲げて下記の内容に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 UDパートナーによる、道路や区施設に対するユニバーサルデザイン合同点検を実施します。 2 小中学校での障がい者理解をテーマとした総合学習を支援します。 3 ユニバーサルデザインの更なる普及・啓発に取り組みます。 4 地域住民を対象に「地域におけるユニバーサルデザイン実践講座」を開催します。 5 ユニバーサルデザインの視点による窓口サービスの改善に取り組みます。 	
実 績	<p>1 道路、公園、区施設等のユニバーサルデザイン合同点検活動</p> <p>(1) 池上梅園 (2) 大田区立赤松小学校及び(仮称)大田区北千束二丁目複合施設 (3) 大田区立入新井第一小学校及び(仮称)大田区大森北四丁目複合施設 (4) 大田区立勝海舟記念館 (5) 糀谷駅前再開発地区 (6) 桜のプロムナード (7) 大田区青少年交流センター</p> <p>2 小中学校総合学習支援 37校 139時間</p> <p>小学校 33校 調布大塚小学校、東調布第三小学校、大森第四小学校、おなづか小学校 新宿小学校、千鳥小学校、山王小学校、小池小学校、西六郷小学校、 都南小学校、梅田小学校、矢口西小学校、池上第二小学校、 中萩中小学校、徳持小学校、東六郷小学校、久原小学校、志茂田小学校 東調布第一小学校、東蒲小学校、池上小学校、東糀谷小学校 入新井第四小学校、高畑小学校、萩中小学校、入新井第二小学校 相生小学校、馬込第二小学校、開桜小学校、南六郷小学校、 矢口東小学校、馬込小学校、道塚小学校</p> <p>中学校 4校 蒲田中学校、御園中学校、大森第二中学校、貝塚中学校</p> <p>3 ユニバーサルデザインの普及・啓発に向けた事業</p> <p>おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議 2回開催（6月、2月） UDパートナーの登録（46人） UD普及・啓発冊子（おおたUDライフ第2号）発刊</p> <p>4 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座</p> <p>おおたウェルカムボランティアを対象に実施（2月）</p> <p>5 窓口サービスのユニバーサルデザイン合同点検活動</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大抑止のため中止</p>	

事業名	福祉有償運送に係る運営協議会等	都補助・区
概 要	区内の移動困難な方に対して、N P O 法人等が提供する移送サービスの円滑な運営を図る上で必要な事項を協議するため、運営協議会を主宰します。あわせて、運行する団体を支援するための助成を行います。	
実 績	協議会開催 2回 運行団体数 4団体 助成総額 1,256,000円（4団体）	

事業名	社会福祉協議会に対する助成事業等			都補助・区
概 要	社会福祉協議会がボランティア活動の推進や地域での交流の場づくりなどを通じて、より一層の住民福祉の向上を図る目的で行う事業などに対し、区が助成を行います。			
実 績	1 人件費等 (1) 職員人件費 (25 人) 145, 265, 648 円 (2) 事務費 144, 310, 307 円 (3) 会費 945, 341 円 10, 000 円 2 各種事業 (1)食事サービスボランティア助成 延 9, 396 食 4, 186, 044 円 (2)地域協議会の運営 4, 112, 172 円 73, 872 円			

事業名	社会福祉協議会の運営 (成年後見センター事業への補助事業)			都補助 (都 1/2、区 1/2)																																														
概 要	社会福祉協議会「おおた成年後見センター」が行っている福祉サービス総合支援事業、成年後見あんしん生活創造事業への助成を通じて、成年後見制度等の広報や相談事業、法人後見活動等を支援し、高齢者等の権利擁護を支える基盤を強化します。親族以外の第三者による後見の担い手不足を解消するため、社会貢献型後見人の養成・支援に取り組んでいます。																																																	
実 績	1 福祉サービス総合支援事業 (1)利用者サポート事業 相談件数 4, 570 件 (相談内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>334 件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>34 件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（法定後見）</td> <td>2, 583 件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（任意後見）</td> <td>238 件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1, 372 件</td> </tr> </tbody> </table> (2) 福祉法律相談等 相談件数 124 件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R2. 3 月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 証書等預かりサービス</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>(4) 支払い代行サービス</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> <td>6 件</td> </tr> </tbody> </table> 2 成年後見センターあんしん生活創造事業 (1)専門相談 相談件数 41 件 (2)地域講演会等 開催回数 39 回 (3)法人後見 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R2. 3 月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 定 後 見</td> <td>4 件</td> <td>6 件</td> <td>24 件</td> </tr> <tr> <td>後 見 監 督</td> <td>0 件</td> <td>2 件</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>任 意 後 見 (契 約 数)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>任意後見人として活動した件数</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>2 件</td> </tr> </tbody> </table>				内 容	件 数	地域福祉権利擁護事業	334 件	証書等預かりサービス	9 件	支払い代行サービス	34 件	成年後見制度（法定後見）	2, 583 件	成年後見制度（任意後見）	238 件	その他	1, 372 件		新規	終了	R2. 3 月末現在	(3) 証書等預かりサービス	0 件	1 件	4 件	(4) 支払い代行サービス	0 件	3 件	6 件	種 目	新規	終了	R2. 3 月末現在	法 定 後 見	4 件	6 件	24 件	後 見 監 督	0 件	2 件	5 件	任 意 後 見 (契 約 数)	0 件	0 件	8 件	任意後見人として活動した件数	1 件	0 件	2 件
内 容	件 数																																																	
地域福祉権利擁護事業	334 件																																																	
証書等預かりサービス	9 件																																																	
支払い代行サービス	34 件																																																	
成年後見制度（法定後見）	2, 583 件																																																	
成年後見制度（任意後見）	238 件																																																	
その他	1, 372 件																																																	
	新規	終了	R2. 3 月末現在																																															
(3) 証書等預かりサービス	0 件	1 件	4 件																																															
(4) 支払い代行サービス	0 件	3 件	6 件																																															
種 目	新規	終了	R2. 3 月末現在																																															
法 定 後 見	4 件	6 件	24 件																																															
後 見 監 督	0 件	2 件	5 件																																															
任 意 後 見 (契 約 数)	0 件	0 件	8 件																																															
任意後見人として活動した件数	1 件	0 件	2 件																																															

事業名	民生委員児童委員	都補助（都定額）
概 要	<p>民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者（児）、高齢者、ひとり親家庭等で問題を抱えている人々に対して、相談援助にあたっています。また、児童や妊産婦に対しても、必要に応じ援助支援を行い、児童の健全育成にも努める民間の奉仕者です。</p> <p>従って、人格、識見が高く社会福祉の増進に熱意のある人の中から都知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱します。</p> <p>また、平成6年1月1日からは児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進を図っています。</p>	
実 績	<p>1 人数（令和2年3月31日現在） 定数507人（うち主任児童委員39人を含む） 大田区会長1人、大田区会長代理2人、地区会長18人、地区副会長45人</p> <p>2 活動状況 (1) 相談件数 5,817件 (3) 訪問回数 40,185回 (2) 活動日数 69,822日 (4) 調査書発行件数 621件</p> <p>3 各種会議 (1) 会長協議会 10回開催 (2) 地区協議会 ①定例 162回開催 ②自主 135回開催</p> <p>4 事項別部会（児童福祉・障がい福祉・生活福祉・高齢福祉・子育て支援・主任児童委員） 7回開催</p> <p>5 研修 (1) 全体研修 1回開催 (3) 新任研修 1回開催 (2) 会長研修 1回開催 (4) 専門研修 1回開催</p> <p>6 民生委員推薦会 (1) 推薦会 委員定数12人 1回開催 委員出席数 12人 推薦人数498人 (2) 推薦準備会 37回開催 委員出席数 409人 推薦人数498人</p> <p>7 その他 本庁舎において活動紹介パネル展開催(5月)</p>	

事業名	貸付事業（1）応急小口資金	区									
概 要	<p>目的 応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、小口資金を貸付けることによりその生活の安定と生活意欲の増進を図ります。</p> <p>内容 1 貸付額 一般18万円以内、特認45万円以内 2 利子 無利子 3 返還方法 貸付を受けた月の翌々月から月賦償還 18万円以内 20か月 18万円を超え 45万円以内 36か月</p> <p>対象 1 区内に3か月以上引き続き居住していること 2 世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下であること 3 災害・疾病その他の応急に必要な資金の調達が困難なこと</p> <p>申込受付 相談・申し込みは隨時</p>										
実 績	<table> <tr> <td>一般貸付</td> <td>12件</td> <td>1,080,000円</td> </tr> <tr> <td>特認貸付</td> <td>1件</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13件</td> <td>1,380,000円</td> </tr> </table>	一般貸付	12件	1,080,000円	特認貸付	1件	300,000円	計	13件	1,380,000円	
一般貸付	12件	1,080,000円									
特認貸付	1件	300,000円									
計	13件	1,380,000円									

事業名	貸付事業（2）奨学金	区
概 要	<p>目的 就学するための費用を支払うことが困難な者に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。</p> <p>内容 1 貸付額</p> <p>高校・高専・専修学校高等課程 国公立月額 14,000 円以内、私立月額 26,000 円以内</p> <p>大学・短大・専修学校専門課程 国公立月額 35,000 円以内、私立月額 44,000 円以内</p> <p>入学準備金 国公立高校等 70,000 円以内、私立高校等 220,000 円以内</p> <p>2 利子 無利子</p> <p>3 返還方法 卒業月の翌月から 1 年間据置後、20 年以内に年賦、半年賦又は月賦で返還。</p>	
対象	<p>1 区内に 1 年以上居住する者に扶養されている者</p> <p>2 経済的な理由により就学が困難な者</p> <p>3 高等学校（特別支援学校等を含む）、高等専門学校、大学及び専修学校高等課程又は専門課程に進学予定又は在学中の者</p> <p>4 大田区身体障害者奨学生でない者</p>	
願書配付及び申込受付開始	<p>1 在学生は 5 月上旬</p> <p>2 高等学校等進学予定者 9 月上旬、大学等進学予定者は 10 月中旬</p> <p>※高等学校等へ在学または進学を予定される方の募集は、令和 2 年度の募集をもって終了となります。</p>	
人材確保型特別減免制度（新規）	<p>区奨学金を借り入れ後、区内に居住し、本制度の事前申出申請から継続して 3 年間区内福祉関連施設等に勤め、区の指定する資格（介護福祉士、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭等）を有する等の要件を満たした方を対象に、区奨学金の返還額を最大で半額（上限額 105 万 6 千円）減免します。</p>	
実 績	<p>1 貸付額 446,194,000 円</p> <p>2 貸付人数 952 人（237 人） ※（ ）内の数字は新規貸付分 内訳：高校・高専・専修高等課程 国公立 69 人（14 人）、私立 69 人（23 人） 大学・専修専門課程 国公立 30 人（9 人）、私立 784 人（191 人） 入学準備金 10 人 内訳：国公立高校等 5 人、私立高校等 5 人</p>	

事業名	貸付事業（3）身体障害者奨学金貸付	区
概 要	<p>目的 専修学校に就学するために必要な学資金を貸付けることにより、自家営業又は企業への就職による自立を促進することを目的とします。</p> <p>内容 1 貸付額 月額 44,000 円以内 入学準備金 220,000 円以内</p> <p>2 利子 無利子</p> <p>3 返還方法 卒業月の翌月から 1 年据置後、20 年以内に半年賦又は年賦で返還。</p>	
対象	<p>1 区内に 1 年以上引き続き居住していること</p> <p>2 身体障害者手帳を所持する者</p> <p>3 申込み日において 55 歳未満の者</p>	
申込受付	随時（相談窓口は各地域福祉課）	
	※本制度は、令和 2 年度の募集をもって終了となります。	
実 績	奨学金貸付 0 人 0 円 入学準備金 0 人 0 円	

事業名	給付型奨学金(高等学校等給付型奨学金)(新規) 区	
概 要	<p>目的 高等学校等に進学をする住民税非課税世帯の生徒を対象に、入学時に必要な費用を奨学金として、入学前の3月に一人8万円を給付することにより、入学時の経済的・心理的負担を軽減します。</p> <p>内容 1 給付額 一人80,000円（入学準備金として） 2 支給人数 125人程度</p> <p>対象 1 区内に1年以上居住する者に扶養されている者。 2 令和3年度に高等学校等に進学をする生徒。 3 住民税非課税世帯の生徒(同一世帯の方すべてが非課税であること)。 4 学業成績が平均3.0以上であること(5段階評定)。 5 生活保護受給世帯の生徒でないこと。</p> <p>願書配付及び申込受付開始 9月上旬</p>	
事業規模	(支給人数)	125人程度 (予算額) 10,000,000円

事業名	給付型奨学金積立基金給付金事業 区	
概 要	<p>目的 区民の方からの寄付を基に、経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志ある学生に一定額を給付し、以て社会に貢献し得る有用な人材を育成する。</p> <p>内容 1 給付額 一人あたり300,000円（入学金相当として） 2 支給人数 40人程度</p> <p>対象 1 大田区奨学金の申込み資格を満たした令和3年4月大学等に入学予定の者 2 大田区奨学金申込者のうち経済的に困窮し、かつ極めて学業優秀な者 3 以前に大田区の給付型奨学金を受けたことがない者 1～3の条件をすべて満たしている者</p> <p>願書配付及び申込受付開始 10月中旬（大田区奨学金（貸付型）申込みと同時に申し込むこと。給付型奨学金単独の申込みは不可）</p>	
実 績	<p>1 給付額 8,100,000円 2 給付人数 27人</p>	

事業名	行旅病人・死亡人取扱 都補助（都定額）	
概 要	<p>目的 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人の援護及び費用の弁償、行旅死亡人の埋火葬を行います。</p> <p>内容 行旅病人が医療機関に搬送され区に通報があった場合に実態調査を行い、東京都福祉保健局に協議し、医療費、日用品費、被服費の負担をします。また、行旅死亡人の葬祭、官報掲載を行います。</p> <p>対象 1 行旅病人 区内に行旅中に病気等で入院治療を要する状態に陥りながら療養の費用等を有しない者 2 行旅死亡人 区内で死亡し、身元が判明せず、引取人のいない者</p>	
実 績	行旅病人 0件 行旅死亡人 130件	

事業名	成年後見制度利用促進・支援事業	都補助（都1/2、区1/2）										
概要	<p>大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、区は地域連携ネットワークをコーディネートする「中核機関」を設置します。そして、支援関係者が対応に悩む事例等に対して、多角的な支援で支援方針を検討する「検討・支援会議」を実施します。</p> <p>判断能力が不十分な状態にあり成年後見制度を利用する必要性は高いが、単身、親族関係が疎遠等の事情により制度利用の手続きを進められないとき、区長が申立人となり、家庭裁判所に「後見開始の審判」等を申し立てます。</p> <p>また、低所得等の事情があり、後見報酬等を負担することが難しい方に、報酬等の一部または全額を助成します。</p> <p>人生100年時代といわれる今日において、区民が生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから老いじたくを進めるために相談会を開催します。</p>											
実績	<table> <tr> <td>1 家庭裁判所申立件数</td> <td>36件</td> </tr> <tr> <td>(内 訳) 高齢者</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>2 成年後見制度利用支援（後見報酬助成）</td> <td>38件</td> </tr> </table>	1 家庭裁判所申立件数	36件	(内 訳) 高齢者	34件	知的障がい者	2件	精神障がい者	0件	2 成年後見制度利用支援（後見報酬助成）	38件	
1 家庭裁判所申立件数	36件											
(内 訳) 高齢者	34件											
知的障がい者	2件											
精神障がい者	0件											
2 成年後見制度利用支援（後見報酬助成）	38件											

事業名	地域福祉計画推進会議	区
概要	平成31（令和元）年度からの5か年計画として、「大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。地域での支えあいを広め、誰もが地域社会から孤立することなく、生きがいと役割を持って暮らしていくために、「地域力」を大きな原動力として、「地域共生社会」の実現に向けて普及・啓発に努めるとともに、計画の進行管理を行います。	
実績	<p>推進会議開催 2回（7月、1月）</p> <p>地域福祉計画推進事業開催 1回（2月）</p>	

事業名	地域支援事業 地域支え合い推進事業（新規）	国補助（国25%、都12.5%、 支払基金交付金27%、 区繰出金12.5%、1号保険料23%）
概要	大田区版「地域共生社会」の実現に向けて、地域ささえあい強化推進員と社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが連携して、地域の福祉課題の解決のために、人と人、人と資源をつなぐコーディネートに取り組み、 <u>地域</u> の自助力、互助力の推進を支援します。	
	※令和2年度から地域支え合い推進事業の一部事業の対象を「高齢者の支えあい」から「地域の支えあい」に対象を広げ、高齢福祉課から福祉管理課に予算を一部再配当しています。	
事業規模	<p>1 支え合いの推進を専任する地域ささえあい強化推進員8人（大森地域、調布地域、蒲田地域、糀谷・羽田地域に各2人）の配置による地域での支え合い活動の醸成</p> <p>2 支え合いを推進するための地域福祉を推進するコーディネーターのスキルアップ研修の実施</p>	

事業名	福祉人材の確保・育成・定着（新規）	一部都補助・区
概 要	一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められるなか、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足が今後課題となっていくため、福祉人材の確保・育成・定着に向け（仮称）大田区福祉人材センターの機能検討と実践に取り組みます。	
事業規模	1 （仮称）大田区福祉人材センター有識者懇談会の開催 大田区における福祉人材施策の目的や機能を有識者の意見を踏まえて検討します。 2 福祉人材の確保・育成・定着の実践 (仮称) 大田区福祉人材センター設置の検討を進めながら、試行的に施策を実施します。	

事業名	おおた 子どもの生活応援プランの推進	一部都補助・区
概 要	すべての子どもたちの将来がその生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざし、平成 28 年度に策定した「おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）」を効果的かつ着実に推進します。 プランの進捗状況及び効果について検証、評価等を行うため、学識経験者、地域代表等で構成される「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」を開催します。 また、本プランの最も重要な考え方である「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」に関する意識啓発を行うとともに、区民や地域活動団体の自主的な活動を支援するための基盤づくりを行います。	
実 績	1 「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」：2回（7月、2月） 2 令和元年度新規事業「子どもの長期休暇応援プロジェクト」：3か所のべ12団体（8月）、6か所6団体（3月） 3 令和元年度新規事業「離婚と養育費にかかる相談」：2回（6月、11月） 4 「地域とつくる支援の輪プロジェクト」：準備会（計10回）、全体会（12月） 5 区民向け出前講座（地区民協等）：2か所	

事 業 名	生活安定応援事業	都補助
概 要	生活保護に至らない低所得者の支援のため、低所得世帯の中高生に学習塾等受講料や高校・大学受験料の貸付を行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」の申請・相談窓口を社会福祉協議会に設置しています。	
実 績	受験生チャレンジ支援貸付事業 相談件数 2,049 件 貸付実績：中3生 学習塾等受講料 105 件、高校受験料 97 件 高3生 学習塾等受講料 53 件、大学受験料 74 件	

事業名	特別永住者等特別給付金事業	区
概 要	目的 日本国籍を有していないため国民年金に加入することができなかった高齢者、又は重度心身障がいの方で日本国籍を有していないため障害基礎年金を受けられなかった方に給付金を支給します。 内容 1 特別永住者等特別給付金 月額 10,000 円 2 重度心身障害者特別給付金 月額 30,000 円 支給時期：8月、12月、4月に前4か月分を支給 対象 1 特別永住者等特別給付金 在留資格が特別永住者で、次のすべてに該当する方 (1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方 (2) 生活保護を受けていない方 (3) 公的年金を受給していない方 (4) 重度心身障害者特別給付金を受給して	

	<p>いない方 (5) 本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年所得が基準以下の方</p> <p>2 重度心身障害者特別給付金 在留資格が特別永住者で、次のすべてに該当する方 (1) 昭和 57 年 1 月 1 日前に満 20 歳に達している方 (2) 昭和 57 年 1 月 1 日前に重度心身障がい者であった方又は同日以降に重度心身障がい者となった方で、その障害の発生原因となった傷病の初診日が同日前の方 (3) 生活保護を受けていない方 (4) 公的年金を受給していない方 (5) 本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年所得が基準以下の方</p>
実績	1 特別永住者等特別給付金 3 人 2 重度心身障害者特別給付金 0 人

事業名	社会福祉法人の認可・指導監査等事務	一部国補助 (国 1/2、区 1/2)								
概要	<p>目的 社会福祉法人の認可及び指導監査等を実施し、法人の適正な運営、福祉サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図ります。</p> <p>内容 法人の設立認可、定款変更の認可及び指導監査等を行います。また、法人の社会福祉充実計画の審査・承認、財務諸表等電子開示システムの確認事務及び制度の周知等のために社会福祉法人指導連絡会を開催しています。</p> <p>対象 大田区長が所轄庁となる社会福祉法人（主たる事務所が大田区内にあり、かつ事業も大田区内でのみ実施する法人（19 法人））</p>									
実績	<table> <tr> <td>1 社会福祉法人の定款変更認可</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>2 社会福祉充実計画の承認</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>3 社会福祉法人の指導監査</td> <td>8 法人</td> </tr> <tr> <td>4 社会福祉法人指導連絡会</td> <td>1 回開催</td> </tr> </table>		1 社会福祉法人の定款変更認可	1 件	2 社会福祉充実計画の承認	2 件	3 社会福祉法人の指導監査	8 法人	4 社会福祉法人指導連絡会	1 回開催
1 社会福祉法人の定款変更認可	1 件									
2 社会福祉充実計画の承認	2 件									
3 社会福祉法人の指導監査	8 法人									
4 社会福祉法人指導連絡会	1 回開催									

事業名	障害福祉サービス事業者等の指導等	区
概要	<p>目的 障害福祉サービス事業者等の指導検査を実施し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を図ります。</p> <p>内容 障害福祉サービス事業者等が運営する事業所等において、関係書類を確認した上でヒアリングを行い、基準の適合状況等について講評を行います。</p> <p>対象 区内の障害福祉サービス事業者等。</p>	
実績	障害福祉サービス事業者等の実地指導 39 事業所	

事業名	介護保険サービス事業者等の指導等	区				
概要	<p>目的 介護保険サービス事業者等に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ります。</p> <p>内容 1 集団指導 事業者連絡会等を活用し、若しくは事業種別毎の個別開催により、当該年度の実施方針、重点項目及び指導結果概要等について、講習等の方法により実施します。 2 実地指導 介護保険サービス事業者等が運営する事業所において、関係書類を確認した上でヒアリングを行い、基準の適合状況について講評を行います。</p> <p>対象 区内の介護サービス事業者等。</p>					
実績	<table> <tr> <td>1 集団指導</td> <td>2 回開催</td> </tr> <tr> <td>2 実地指導</td> <td>92 事業所</td> </tr> </table>		1 集団指導	2 回開催	2 実地指導	92 事業所
1 集団指導	2 回開催					
2 実地指導	92 事業所					

事業名	福祉システムの運用開発に関する事業		一部国補助(都1/2、区1/2)
概要	目的・内容 福祉部内の高齢障害システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システムを利用する業務の効率的かつ正確な執行を担保するために、法改正等による対象事務の業務要件変更などのシステムを取り巻く様々な状況の変化に適切な対応を実施し、安全で適正なシステムの運用・開発を行います。		
実績	各システムにおける主な対象事業、利用部門と事業実績額は以下のとおりです。 ○高齢障害システム 高齢福祉事業 15事業 障害者福祉事業 27事業 地域生活支援事業 1事業 医療費助成事業 1事業 共通事業 3事業 合計 47事業 (利用部門：17課) 福祉管理課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、各地域福祉課、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、健康医療政策課、健康づくり課、各地域健康課、子ども家庭支援センター（計437ユーザ） ○生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム 生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する相談、給付事業等 9事業 (利用部門：5課) 各生活福祉課、福祉管理課（計302ユーザ） ○実績額 84,639,868円 ・各システムの保守運用委託等 27,027,640円 ・各システムの制度改正対応改修委託（計8事業） 5,478,446円 ・高齢障害システム改元対応改修委託 660,960円 ・各システム機器更改対応準備委託 51,472,822円		
事業名	社会福祉センター維持管理経費		
概要	区民の福祉活動に参加する意欲と機会を活かす場として、また、区内の福祉関係機関（団体）や各種福祉施設が一体となって福祉事業を進めていく拠点として整備されました。		
実績	1 名 称 大田区社会福祉センター（大田区・山口共同ビル） 2 所在地 大田区西蒲田七丁目49番2号 3 建物規模等 地下1階 地上9階 全体延面積 2,966.904m ² 大田区専有部分 1,397.38m ² 4 経 費 (1) 賃借料 51,752,250円 (2) 共益費等 25,979,336円 (3) ビル管理業務委託費等 10,120,701円		

事業名	中国帰国者等地域生活支援事業		国補助（国直、10/10）
概要	目的 中国残留邦人等が地域においていきいきと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習の支援、通訳派遣等の生活支援を行うことにより地域支援を促進します。 内容 1 中国帰国者等支援ネットワーク事業 (1) 日本語交流事業 2 地域での日本語教育支援 (1) 日本語教室 3 自立支援通訳等派遣 (1) 自立支援通訳員派遣 (2) 自立指導員派遣 4 地域生活支援プログラム事業 対象 生活保護又は支援給付を受けている中国帰国者、配偶者及び二世等		

実績	1 中国帰国者等支援ネットワーク事業 (1) 日本語交流事業	開催：60回
	2 地域での日本語教育支援 (1) 日本語教室	開催：31回
	3 自立支援通訳等派遣 (1) 自立支援通訳員派遣	派遣回数：298回
	(2) 自立指導員派遣	派遣回数：34回
	4 地域生活支援プログラム事業 (1) 日本語教室に通学する交通費等の支給	支給延人数：73人
		(2) 生活相談
		就労 0件 日本語学習 9件 医療・健康 89件 介護 10件
		家族関係 4件 人間関係 4件 在留資格 1件 金銭 0件
		通訳・翻訳 10件 制度手続 23件 その他 124件

事業名	災害時要援護者対策の推進（福祉管理課分）	①区 ②都補助（都1/2）
概要	<p>1 避難行動要支援者名簿</p> <p>災害対策基本法に基づいた避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意に基づいて避難支援等関係者に配布します。</p> <p>（名簿登録対象者）</p> <p>区内居住者のうち、次のいずれかに該当する方（施設入所者等を除く。）</p> <p>ア 65歳以上で要介護3～5 イ 視覚障がい1・2級 ウ 下肢障がい又は体幹機能障がい1～3級 エ 移動機能障がい1～4級 オ 聴覚障がい2・3級 カ 愛の手帳1～4度 キ 65歳以上のひとり暮らしで避難行動に支援が必要な方 ク その他、避難行動に支援が必要な方</p> <p>（避難支援等関係者）</p> <p>警察署、消防署、民生委員、自治会・町会、地域包括支援センター</p> <p>2 災害時個別支援計画</p> <p>災害時に特に避難支援が必要とされる在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、訪問看護ステーションに委託して災害時の個別支援計画を作成します。また、個別支援計画作成より原則2年を経過した方を対象に、計画の更新を行います。</p> <p>※個別支援計画の新規作成は平成27年度から、計画更新は平成30年度より実施。</p>	
実績	<p>1 避難行動要支援者名簿の更新 1回</p> <p>2 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 新規作成 3件 計画更新 13件</p>	

事業名	旧軍人等に対する援護事務			法定 1												
概 要	<p>(目的)</p> <p>1 特別弔慰金関係 公務等のために殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に対し、国として弔慰の意を表することを目的とします。</p> <p>2 国債買上貸付事務 毎年定期的に償還している国債を、例外として生活保護受給者に対し国が買い上げによる一括償還並びに個人事業資金の担保貸付を行います。</p>															
(内容)																
<p>1 特別弔慰金関係</p> <p>(1) 特別弔慰金 満州事変以後の戦傷病死した軍人、軍属等の遺族のうち基準日において公務扶助料等の受給権者のいない遺族に国債が支給される。</p> <p>(2) 戦没妻特別給付金 満州事変以後の戦傷病死した軍人、軍属等の妻や父母等であって、基準日において公務扶助料を受ける権利のある者に国債が支給される。</p> <p>(3) 戦傷妻特別給付金 基準日において傷病年金等の給付を受けていた戦傷病者と婚姻関係にある妻に国債が支給される。</p> <p>2 国債買上貸付事務</p> <p>(1) 特別買上償還 每年定期的に償還している国債を一括して買い上げる。</p> <p>(2) 担保貸付 国債記名者が事業資金を必要とする場合、国債を担保に金融公庫等から貸付を受けることができる。</p>																
(対象)																
<p>1 特別弔慰金関係 戰没者等の遺族及び戦没者等の妻、戦傷病者の妻</p> <p>2 国債買上貸付事務 生活保護受給者及び低所得世帯</p>																
実 績	<p>1 特別弔慰金関係</p> <table> <tr> <td>特別弔慰金進達</td> <td>0 件</td> <td>特別弔慰金国債交付</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>戦没妻特別給付金進達</td> <td>0 件</td> <td>戦没妻特別給付金国債交付</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>戦傷妻特別給付金進達</td> <td>0 件</td> <td>戦傷妻特別給付金国債交付</td> <td>1 件</td> </tr> </table> <p>2 国債買上貸付事務 買上償還証明書発行 0 件 担保貸付 0 件</p>				特別弔慰金進達	0 件	特別弔慰金国債交付	0 件	戦没妻特別給付金進達	0 件	戦没妻特別給付金国債交付	0 件	戦傷妻特別給付金進達	0 件	戦傷妻特別給付金国債交付	1 件
特別弔慰金進達	0 件	特別弔慰金国債交付	0 件													
戦没妻特別給付金進達	0 件	戦没妻特別給付金国債交付	0 件													
戦傷妻特別給付金進達	0 件	戦傷妻特別給付金国債交付	1 件													

高齢福祉課・地域福祉課 事業一覧

事業名	地域包括ケアシステムの深化・推進																																									
概 要	<p>(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを核として、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を着実に実行します。</p> <p>実行に当たっては、特別出張所を単位とした18地域ごとの日常生活圏域を中心 に、地域力を活かした地域包括ケアシステムを構築していきます。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域ケア会議の開催 2 生活支援サービスの体制整備 3 在宅医療・介護連携の推進 																																									
実 績	<p>地域ケア会議の開催</p> <p>1 個別レベル会議</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支援困難ケース</th> <th>自立支援ケース</th> <th>ケアマネ支援</th> <th>その他</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討件数</td> <td>59</td> <td>74</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 日常生活圏域レベル会議（18 地区で実施、4 基本圏域で集計）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 基本圏域レベル会議</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 区レベル会議 2回</p>							支援困難ケース	自立支援ケース	ケアマネ支援	その他	合 計	検討件数	59	74	9	1	143		大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	実施回数	4	16	11	14	45		大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	実施回数	2	3	2	1	8
	支援困難ケース	自立支援ケース	ケアマネ支援	その他	合 計																																					
検討件数	59	74	9	1	143																																					
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																																					
実施回数	4	16	11	14	45																																					
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																																					
実施回数	2	3	2	1	8																																					

事業名	災害時要援護者対策の推進					
概 要	<p>1 (避難行動要支援者名簿)</p> <p>要介護3以上に認定された高齢者等で、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。</p> <p>◎詳細は、P 1 7 「災害時要援護者対策の推進（福祉管理課分）」参照</p> <p>2 (福祉避難所の整備)</p> <p>学校避難所での避難生活が困難な要配慮者の安全確保を図っていくため、福祉避難所の整備を進めています。</p>					
実 績	<p>1 福祉避難所 27 施設</p> <p>福祉避難所運営訓練（図上訓練）実施</p> <p style="text-align: right;">(令和2年3月末現在)</p>					

事業名	福祉サービス普及事業					
概 要	<p>1 高齢者のための保健福祉サービスガイド</p> <p>(目的) 保健福祉サービスに関する施策などを区民にわかりやすく説明したサービスガイドを作成し、保健福祉施策の周知を図ります。</p> <p>2 高齢者保健福祉のハンドブック</p>					

	<p>(目的) 高齢者に関する諸制度、施策等をわかりやすく説明した冊子を作成し、区民からの相談・助言の手引き書とします。</p> <p>(内容) 「高齢者保健福祉のハンドブック」を関係職員及び民生委員、関係機関等に配布します。</p>
実績	<p>1 高齢者のための保健福祉サービスガイド 13,000 部</p> <p>2 高齢者保健福祉のハンドブック 1,550 冊</p>

事業名	高齢者の民間賃貸住宅確保事業	都補助（都 10/10）
概要	<p>大田区生活支援付すまい確保事業</p> <p>(目的) 住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援と見守りなど下記の生活支援を一体的に提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不動産店への同行や不動産情報などの収集を行い、入居契約につながるようお手伝いします。 入居後の電話などによる安否確認、訪問による見守りを行い、安心して生活できるようにお手伝いします。 対象の高齢者及び家主からの相談に電話等で対応します。 <p>(対象者) 建築調整課が実施している「高齢者等住宅確保支援事業」で民間賃貸住宅の入居契約ができなかった、大田区内に1年以上居住している 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上と 60 歳以上の方のみで構成される世帯。</p>	
実績	<p>申込件数 54 件</p> <p>入居契約成立件数 8 件</p>	

事業名	シニアクラブ運営助成 (1) 単位クラブ助成	都補助（都 2/3、区 1/3）
概要	<p>(目的) ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動を行っているシニアクラブに対し、その運営費を助成し、高齢者福祉の増進に資します。</p> <p>(対象) 「大田区シニアクラブ運営要綱」に準拠して運営されるシニアクラブで、設立後3か月以上活動を続けているクラブが対象となります。</p>	
実績	<p>登録クラブ数：158 クラブ（助成クラブ数：157 クラブ／休会：1 クラブ）</p> <p>会員数：15,603 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会奉仕活動（防犯防災活動・地域のボランティア・地域交流活動） 7,300 回（令和元年度件数） 健康を進める活動（心身の健康増進や介護予防に関する運動等） 12,304 回（令和元年度件数） 生きがいを高める活動（学習会・教養講座・文化伝承活動等の各種活動） 10,930 回（令和元年度件数） その他社会活動（総会・役員会・定例会・会報、資料印刷等） 5,689 回（令和元年度件数） 	

事業名	シニアクラブ運営助成 (2) シニアクラブ連合会助成	都補助 (都2/3、区1/3)
概 要	(目的) 会員の福祉の向上とシニアクラブの発展のために、シニアクラブ連合会が実施する事業に対して助成します。	
実 績	<p>(主な実施事業)</p> <p>1 連合会定例理事会 (月1回)</p> <p>2 連合会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニア連だより発行 (年2回／8月・1月) ・いきいきクラブ体操活動 (月1回) ・ゲートボール大会 (11月) ・民踊大会 (6月) ・東老連輪投げ大会 (6月) ・輪投げ競技大会 (9月) ・カラオケコンクール大会 (10月) ・文芸作品展 (11月) ・囲碁将棋親善大会 (2月) ・女性部活動 (通年) <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動別研修(全老連各種研修会・東老連会議、各種研修会・健康づくり大学校受講等) ・O T Aふれあいフェスタ・高齢者交通安全のつどい・赤い羽根共同募金等 	

事業名	公益社団法人大田区シルバー人材センター助成	都補助 (都1/2、区1/2)
概 要	(目的) 自らの能力や経験を生かして働きたい高齢者や短時間労働を希望する高齢者などを会員として登録し、働く機会を確保するとともに、地域社会の発展に貢献することを目的としている公益社団法人大田区シルバー人材センターが、円滑な事業運営を図るために助成します。	
実 績	<p>会員数 3,114人 就業率 62.91%</p> <p>受託件数 18,201件</p> <p>1 安全就業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会時研修 (年30回) ・自転車実技講習会・事故未然防止講習会等各種研修 ・安全パトロール (7月・11月) ・体力測定会 ・交通安全講習会 <p>2 適正就業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注時現場訪問 ・就業訪問 <p>3 就業開拓提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業開拓コーディネーターによる他周知活動・チラシ各戸配布 ・イベント時周知活動・ホームページ掲載・ボランティア、社会奉仕活動事業 	

事業名	大田区シルバー人材・保育アシスタント事業	都補助 (都10/10)
概 要	大田区シルバー人材センターの労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の対象を保育・子育て支援分野(保育・調理等の業務補助)へ拡大し、都と連携してシルバー人材センターの取り組みを支援します。	
	<p>1 保育補助等の担い手(保育アシスタント)となる高齢者の掘り起しのために、事業説明会や養成講座を実施します。</p> <p>2 保育園や幼稚園を運営する事業者等への周知や広報活動を行い、就業開拓や円滑な事業運営を推進します。</p>	

実績	1 対象者 41人 2 事業説明会 12回 3 養成講座 12回 4 事業者等への周知(広報活動) 4回
----	---

事業名	高齢者就労支援事業	都補助（都1/2、区1/2）										
概要	<p>(目的) 高齢者が経験や知識、技能や能力を生かし、就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくりを進めます。</p> <p>(内容) 「大田区 いきいき しごと ステーション」の次の事業運営経費を補助します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する無料職業紹介事業 2 高齢者に対する就業促進事業 3 高齢者に対する地域における多様な働き方に対する支援事業 <p>(対象) おおむね 55歳以上</p>											
実績	<table> <tr> <td>1 求職者数</td> <td>2,140人</td> </tr> <tr> <td>2 就職者数</td> <td>168人</td> </tr> <tr> <td>3 求人開拓件数</td> <td>2,662件</td> </tr> <tr> <td>4 就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）</td> <td>3,946人</td> </tr> <tr> <td>5 社会参加等に関する相談者数</td> <td>419人（72件）</td> </tr> </table>		1 求職者数	2,140人	2 就職者数	168人	3 求人開拓件数	2,662件	4 就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）	3,946人	5 社会参加等に関する相談者数	419人（72件）
1 求職者数	2,140人											
2 就職者数	168人											
3 求人開拓件数	2,662件											
4 就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）	3,946人											
5 社会参加等に関する相談者数	419人（72件）											

事業名	元気高齢者就労サポート事業	都補助（都10/10）									
概要	<p>(目的) 保育施設又は介護施設への就労を希望する高齢者に対し、専門的な講座（講義及び実習）を実施し、実践的な技術・能力習得の機会を提供します。講座実施後に行う就職面接会を通して、就労に向けた総合的な支援を行います。</p> <p>(内容) 「大田区 いきいき しごと ステーション」への補助により実施します。</p>										
実績	<table> <tr> <td>保育補助員養成講習会</td> <td>1回</td> <td>参加者 19人</td> </tr> <tr> <td>介護職員等体験セミナー</td> <td>1回</td> <td>参加者 5人</td> </tr> <tr> <td>合同就職面接会</td> <td>1回</td> <td></td> </tr> </table>		保育補助員養成講習会	1回	参加者 19人	介護職員等体験セミナー	1回	参加者 5人	合同就職面接会	1回	
保育補助員養成講習会	1回	参加者 19人									
介護職員等体験セミナー	1回	参加者 5人									
合同就職面接会	1回										

事業名	生涯現役に向けた社会参加推進事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	<p>(目的) 団塊の世代や元気な高齢者の社会参加を進め、高齢者の生活支援サービスの体制整備や地域の支え合い等に役立て、高齢者の力を発揮する機会を創出します。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 おおた生涯現役応援サイトの運営 高齢者が気軽に地域活動等に参加し、活躍する機会や場の提供等の情報を発信します。 	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 おおた生涯現役応援サイトの運営 登録団体 70団体、人材登録 44人 2 シニアの居場所づくり事業（令和元年度で事業終了） 団体助成 3団体 	

事業名	いきいき高齢者入浴事業		区
概 要	<p>(目的) 入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。</p> <p>(内容) 入浴証は、年間 36 回、1 回 200 円の自己負担で、公衆浴場が利用できます。</p> <p>(対象) 70 歳以上の方</p>		
実 績	入浴証引換人数：27,999 人 利用回数：延 450,248 回		

事業名	おおた介護予防応援事業	都補助・区
概 要	<p>(目的) 利用者本人とサービス提供事業者が一体となって利用者自らが日常生活で「できる」ことを増やしていくための取組を評価することで、事業者の取組意欲の向上を促し、より質の高いケアの提供を図り、大田区における介護予防の取組のより一層の推進をめざします。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事例集により効果的な取組を広く周知し、介護予防の取組を推進します。 2 第 1 期事業の評価分析を行い、令和 3 年度以降の事業の在り方を検討します。 	
実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 エントリー数 25 チーム 2 評価委員会にて優秀な取組を行った 5 チームを選出 3 大田区介護保険事業者連絡会で表彰 4 事例集の作成 	

事業名	要介護高齢者支援事業 (1) 高齢者出張理髪・美容サービス	区
概 要	<p>(目的) ネタきりの状態にあって日常生活に支障のある高齢者に対して、理髪・美容を行うことにより、高齢者の保健衛生の向上を図ります。</p> <p>(内容) 理髪（調髪及び顔そり）・美容（カットのみ）を対象者宅において行います。希望者に利用券を年間 4 枚（10 月 1 日以降は 2 枚）配布します。</p> <p>(対象) 65 歳以上の常時ねたきりで、理・美容店に行くことが困難な方</p>	
実 績	出張理容利用人数 延 846 人 出張美容利用人数 延 636 人	

事業名	要介護高齢者支援事業 (2) 高齢者寝台自動車利用助成事業	区
概 要	<p>(目的) ネタきり状態にある高齢者が、老人福祉施設・老人保健施設・ショートステイへの入所、転院、入退院、通院等で寝台自動車を利用するとき、利用料金の一部を助成し、利用者及びその家族の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 希望者に 5,000 円の補助券を年間 6 枚（10 月 1 日以降は 3 枚）配布します。</p> <p>(対象) 65 歳以上の常時ねたきりで、寝台車による以外に移動の手段をもたない方</p>	
実 績	利用人数 延 943 人	

事業名	要介護高齢者支援事業（3）高齢者健康回復事業	区
概 要	<p>(目的) ねたきりの状態にあって、日常生活に支障のある高齢者及び介護者に対し、マッサージ等を行うことにより、疲労回復、健康増進を図ります。</p> <p>(内容) はり・きゅう・マッサージを、対象者の居宅又は区が指定する治療院において行います。</p> <p>希望者に利用券を年間4枚（10月1日以降は2枚）配布します。</p> <p>(対象) 65歳以上の常時ねたきりの方及びその方を在宅で介護している家族</p>	
実 績	利用人数 延 206人	

事業名	ねたきり高齢者訪問歯科支援事業	区																																
概 要	<p>(目的) 歯科医療機関への通院が困難なねたきり高齢者に対し、歯科衛生士による事前確認後、必要に応じ、歯科医師の訪問による歯科健康診査や摂食嚥下機能健診を行い、心身機能の低下防止、健康の保持・向上を図ります。</p> <p>(対象) 原則として区内に居住する、おおむね65歳以上の在宅でねたきりの状態等にある高齢者</p>																																	
実 績	<p>(件数)</p> <table border="1"> <tr> <th>受付件数</th> <th>歯科医師会依頼件数</th> <th>歯科健康診査</th> <th>摂食嚥下機能健診</th> </tr> <tr> <td>94件</td> <td>94件</td> <td>86件</td> <td>延23件</td> </tr> </table> <p>(歯科健康診査結果：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">治療不要</th> <th rowspan="2">経過観察</th> <th rowspan="2">要治療</th> <th colspan="2">指導の必要性</th> <th colspan="4">摂食嚥下機能健診の必要性</th> </tr> <tr> <th>要指導</th> <th>不要</th> <th>問題なし</th> <th>経過観察</th> <th>機能健診</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>14</td> <td>72</td> <td>63</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>23</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	受付件数	歯科医師会依頼件数	歯科健康診査	摂食嚥下機能健診	94件	94件	86件	延23件	治療不要	経過観察	要治療	指導の必要性		摂食嚥下機能健診の必要性				要指導	不要	問題なし	経過観察	機能健診	その他	0	14	72	63	16	23	8	23	0	
受付件数	歯科医師会依頼件数	歯科健康診査	摂食嚥下機能健診																															
94件	94件	86件	延23件																															
治療不要	経過観察	要治療	指導の必要性		摂食嚥下機能健診の必要性																													
			要指導	不要	問題なし	経過観察	機能健診	その他																										
0	14	72	63	16	23	8	23	0																										

事業名	高齢者補聴器購入費助成事業	区																		
概 要	<p>(内容) 聴力機能の低下により家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用として、20,000円を限度に助成します。一人1回限りで、修理代は対象外です。</p> <p>(対象) 住民税非課税世帯の70歳以上で医師が補聴器の使用を必要と認めている方。 ただし、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は、除きます。 (各地域福祉課で実施)</p>																			
実 績	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>助成人数</td> <td>34</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>9</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>680,000</td> <td>200,000</td> <td>420,000</td> <td>180,000</td> <td>1,480,000</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	助成人数	34	10	21	9	74	助成金額	680,000	200,000	420,000	180,000	1,480,000	
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計															
助成人数	34	10	21	9	74															
助成金額	680,000	200,000	420,000	180,000	1,480,000															

事業名	高齢者自立支援住宅改修助成事業	都補助（都1/2、区1/2）
概 要	(目的) 日常生活に支障のある高齢者がいる世帯に対し、住宅の改修に要する費用を助成することにより、高齢者の在宅での生活を支援し、その生活の質の向上を図るとともに介護者の負担を軽減します。	

	<p>(内容) 改修費の助成 各種目の基準額の範囲内での助成 自己負担 介護保険の負担割合に準じて1割、2割又は3割の負担 (生活保護法による被保護者等を除く)</p> <p>(対象) 区内に住所を有する 65 歳以上で、介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定され身体状況等により住宅の改修が必要と認められる方</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定結果</th><th>改 修 種 目</th><th>助成対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要介護 要支援</td><td>① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事</td><td>379,000 円</td></tr> <tr> <td>② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事</td><td>156,000 円</td></tr> <tr> <td>③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事</td><td>106,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>(各地域福祉課で実施)</p>	認定結果	改 修 種 目	助成対象限度額	要介護 要支援	① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000 円	② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	156,000 円	③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	106,000 円
認定結果	改 修 種 目	助成対象限度額									
要介護 要支援	① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000 円									
	② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	156,000 円									
	③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	106,000 円									

事業名	要介護高齢者紙おむつ等支給	区
概 要	<p>(目的) 1 要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、当該高齢者及び介助者の経済的精神的負担を軽減します。</p> <p>2 尿もれ予防・改善対策を普及啓発することにより、高齢者が紙おむつ等に頼らない生活を継続できるよう支援します。</p> <p>(内容) 1－1 カタログの中から希望する商品を選び、毎月 450 点まで区が負担します。</p> <p>1－2 区が支給する紙おむつを使用できない病院に入院している方に対しては、1か月につき金額 4,500 円を限度におむつ代を助成します。</p> <p>2－1 介護予防教室や尿もれ予防教室で講義や実技指導を行います。</p> <p>2－2 窓口来庁者に、資料等を活用して指導します。</p> <p>(対象) 1 区内に住所を有し、かつ、現住する方（生活保護法による被保護者、中国残留邦人等支援法受給者並びに介護療養型医療施設、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設に入所している方を除く。）で、</p> <p>（1）要介護 3～5 と認定された方</p> <p>（2）要介護 1、2 と認定され、傷病による失禁のため、医師が紙おむつを必要と認めた方</p> <p>（3）要介護に相当する状態にあり、医療機関に入院中で、傷病による失禁のため医師が紙おむつを必要と認めた 65 歳以上の方</p> <p>2 尿もれ予防・改善対策に関心のある方</p>	(各地域福祉課で実施)

実績						
	1－1 紙おむつ現物給付					
		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計
	延人数	23,210	21,163	24,228	11,654	80,255
	月平均人数	1,934	1,764	2,019	971	6,688
	カタログ方式					
	パンツタイプ	100,763 個	尿取りパット	119,341 個		
	内訳 大森	29,083 個	内訳 大森	33,827 個		
	調布	26,699 個	調布	32,325 個		
	蒲田	30,061 個	蒲田	35,118 個		
	糀谷・羽田	13,816 個	糀谷・羽田	17,469 個		
	テープ止めタイプ	16,156 個	フラットタイプ	3,298 個		
	内訳 大森	4,959 個	内訳 大森	899 個		
	調布	4,280 個	調布	927 個		
	蒲田	5,731 個	蒲田	1,081 個		
	糀谷・羽田	2,837 個	糀谷・羽田	334 個		
	パット用ホルダー	1,251 個				
	内訳 大森	265 個				
	調布	252 個				
	蒲田	348 個				
	糀谷・羽田	187 個				
	1－2 紙おむつ代代金給付					
		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計
	延人数	1,042	741	1,234	535	3,552
	2 尿もれ予防・改善対策の普及啓発					
		地域福祉課	地域包括支援センター		合計	
	集団指導	367	4,424		4,791	
	個別指導	1	1,285		1,286	

事業名	ねたきり高齢者等寝具乾燥	区																								
概要	(目的) 在宅でねたきり等にある高齢者の寝具の水洗い、乾燥消毒をすることにより身体の清潔と快い就寝を確保し、保健衛生の向上を図ります。 (対象) 区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で家族の介護が十分に得られない方 又はひとり暮らし高齢者で病弱な方 (各地域福祉課で実施)																									
実績																										
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>大森</td><td>調布</td><td>蒲田</td><td>糀谷羽田</td><td>合計</td></tr> <tr> <td>登録者数(人)</td><td>7</td><td>2</td><td>7</td><td>6</td><td>22</td></tr> <tr> <td>水洗い・年2回(枚)</td><td>35</td><td>10</td><td>20</td><td>3</td><td>68</td></tr> <tr> <td>乾燥消毒・年10回(枚)</td><td>131</td><td>48</td><td>73</td><td>22</td><td>274</td></tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	登録者数(人)	7	2	7	6	22	水洗い・年2回(枚)	35	10	20	3	68	乾燥消毒・年10回(枚)	131	48	73	22	274	
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																					
登録者数(人)	7	2	7	6	22																					
水洗い・年2回(枚)	35	10	20	3	68																					
乾燥消毒・年10回(枚)	131	48	73	22	274																					

事業名	高齢者緊急通報システム	都補助（都1/2、区1/2）																																										
概 要	<p>(目的) 在宅高齢者の緊急事態における安全を確保し、その不安を解消するため、高齢者緊急通報システムを設置します。</p> <p>(内容) 高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器等を用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、病弱等により日常生活を営むうえで常時注意を要する方</p> <p>※緊急通報システムの利用に関しては、平成30年度中に消防庁方式から民間方式への切り替えが完了しており、令和元年度からは民間方式のみとなっています。</p>																																											
	(各地域福祉課で実施)																																											
実 績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>大森</th><th>調布</th><th>蒲田</th><th>糀谷羽田</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 利用世帯数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>49</td><td>19</td><td>20</td><td>39</td><td>127</td></tr> <tr> <td>2 新規利用世帯数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>9</td></tr> <tr> <td>3 廃止世帯数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>10</td><td>13</td><td>6</td><td>7</td><td>36</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和2年3月末現在)</p>			大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	1 利用世帯数						世帯数	49	19	20	39	127	2 新規利用世帯数						世帯数	4	0	0	5	9	3 廃止世帯数						世帯数	10	13	6	7	36
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																																							
1 利用世帯数																																												
世帯数	49	19	20	39	127																																							
2 新規利用世帯数																																												
世帯数	4	0	0	5	9																																							
3 廃止世帯数																																												
世帯数	10	13	6	7	36																																							

事業名	高齢者火災安全システム事業	都補助（都1/2、区1/2）																																																
概 要	<p>(目的) 家庭内の火災等の緊急事態に備えて、火災警報器、自動消火装置及び電磁調理器などを設置します。火災警報器と専用通報機を組み合わせることにより、火災が発生した時、受託事業者の受信センターに自動的に通報され、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけ、迅速な救助活動を行い、在宅高齢者の生活の安全確保を図ります。</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で世帯全員が住民税非課税であり、心身機能の低下や居住環境等により、防火の配慮をする状態にある</p>																																																	
	(各地域福祉課で実施)																																																	
実 績	<p>1 火災警報器利用世帯数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>大森</th><th>調布</th><th>蒲田</th><th>糀谷羽田</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用世帯数</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>近隣通報のための火災警報器</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>(台数)</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>2 その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>大森</th><th>調布</th><th>蒲田</th><th>糀谷羽田</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動消火装置</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>電磁調理器</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr> <td>ガス安全システム</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>			大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	利用世帯数	1	0	0	0	1	近隣通報のための火災警報器	1	0	0	0	1	(台数)	2	0	0	0	2		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	自動消火装置	0	0	0	0	0	電磁調理器	0	1	0	1	2	ガス安全システム	0	0	0	0	0
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																																													
利用世帯数	1	0	0	0	1																																													
近隣通報のための火災警報器	1	0	0	0	1																																													
(台数)	2	0	0	0	2																																													
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																																													
自動消火装置	0	0	0	0	0																																													
電磁調理器	0	1	0	1	2																																													
ガス安全システム	0	0	0	0	0																																													
	(令和2年3月末現在)																																																	

事業名	家族介護者支援事業 (1) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業	都補助（都1/2・区1/2）																								
概 要	<p>(目的) 要介護4又は5の認定を受け、在宅で家族による介護を受けている方に、ホームヘルパーを派遣することにより、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 身体介護（見守り、排泄、食事や服薬の介助、入浴や清拭など） 生活援助（掃除、洗濯、調理・配膳・片付け、生活必需品の買物など） 自己負担 1割自己負担（生活保護受給者等を除く）</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、かつ、大田区に居住する、要介護4又は5の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方</p>																									
	(各地域福祉課で実施)																									
実 績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>大 森</th><th>調 布</th><th>蒲 田</th><th>糀谷羽田</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用決定者数</td><td>252</td><td>211</td><td>293</td><td>137</td><td>893</td></tr> <tr> <td>実利用者数</td><td>197</td><td>145</td><td>202</td><td>70</td><td>614</td></tr> <tr> <td>延利用時間数</td><td>2,065</td><td>1,961</td><td>2,328</td><td>939</td><td>7,293</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和2年3月末現在)</p>			大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	利用決定者数	252	211	293	137	893	実利用者数	197	145	202	70	614	延利用時間数	2,065	1,961	2,328	939	7,293
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																					
利用決定者数	252	211	293	137	893																					
実利用者数	197	145	202	70	614																					
延利用時間数	2,065	1,961	2,328	939	7,293																					

事業名	家族介護者支援事業 (2) 家族介護者交流事業	都補助（都1/2・区1/2）
概 要	<p>(目的) 介護者の孤立防止と介護知識の習得を図り、介護者の精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 1 介護家族会の支援（活動場所の提供等） 2 介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行（年4回）</p>	
実 績	<p>1 介護家族会の支援（活動場所の提供等） 2 介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行（年4回） 各回6,000部 計24,000部</p>	

事業名	家族介護者支援事業 (3) 裁判員制度在宅要介護者家族支援事業	区
概 要	高齢者を在宅で介護している区民が、裁判員候補者及び裁判員として従事した際に、介護サービス費の自己負担分等を助成します。	
実 績	0人	

事業名	ひとり暮らし高齢者支援事業	区
概 要	<p>(目的) ひとり暮らしの高齢者を、申請に基づき区に登録することにより、生活状況を把握し、平時の見守りに活用することで、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を図ります。</p> <p>(内容) 1 緊急連絡先等の登録 2 ふれあい理美容補助券の配布（70歳以上の全登録者） 年2枚（自己負担額 1枚につき1,000円 普通調髪の場合）</p> <p>(対象) 65歳以上でひとり暮らしをしている方</p>	

実績	1 登録者数 14,511 人（令和2年3月末現在） 2 ふれあい理美容補助券（配布枚数） 25,204 枚 （利用枚数） 7,552 枚（理容 5,258 枚 美容 2,294 枚）
----	--

事業名	高齢者支え合いネットワークの普及啓発 (高齢者見守り体制の充実)	都補助（都1/2・区1/2）
概要	(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを核として、地域の方と区が連携し、地域力を活用した見守り体制を推進します。 (内容) 高齢者見守りキーholder登録事業 セミナーの開催 高齢者見守り推進事業者の登録	
実績	1 高齢者見守りキーholder新規登録者数 4,021 人(平成24年度からの累計 50,654 人) 2 セミナー開催 435 回 3 高齢者見守り推進事業者の登録 157 事業者（うち令和元年度新規登録 0 事業者）	

事業名	ふれあいサロン支援事業	区
概要	(目的) 高齢者の活動、交流の場の確保のため、ふれあいサロンを支援します。 (内容) 1 区内を中心としたサロン活動の調査 2 サロン活動の周知や普及啓発 3 区有施設を活用したモデル事業の実施 (区民住宅を活用し本羽田ふれあいサロンを実施) (対象) 主に65歳以上の高齢者を対象としたサロン活動を行っている団体	
実績	サロン活動団体の情報収集及び普及啓発	

事業名	高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	都補助（都1/2・区1/2）
概要	(目的) 在宅高齢者や地域に対して、熱中症に関する情報提供を円滑かつ効果的に行うとともに、見守り体制の充実を図ります。 (内容) <ol style="list-style-type: none"> 訪問指導 <ol style="list-style-type: none"> 民生委員の協力による、ひとり暮らし高齢者への啓発チラシと啓発グッズの配布及び声掛け 地域福祉課職員及び地域包括支援センター職員による訪問指導及び経口補水液の配布 老人いこいの家等を活用したセミナーの開催 街なかの涼み処の開設 (対象) 主に65歳以上の在宅高齢者	

実績	熱中症予防啓発チラシ（大田区作成）の配布 熱中症啓発グッズ（ウェットティッシュ）の配布 経口補水液の配布 熱中症予防指導用熱中症指標計の電池の購入	36,000 枚 23,000 個 10,584 本 46 個
----	--	--

事業名	在宅高齢者等訪問相談事業	区						
概要	<p>(目的) 在宅で心身の虚弱な高齢者及びその介護家族に対し、日常生活上の保健福祉に関する専門的な指導等を行い、心身機能の低下防止、健康の保持向上及び福祉の増進を図ります。</p> <p>(対象) 在宅で心身が虚弱状態にある高齢者及びその方を在宅で介護している家族</p> <p>(訪問指導職種) 保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士 (各地域福祉課で実施)</p>							
実績	<p>常勤、非常勤職員及び委託指導員により訪問を実施 1,240 回</p> <table border="1"> <tr> <td>保健師 553</td> <td>理学療法士 197</td> <td>作業療法士 12</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士 0</td> <td>管理栄養士 38</td> <td>歯科衛生士 440</td> </tr> </table>	保健師 553	理学療法士 197	作業療法士 12	言語聴覚士 0	管理栄養士 38	歯科衛生士 440	
保健師 553	理学療法士 197	作業療法士 12						
言語聴覚士 0	管理栄養士 38	歯科衛生士 440						

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 包括的支援事業 地域包括支援センター運営	国補助（国 38.5%、 都 19.25% 区繰出金 19.25% 1号保険料 23.0%）
概要	<p>(目的) 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。</p> <p>大田区は、地域包括支援センターの運営が円滑に実施されるよう、地域包括支援センターの職員研修等を行います。</p> <p>(地域包括支援センターの主な業務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防ケアマネジメント 2 総合相談支援 3 権利擁護支援 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援(介護支援専門員に対する支援) 5 サービス申請代行 <p>(実施場所) 地域包括支援センター22か所(令和2年4月1日現在)</p> <p>(名称) 大森、平和島、入新井、馬込、南馬込、徳持、新井宿（大森医師会）、嶺町、田園調布、たまがわ、久が原、上池台、千束（田園調布医師会）、六郷、西六郷、やぐち、西蒲田、蒲田、蒲田東（蒲田医師会）、大森東、糀谷、羽田</p> <p>(機能強化)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの機能強化のため、取り組み事例研究発表会を開催します。 2 地域包括支援センター案内用リーフレットを作成します。 	

実績	
1 相談（個別）台帳数	41,368 件
2 相談件数（新規相談 6,890 件、継続相談 140,609 件）	147,499 件
3 権利擁護件数（総合相談の再掲）	4,617 件
4 介護支援専門員支援件数	8,711 件
5 地域包括支援センター運営協議会	2回開催
6 地域包括支援センター職員研修（研究発表会を含む）	4回実施
7 法務支援	41 件実施

事業名	高齢福祉施設維持管理	区
概要	<p>高齢福祉課所管施設の維持管理</p> <p>(目的) シルバー人材センター大森西作業室（区民活動施設こらぼ大森内）の管理代行委託及び同施設の維持修繕を行います。令和2年度からは、地域包括支援センター、シニアステーションの維持管理も行います。</p> <p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター大森西作業室 ・地域包括支援センター22所 ・シニアステーション7所 	
実績	・シルバー人材センター大森西作業室の管理代行委託	

事業名	地域包括支援センター運営推進	区				
概要	<p>地域包括支援センター運営の機能強化を図り、円滑に実施することを目的とした、介護保険特別会計に該当しない事業を推進します。</p> <p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要支援1・2の方の介護予防サービス等を適切に行うことができるよう、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として介護予防ケアプラン作成に係る業務を行います。 2 シニアステーションの委託事業において、高齢者の元気維持や介護予防を、地域包括支援センターと一体的に行います。 3 シニアステーションの改修工事、小破修理を行います。 					
実績	<p>介護予防ケアプラン（要支援1・2）の作成</p> <table> <tr> <td>新規作成件数</td> <td>1,070 件</td> </tr> <tr> <td>給付管理件数</td> <td>延 33,141 件</td> </tr> </table> <p>シニアステーション東嶺町、田園調布、田園調布西、羽田の委託管理</p> <p>シニアステーション東嶺町、田園調布 空調設備改修工事 2件</p> <p>シニアステーション東嶺町、田園調布、田園調布西 和式トイレ改修工事 3件</p>	新規作成件数	1,070 件	給付管理件数	延 33,141 件	
新規作成件数	1,070 件					
給付管理件数	延 33,141 件					

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 包括的支援事業 地域包括支援センター新設・移転	国補助（国 38.5%、 都 19.25% 区繰出金 19.25%、 1 号保険料 23.0%）
概 要	<p>地域包括支援センターの新設及び移転事業</p> <p>(目的) 地域包括支援センターが有する所管地域の地域包括ケアシステムの中核としての拠点機能を強化するため、大田区公共施設等総合管理計画に基づき、地域包括支援センター及びシニアステーションの新設及び移転を行います。</p> <p>(内容) 新設・移転に伴い、地域包括支援センター及びシニアステーションの運営を委託する法人の選定、準備・引継委託、新設・移転先施設の改修工事等を実施します。</p> <p>(対象)</p> <p>蒲田西地区及び入新井地区について、次のとおり事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 地域包括支援センター新蒲田の新設に係る準備 ・(仮称) シニアステーション新蒲田の新設に係る準備 ・公募型プロポーザル方式による蒲田西地区の地域包括支援センター及びシニアステーションの運営受託法人の選定 ・地域包括支援センター入新井の暫定移転に係る改修工事等 	
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 7 月から 12 月の期間で、馬込地区の地域包括支援センター及びシニアステーションの運営受託法人を公募型プロポーザル方式により選定 ・令和 2 年 4 月の地域包括支援センター馬込の移転及び地域包括支援センター南馬込、シニアステーション馬込及び南馬込の新設に向けた準備 	

事業名	地域包括支援センター新設・移転	区
概 要	地域包括支援センターの新設及び移転事業のうち、介護保険特別会計に該当しない、新設・移転先の改修工事、維持管理等を実施します。	
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月の地域包括支援センター馬込の移転及び地域包括支援センター南馬込、シニアステーション馬込及び南馬込の新設に向けた改修工事 	

事業名	百歳以上長寿者祝金等の贈呈	区
概 要	<p>(目的) 多年にわたり社会の進展に寄与した百歳以上の長寿者に祝金を贈呈することにより、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 区長又は職員が居宅を訪問し、祝金 50,000 円を贈呈（訪問が困難な場合は書留郵送等により贈呈）</p> <p>(対象) 8 月 15 日現在かつ贈呈時に区内に住所を有する方で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年度内に満 100 歳を迎える方 2 年度内に満 108 歳を迎える方 3 大田区内最高齢の方 	

実績	祝金贈呈者 179人（訪問贈呈 143人、郵送贈呈 36人） 1 100歳 176人 2 108歳 2人 3 大田区内最高齢者（110歳） 1人					
----	---	--	--	--	--	--

事業名	寿祝金贈呈事業																	
概要	(目的) 高齢者に対し祝金を贈呈することにより敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ります。 (内容) 区内共通商品券3,000円相当分を贈呈（特養入所者等の方には、現金で支給） (対象) 8月15日現在かつ贈呈時に区内に住所を有する方で、年度内に満88歳を迎える方 (各地域福祉課で実施)																	
実績	支給人数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>857</td> <td>854</td> <td>857</td> <td>393</td> <td>2,961</td> </tr> </table>							大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	88歳	857	854	857	393	2,961
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計													
88歳	857	854	857	393	2,961													

事業名	高齢者虐待防止事業					
概要	高齢者虐待防止及び早期発見のため、高齢者虐待についての正しい理解を広めるとともに、虐待防止のためのネットワークを構築し、地域で高齢者及びその家族を支援していきます。					
実績	1 高齢者虐待に係る相談・通報件数 264件 (内 訳) 養護者による虐待 248件 介護施設従事者等による虐待 16件 2 高齢者虐待防止対応ケース検討会等の開催（アドバイザー謝礼利用回数） 3回					

事業名	老人いこいの家の管理運営					
	(目的) 高齢者に教養の向上、レクリエーション及び介護予防等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的としています。広間・静養室・娯楽室等があり、昼間は高齢者の施設として利用ができ、夜間は会合等のため一般にも開放しています。また、仲池上・東糀谷・東六郷・仲六郷・山王高齢者センターの5館には集会室が併設されており、午前中から夜間まで有料で一般に開放を行っています。 元気アップ教室等で使用する部屋のフローリング化に伴い、テーブルや椅子を順次新調するなど、より多くの高齢者に健康増進の場を提供できるよう、利用環境の改善を行っています。 (対象) 1 無料利用（午前9時～午後5時） 60歳以上の区内在住または在勤者（付添い人含む）					

	<p>2 有料利用（夜間利用・集会室） 区内在住または在勤者（年齢不問） ＊シニアクラブが利用する場合は無料</p> <p>(主な事業)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>元気アップ教室</td><td>平成31年4月～令和2年3月</td></tr> <tr><td>2</td><td>毎日健康体操（自由参加）</td><td>各施設によって時間が異なります。</td></tr> <tr><td>3</td><td>敬老マッサージ（予約制）</td><td>原則毎月3回、1日10人定員</td></tr> <tr><td>4</td><td>入浴事業</td><td>火・木・金の午後（久が原は、除く。）</td></tr> <tr><td>5</td><td>敬老行事</td><td>9月 各施設によって日時は異なります。</td></tr> </table>	1	元気アップ教室	平成31年4月～令和2年3月	2	毎日健康体操（自由参加）	各施設によって時間が異なります。	3	敬老マッサージ（予約制）	原則毎月3回、1日10人定員	4	入浴事業	火・木・金の午後（久が原は、除く。）	5	敬老行事	9月 各施設によって日時は異なります。
1	元気アップ教室	平成31年4月～令和2年3月														
2	毎日健康体操（自由参加）	各施設によって時間が異なります。														
3	敬老マッサージ（予約制）	原則毎月3回、1日10人定員														
4	入浴事業	火・木・金の午後（久が原は、除く。）														
5	敬老行事	9月 各施設によって日時は異なります。														
実績	<p>(老人いこいの家)</p> <p>(1) 総館数 16館 ※内1館が年度途中に閉館 (2) 年間利用者数 延229,369人 (3) 利用登録者数（新規・再発行）604人 (4) 有料施設利用件数 3,424件 (5) 1日平均利用者数1館当たり 52人 (6) 開館日数 平均 284日</p> <p>(事業)</p> <table> <tr><td>敬老マッサージ</td><td>16館で毎月3回実施</td><td>利用者</td><td>延 4,951人</td></tr> <tr><td>元気アップ教室</td><td>16館で80講座実施</td><td>参加者</td><td>延 41,751人</td></tr> <tr><td>毎日健康体操</td><td>16館で16講座実施</td><td>受講者数</td><td>延 44,787人</td></tr> </table>	敬老マッサージ	16館で毎月3回実施	利用者	延 4,951人	元気アップ教室	16館で80講座実施	参加者	延 41,751人	毎日健康体操	16館で16講座実施	受講者数	延 44,787人			
敬老マッサージ	16館で毎月3回実施	利用者	延 4,951人													
元気アップ教室	16館で80講座実施	参加者	延 41,751人													
毎日健康体操	16館で16講座実施	受講者数	延 44,787人													

事業名	シルバービアの管理	国補助・都補助
概要	<p>(目的) 高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給することにより、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与します。</p> <p>(対象者) 現に住宅に困窮し、申込者本人が引き続き区内に3年以上住んでいる65歳以上の単身又は二人世帯（同居者の年齢60歳以上）年1回公募</p> <p>(管理戸数) 単身世帯296戸 二人世帯用106戸</p>	
実績	<p>入居実績数 単身世帯16世帯、二人世帯9世帯</p> <p>指定管理者 (株)大田まちづくり公社</p>	

事業名	高齢者アパートの管理	区
概要	<p>(目的) 住宅に困窮する高齢者に対し、区が借り上げた民間アパートを使用させることにより、生活の安定を図ります。</p> <p>(対象者) 現に住宅に困窮し、申込者本人が引き続き区内に3年以上住んでいる65歳以上の単身又は二人世帯（同居者の年齢60歳以上）</p> <p>(相談及び申込先) 各地域福祉課・各生活福祉課・高齢者住宅管理窓口（申込は随時）</p> <p>(管理戸数) 単身世帯146戸 二人世帯用15戸</p>	
実績	<p>入居実績数 単身世帯10世帯、二人世帯1世帯</p> <p>指定管理者 (株)大田まちづくり公社</p>	

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業	国補助（国 25%、都 12.5%、 支払基金交付金 27%、 区繰出金 12.5%、1号保険料 23%）																										
概 要	<p>(目的) 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、自立した生活を送れることを目指し、元気な高齢者を増やしていくことをめざします。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）では、本人の自助の取り組みをサポートします。 2 一般介護予防事業では、高齢者の元気維持のための介護予防事業の拡充及び住民主体の介護予防の取り組みを推進します。 3 地域の介護予防や支え合いの担い手を育成します。 																											
実 績	<p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通所型サービス（専門職） <table> <tr> <td>給付金</td> <td>537,861,953 円</td> </tr> <tr> <td>利用件数</td> <td>25,744 件</td> </tr> </table> (2) 訪問型サービス（専門職） <table> <tr> <td>給付金</td> <td>156,610,483 円</td> </tr> <tr> <td>利用件数</td> <td>10,999 件</td> </tr> </table> (3) 大田区絆サービス（住民主体の生活支援） <table> <tr> <td>補助金・委託費</td> <td>917,442 円</td> </tr> <tr> <td>利用件数</td> <td>2,991 件</td> </tr> </table> (4) 元気アップリハ（訪問型短期機能訓練） <table> <tr> <td>委託費</td> <td>1,696,000 円</td> </tr> <tr> <td>利用件数</td> <td>1,060 件</td> </tr> </table> <p>2 一般介護予防事業（元気度がアップする事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防普及啓発事業（いきいき公園体操等） <table> <tr> <td>延</td> <td>79,802 人参加</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>いきいき公園体操 5か所 82回 延 1,972 人参加</td> </tr> </table> (2) 地域介護予防活動支援事業（ボランティアポイント制度事業等） <table> <tr> <td>延</td> <td>5,320 人参加</td> </tr> </table> (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 <table> <tr> <td>リハビリテーション専門職派遣件数</td> <td>131 件</td> </tr> </table> (4) 一般介護予防事業評価事業（体力測定会等） <table> <tr> <td>延</td> <td>238 人参加</td> </tr> </table> 		給付金	537,861,953 円	利用件数	25,744 件	給付金	156,610,483 円	利用件数	10,999 件	補助金・委託費	917,442 円	利用件数	2,991 件	委託費	1,696,000 円	利用件数	1,060 件	延	79,802 人参加	内	いきいき公園体操 5か所 82回 延 1,972 人参加	延	5,320 人参加	リハビリテーション専門職派遣件数	131 件	延	238 人参加
給付金	537,861,953 円																											
利用件数	25,744 件																											
給付金	156,610,483 円																											
利用件数	10,999 件																											
補助金・委託費	917,442 円																											
利用件数	2,991 件																											
委託費	1,696,000 円																											
利用件数	1,060 件																											
延	79,802 人参加																											
内	いきいき公園体操 5か所 82回 延 1,972 人参加																											
延	5,320 人参加																											
リハビリテーション専門職派遣件数	131 件																											
延	238 人参加																											

事業名	おおたフレイル予防事業	国補助（国 25%、都 12.5%、 支払基金交付金 27%、 区繰出金 12.5%、1号保険料 23%）
概 要	<p>(目的) 高齢者のフレイルを予防し、健康寿命を延伸するため、フレイル予防の3要素「運動」「栄養」「社会参加」に地域で取り組み、元気な高齢者を増やすことを目指します。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フレイル予防の啓発活動を実施します。 2 フレイル予防実践講座、リーダー養成講座、フォローアップ講座を実施します。 	
実 績	<p>1 本事業の前身である元気シニア・プロジェクトのモデル地区（嶺町、田園調布、糀谷）において、地域ぐるみのフレイル予防の取り組み継続を支援</p> <p>2 「フレイル予防スタートブック」を作成（3,500部）して、自治会・町会、民生委員児童委員、地域シニア会等に配布</p> <p>3 ケアマネジャー連絡会、自主グループ連絡会などでフレイル予防講座を実施 計 335 人参加</p>	

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 包括的支援事業 認知症総合支援事業	国補助（国 38.5%、都 19.25%、区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）
概 要	(目的) 認知症に対する理解啓発のための講演会や普及啓発に係る広報の実施、認知症高齢者やその家族を日常の生活場面において、できる範囲での支援をする「認知症サポートー」の育成や、地域包括支援センターと医療機関との連携により、認知症高齢者の早期診断・対応に取り組む等、認知症高齢者が安心して住み続けることができる地域づくりを目指します。 (内容) 1 普及・啓発パンフレット「知って安心認知症」の配布 2 地域における認知症サポートー養成講座の開催 3 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す、「大田区オレンジガイド～認知症ケアパス～」の作成 4 認知症に備えるアプリの活用 5 都が設置する認知症アウトリーチチームとの協働による、認知症支援コーディネーター事業の実施 6 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の配置による、認知症の早期診断・対応及び医療介護連携の推進 7 認知症カフェの運営支援 8 若年性認知症への支援（若年性認知症支援相談窓口の開設） 9 介護マーク、高齢者見守りアイロンシール及び見守りシールの配布等 10 大田区行方不明高齢者等情報配信事業の実施（高齢者見守りメール） 11 高齢者見守りメールを活用した見守り訓練	
実 績	1 「知って安心認知症」の配布 2 認知症サポートー養成講座の開催 3 認知症支援コーディネーター配置 4 介護マークの配布 5 高齢者見守りアイロンシール・見守りシールの配布 6 認知症等支援総合リーフレットの配布 7 認知症カフェの運営支援 8 高齢者見守りメールを活用した見守り訓練の実施	110 回 受講者 2,899 人（累計 31,002 人） 1 人 地域包括支援センター全 21 か所で実施 25 か所

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）	国補助（国 25%、都 12.5%、 支払基金交付金 27%、 区繰出金 12.5%、1号保険料 23%）
概要	(目的) 地域包括ケアシステムの基盤となる地域の高齢者の自助力、互助力の両方を強化推進し、地域の高齢者が地域と繋がり、支え合い、いつまでも住み慣れた地域で生活できるような体制づくりを目指します。 (内容) 1 社会資源情報の把握を図り、地域ケア情報見える化サイトへ集約します。 2 支え合い活動の立ち上げ等、通いの場づくりを支援します。 3 自主グループの把握と関係づくりを図り、支え合い活動の展開を支援します。 4 介護予防講座やリーフレット等で支え合い意識の醸成を図ります。 5 地域団体を把握し関係づくりや協議体の立ち上げ等ネットワークづくりを図ります。 6 見守りささえあいコーディネーターの育成を行います。 7 地域ささえあい強化推進員を配置、育成支援を行います。	
実績	1 区内の地域資源を見える化サイトに集約、区内の通いの場所の箇所数を把握 2 支え合いの推進を専任する地域ささえあい強化推進員 6人（調布地域、蒲田地域、糀谷・羽田地域に各 2人）の配置による地域での支え合い活動の醸成 3 支え合いを推進するための専門研修を設けたことによる生活支援コーディネーターのスキルアップと認識統一 地域ケア情報見える化サイト機能説明研修 1回実施 生活支援コーディネーター研修（基礎・実践） 4回実施 地域ささえあい強化推進員専門勉強会 1回実施	

【介護保険特別会計事業】

事業名	高齢者夜間・休日相談電話	国補助（一部事業）（国 38.5%、都 19.25% 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）
概要	(目的) 高齢福祉課相談窓口と連携することで、高齢者や家族が 24 時間いつでも相談でき、迅速で的確なサービス利用に結び付く総合相談及びサービス提供体制を整備します。 (内容) 区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の健康や介護、福祉に関する相談を受付けます。相談は、看護師や介護支援専門員など保健福祉の専門資格を持つ相談員があたります。 (対象) 原則として、区内在住の 65 歳以上の高齢者とその家族、関係者 (相談時間) 月～金曜 午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分 土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は 24 時間	
実績	高齢者ほっとテレפון	相談件数 1,086 件

介護保険課・地域福祉課 事業一覧

事業名	介護保険料収納等の状況			区																																																
概 要	<p>1 第1号被保険者数 167,541人（令和2年4月1日現在）</p> <p>2 第1号被保険者の保険料（年額）</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第1段階</td><td>23,400円</td><td>第10段階</td><td>129,600円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>37,800円</td><td>第11段階</td><td>136,800円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>48,600円</td><td>第12段階</td><td>144,000円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>61,200円</td><td>第13段階</td><td>169,200円</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>72,000円</td><td>第14段階</td><td>187,200円</td></tr> <tr><td>第6段階</td><td>79,200円</td><td>第15段階</td><td>208,800円</td></tr> <tr><td>第7段階</td><td>90,000円</td><td>第16段階</td><td>226,800円</td></tr> <tr><td>第8段階</td><td>108,000円</td><td>第17段階</td><td>244,800円</td></tr> <tr><td>第9段階</td><td>115,200円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※令和元年度からは、公費による低所得者負担軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。</p> <p>第1段階 軽減前：第5段階(基準額)×0.40 ⇒軽減後：第5段階(基準額)×0.325</p> <p>第2段階 軽減前：第5段階(基準額)×0.65 ⇒軽減後：第5段階(基準額)×0.525</p> <p>第3段階 軽減前：第5段階(基準額)×0.70 ⇒軽減後：第5段階(基準額)×0.675</p>	第1段階	23,400円	第10段階	129,600円	第2段階	37,800円	第11段階	136,800円	第3段階	48,600円	第12段階	144,000円	第4段階	61,200円	第13段階	169,200円	第5段階	72,000円	第14段階	187,200円	第6段階	79,200円	第15段階	208,800円	第7段階	90,000円	第16段階	226,800円	第8段階	108,000円	第17段階	244,800円	第9段階	115,200円																	
第1段階	23,400円	第10段階	129,600円																																																	
第2段階	37,800円	第11段階	136,800円																																																	
第3段階	48,600円	第12段階	144,000円																																																	
第4段階	61,200円	第13段階	169,200円																																																	
第5段階	72,000円	第14段階	187,200円																																																	
第6段階	79,200円	第15段階	208,800円																																																	
第7段階	90,000円	第16段階	226,800円																																																	
第8段階	108,000円	第17段階	244,800円																																																	
第9段階	115,200円																																																			
実 績	<p>保険料収納額 <令和元年度></p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><th></th><th style="text-align: right;">最終調定額</th><th style="text-align: right;">純収入額</th><th style="text-align: right;">収納率</th></tr> <tr><td>特別徴収</td><td style="text-align: right;">11,253,217,803円</td><td style="text-align: right;">11,253,217,803円</td><td style="text-align: right;">100.00%</td></tr> <tr><td>普通徴収</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>　現年度分</td><td style="text-align: right;">1,568,628,200円</td><td style="text-align: right;">1,350,535,670円</td><td style="text-align: right;">86.10</td></tr> <tr><td>　滞納繰越分</td><td style="text-align: right;">492,802,768円</td><td style="text-align: right;">67,006,739円</td><td style="text-align: right;">13.60%</td></tr> <tr><td>令和元年度計</td><td style="text-align: right;">13,314,648,771円</td><td style="text-align: right;">12,670,760,212円</td><td style="text-align: right;">95.16%</td></tr> </table> <p>保険料収納額 <平成30年度></p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><th></th><th style="text-align: right;">最終調定額</th><th style="text-align: right;">純収入額</th><th style="text-align: right;">収納率</th></tr> <tr><td>特別徴収</td><td style="text-align: right;">11,382,981,440円</td><td style="text-align: right;">11,382,981,440円</td><td style="text-align: right;">100.00%</td></tr> <tr><td>普通徴収</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>　現年度分</td><td style="text-align: right;">1,646,111,780円</td><td style="text-align: right;">1,408,951,490円</td><td style="text-align: right;">85.59%</td></tr> <tr><td>　滞納繰越分</td><td style="text-align: right;">527,087,379円</td><td style="text-align: right;">74,794,808円</td><td style="text-align: right;">14.19%</td></tr> <tr><td>平成30年度計</td><td style="text-align: right;">13,556,180,599円</td><td style="text-align: right;">12,866,727,738円</td><td style="text-align: right;">94.91%</td></tr> </table>		最終調定額	純収入額	収納率	特別徴収	11,253,217,803円	11,253,217,803円	100.00%	普通徴収				現年度分	1,568,628,200円	1,350,535,670円	86.10	滞納繰越分	492,802,768円	67,006,739円	13.60%	令和元年度計	13,314,648,771円	12,670,760,212円	95.16%		最終調定額	純収入額	収納率	特別徴収	11,382,981,440円	11,382,981,440円	100.00%	普通徴収				現年度分	1,646,111,780円	1,408,951,490円	85.59%	滞納繰越分	527,087,379円	74,794,808円	14.19%	平成30年度計	13,556,180,599円	12,866,727,738円	94.91%			
	最終調定額	純収入額	収納率																																																	
特別徴収	11,253,217,803円	11,253,217,803円	100.00%																																																	
普通徴収																																																				
現年度分	1,568,628,200円	1,350,535,670円	86.10																																																	
滞納繰越分	492,802,768円	67,006,739円	13.60%																																																	
令和元年度計	13,314,648,771円	12,670,760,212円	95.16%																																																	
	最終調定額	純収入額	収納率																																																	
特別徴収	11,382,981,440円	11,382,981,440円	100.00%																																																	
普通徴収																																																				
現年度分	1,646,111,780円	1,408,951,490円	85.59%																																																	
滞納繰越分	527,087,379円	74,794,808円	14.19%																																																	
平成30年度計	13,556,180,599円	12,866,727,738円	94.91%																																																	

事業名	低所得世帯に対する介護保険料減額制度	区
概 要	<p>1 内容 所得が低い世帯の経済的負担軽減を図るため、申請に基づき、世帯の家計状況を考慮した介護保険料の減額を行います。</p> <p>2 対象者 保険料段階第3段階以下で生活保護基準に準じる程度に困窮している方</p> <p>3 減額内容 第3段階、第2段階の方の保険料を第1段階の金額に、第1段階の方の保険料を1/2の金額に減額</p>	
実 績	42人 (第1段階 20人、第2段階 15人、第3段階 7人)	

事業名	介護保険の広報	区									
概 要	パンフレットの配布、大田区報掲載等により、介護保険制度について区民へのPRを行います。										
実 績	<p>パンフレット等作成</p> <table> <tr> <td>みんなの介護保険</td> <td>27,000部</td> <td>2,494,800円</td> </tr> <tr> <td>介護保険のしおり</td> <td>15,000部</td> <td>1,004,400円</td> </tr> <tr> <td>納入通知書等一斉発送用チラシ</td> <td>287,100部</td> <td>1,636,362円</td> </tr> </table>	みんなの介護保険	27,000部	2,494,800円	介護保険のしおり	15,000部	1,004,400円	納入通知書等一斉発送用チラシ	287,100部	1,636,362円	
みんなの介護保険	27,000部	2,494,800円									
介護保険のしおり	15,000部	1,004,400円									
納入通知書等一斉発送用チラシ	287,100部	1,636,362円									

事業名	介護認定審査会合議体連絡会	区
概 要	合議体の審査・判定業務の統一性と公平性を確保するために開催します。	
実 績	開催回数 1回(11月)	

事業名	介護認定審査会運営 (審査会の開催は介護保険課・各地域福祉課で実施)			区																																																																																
概 要	保健・医療・福祉の各分野の学識経験者をもって構成する介護認定審査会の運営																																																																																			
実 績	<p>1 各種実績</p> <table> <tr> <td>介護認定審査会 委員数</td> <td>307 名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会 合議体数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>61 合議体</td> <td>21 合議体</td> <td>17 合議体</td> <td>23 合議体</td> </tr> </table> <p>合議体延開催回数</p> <table> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>643 回</td> <td>211 回</td> <td>176 回</td> <td>256 回</td> </tr> </table> <p>要介護認定申請件数</p> <table> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>27,199 件</td> <td>9,168 件</td> <td>7,135 件</td> <td>10,896 件</td> </tr> </table> <p>要介護認定期数</p> <table> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>26,505 件</td> <td>8,986 件</td> <td>6,982 件</td> <td>10,537 件</td> </tr> <tr> <td>(要介護度別内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自立 230 件</td> <td>67 件</td> <td>52 件</td> <td>111 件</td> </tr> <tr> <td>要支援 1 2,514 件</td> <td>912 件</td> <td>607 件</td> <td>995 件</td> </tr> <tr> <td>要支援 2 2,992 件</td> <td>986 件</td> <td>765 件</td> <td>1,241 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 1 5,549 件</td> <td>1,818 件</td> <td>1,466 件</td> <td>2,265 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 2 4,905 件</td> <td>1,621 件</td> <td>1,374 件</td> <td>1,910 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 3 3,472 件</td> <td>1,169 件</td> <td>946 件</td> <td>1,357 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 4 3,494 件</td> <td>1,235 件</td> <td>894 件</td> <td>1,365 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 5 3,349 件</td> <td>1,178 件</td> <td>878 件</td> <td>1,293 件</td> </tr> </table> <p>2 研修、連絡会について</p> <table> <tr> <td>委員新任研修の実施(都主催)</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>委員現任研修の実施(都主催)</td> <td>0 回</td> </tr> </table>				介護認定審査会 委員数	307 名			介護認定審査会 合議体数				大田区全体	大森	調布	介護	61 合議体	21 合議体	17 合議体	23 合議体	大田区全体	大森	調布	介護	643 回	211 回	176 回	256 回	大田区全体	大森	調布	介護	27,199 件	9,168 件	7,135 件	10,896 件	大田区全体	大森	調布	介護	26,505 件	8,986 件	6,982 件	10,537 件	(要介護度別内訳)				自立 230 件	67 件	52 件	111 件	要支援 1 2,514 件	912 件	607 件	995 件	要支援 2 2,992 件	986 件	765 件	1,241 件	要介護 1 5,549 件	1,818 件	1,466 件	2,265 件	要介護 2 4,905 件	1,621 件	1,374 件	1,910 件	要介護 3 3,472 件	1,169 件	946 件	1,357 件	要介護 4 3,494 件	1,235 件	894 件	1,365 件	要介護 5 3,349 件	1,178 件	878 件	1,293 件	委員新任研修の実施(都主催)	1 回	委員現任研修の実施(都主催)	0 回
介護認定審査会 委員数	307 名																																																																																			
介護認定審査会 合議体数																																																																																				
大田区全体	大森	調布	介護																																																																																	
61 合議体	21 合議体	17 合議体	23 合議体																																																																																	
大田区全体	大森	調布	介護																																																																																	
643 回	211 回	176 回	256 回																																																																																	
大田区全体	大森	調布	介護																																																																																	
27,199 件	9,168 件	7,135 件	10,896 件																																																																																	
大田区全体	大森	調布	介護																																																																																	
26,505 件	8,986 件	6,982 件	10,537 件																																																																																	
(要介護度別内訳)																																																																																				
自立 230 件	67 件	52 件	111 件																																																																																	
要支援 1 2,514 件	912 件	607 件	995 件																																																																																	
要支援 2 2,992 件	986 件	765 件	1,241 件																																																																																	
要介護 1 5,549 件	1,818 件	1,466 件	2,265 件																																																																																	
要介護 2 4,905 件	1,621 件	1,374 件	1,910 件																																																																																	
要介護 3 3,472 件	1,169 件	946 件	1,357 件																																																																																	
要介護 4 3,494 件	1,235 件	894 件	1,365 件																																																																																	
要介護 5 3,349 件	1,178 件	878 件	1,293 件																																																																																	
委員新任研修の実施(都主催)	1 回																																																																																			
委員現任研修の実施(都主催)	0 回																																																																																			

事業名	介護サービス給付費・介護予防サービス給付費 介護給付費・施設分（国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100） 介護給付費・その他分（国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100）																														
概要	<p>1 内容 (介護保険特別会計) 要支援認定・要介護認定者に対する介護サービス等の提供に係る保険給付を行います。</p> <p>2 介護サービス等の種類</p> <p>(1) 居宅サービス（要支援及び要介護者） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション 通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与 短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護、福祉用具購入費、住宅改修費 居宅介護サービス計画費、福祉用具貸与</p> <p>(2) 施設サービス（要介護者） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養病床等） 介護医療院</p> <p>(3) 地域密着型サービス（一部要支援者及び要介護者） 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護、地域密着型通所介護、特定施設生活介護 複合型サービス</p>																														
実績	<p>1 居宅サービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス</td> <td>766,930 件</td> <td>29,166,079,056 円</td> </tr> <tr> <td>予防サービス</td> <td>86,587 件</td> <td>1,096,524,758 円</td> </tr> <tr> <td>居宅サービス合計</td> <td>853,517 件</td> <td>30,262,603,814 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設サービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>24,613 件</td> <td>6,622,398,610 円</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>8,968 件</td> <td>2,512,145,752 円</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>2,419 件</td> <td>843,591,664 円</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>93 件</td> <td>27,710,660 円</td> </tr> <tr> <td>施設サービス合計</td> <td>36,093 件</td> <td>10,005,846,686 円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	件数	金額	介護サービス	766,930 件	29,166,079,056 円	予防サービス	86,587 件	1,096,524,758 円	居宅サービス合計	853,517 件	30,262,603,814 円	名称	件数	金額	介護老人福祉施設	24,613 件	6,622,398,610 円	介護老人保健施設	8,968 件	2,512,145,752 円	介護療養型医療施設	2,419 件	843,591,664 円	介護医療院	93 件	27,710,660 円	施設サービス合計	36,093 件	10,005,846,686 円
名称	件数	金額																													
介護サービス	766,930 件	29,166,079,056 円																													
予防サービス	86,587 件	1,096,524,758 円																													
居宅サービス合計	853,517 件	30,262,603,814 円																													
名称	件数	金額																													
介護老人福祉施設	24,613 件	6,622,398,610 円																													
介護老人保健施設	8,968 件	2,512,145,752 円																													
介護療養型医療施設	2,419 件	843,591,664 円																													
介護医療院	93 件	27,710,660 円																													
施設サービス合計	36,093 件	10,005,846,686 円																													

3 地域密着型サービス			
	名称	件数	金額
介護サービス	63,312 件	6,502,640,297 円	
予防サービス	104 件	10,605,258 円	
地域密着型サービス合計	63,416 件	6,513,245,555 円	

事業名	高額介護サービス等費 区 介護給付費・施設分 (国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100) 介護給付費・その他分 (国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100)											
概 要	<p>1 内容 (介護保険特別会計) 利用者が 1 か月に受けたサービスの自己負担額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯で合計した額）が高額になり、上限額を超えた場合に高額介護サービス等費を支給します。</p> <p>2 世帯要件及び自己負担額の上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世 帯 要 件</th> <th>上限額(世帯合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者※1</td> <td>44,400 円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>44,400 円※2</td> </tr> <tr> <td>特別区民税非課税世帯</td> <td>24,600 円</td> </tr> <tr> <td>・特別区民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者 ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護受給者とならない場合</td> <td>個人 15,000 円 (世帯単位ではなく個人単位の上限額)</td> </tr> </tbody> </table>		世 帯 要 件	上限額(世帯合計)	現役並み所得者※1	44,400 円	一般世帯	44,400 円※2	特別区民税非課税世帯	24,600 円	・特別区民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者 ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人 15,000 円 (世帯単位ではなく個人単位の上限額)
世 帯 要 件	上限額(世帯合計)											
現役並み所得者※1	44,400 円											
一般世帯	44,400 円※2											
特別区民税非課税世帯	24,600 円											
・特別区民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者 ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人 15,000 円 (世帯単位ではなく個人単位の上限額)											
	<p>※1 同一世帯に課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合に適用されます。ただし、収入が単身 383 万円未満、2 人以上 520 万円未満の場合、申請により一般世帯の上限額が適用されることがあります。</p> <p>※2 1 割負担の被保険者のみの世帯には、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り、年間 446,400 円を上限とする緩和措置があります。</p>											
実 績	108,106 件 1,487,990,231 円											

事業名	特定入所者介護サービス等費 区 介護給付費・施設分 (国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100) 介護給付費・その他分 (国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100)																																
概 要	<p>1 内容 (介護保険特別会計) 介護保険施設等における食費・居住費は、利用者世帯が低所得者であり（別世帯の配偶者も住民税非課税）、資産が一定以下（単身1,000万円、夫婦2,000万円）である場合は、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額との差額を支給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階</th> <th colspan="4">居住費等の負担限度額</th> <th rowspan="2">食費の負担限度額</th> </tr> <tr> <th>ユニット型個室</th> <th>ユニット型個室的多床室</th> <th>従来型個室</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者負担第1段階</td> <td>820 円</td> <td>490 円</td> <td>490 円 (320 円)</td> <td>0 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>利用者負担第2段階</td> <td>820 円</td> <td>490 円</td> <td>490 円 (420 円)</td> <td>370 円</td> <td>390 円</td> </tr> <tr> <td>利用者負担第3段階</td> <td>1,310 円</td> <td>1,310 円</td> <td>1,310 円 (820 円)</td> <td>370 円</td> <td>650 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 利用者負担段階 第1段階－生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者または本人及び世帯全員が特別区民税非課税である老齢福祉年金受給者 第2段階－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の者 第3段階－本人の利用者負担段階が第1段階、第2段階以外の人 ※2 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額</p>					利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	利用者負担第1段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円	利用者負担第2段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円	利用者負担第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額																												
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室																													
利用者負担第1段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円																												
利用者負担第2段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円																												
利用者負担第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円																												
実 績	42,154 件 778,839,490 円																																

事業名	高額医療合算介護サービス等費 介護給付費・施設分（国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100） 介護給付費・その他分（国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100）	区																										
概要	<p>1 内容 (介護保険特別会計) 医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（申請年度の前年8月～7月）に支払った両保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた金額（500円を超えた場合対象）を支給します。</p> <p>2 基準額と支給の考え方</p> <p>(1) 70歳以上の場合 ※所得区分は医療保険によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th><th>70～74歳(医療保険+介護保険) 75歳以上(後期高齢+介護保険)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①住民税課税所得が690万円以上</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>②住民税課税所得が380万円以上 690万円未満</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>③住民税課税所得が145万円以上 380万円未満</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>④一般</td><td>56万円</td></tr> <tr> <td>⑤住民税非課税世帯</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>⑥⑤のうち、所得が一定基準以下の場合</td><td>19万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 70歳未満の場合 ※所得区分は医療保険によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)</th><th>70歳未満(医療保険+介護保険)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①901万円超</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>②600万円超 901万円以下</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>③210万円超 600万円以下</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>④210万円以下</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>⑤住民税非課税世帯</td><td>34万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※申請年度の7月31日時点で加入している医療保険が申請窓口となります。医療保険側で医療保険と介護保険の自己負担額を按分して支給額を計算します。</p>	所得区分	70～74歳(医療保険+介護保険) 75歳以上(後期高齢+介護保険)	①住民税課税所得が690万円以上	212万円	②住民税課税所得が380万円以上 690万円未満	141万円	③住民税課税所得が145万円以上 380万円未満	67万円	④一般	56万円	⑤住民税非課税世帯	31万円	⑥⑤のうち、所得が一定基準以下の場合	19万円	所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満(医療保険+介護保険)	①901万円超	212万円	②600万円超 901万円以下	141万円	③210万円超 600万円以下	67万円	④210万円以下	60万円	⑤住民税非課税世帯	34万円	
所得区分	70～74歳(医療保険+介護保険) 75歳以上(後期高齢+介護保険)																											
①住民税課税所得が690万円以上	212万円																											
②住民税課税所得が380万円以上 690万円未満	141万円																											
③住民税課税所得が145万円以上 380万円未満	67万円																											
④一般	56万円																											
⑤住民税非課税世帯	31万円																											
⑥⑤のうち、所得が一定基準以下の場合	19万円																											
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満(医療保険+介護保険)																											
①901万円超	212万円																											
②600万円超 901万円以下	141万円																											
③210万円超 600万円以下	67万円																											
④210万円以下	60万円																											
⑤住民税非課税世帯	34万円																											
実績	5,771件 235,832,989円																											

事業名	認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業 (国 2/5、都 1/5、区 2/5)
概 要	<p>内容 (介護保険特別会計)</p> <p>認知症高齢者グループホームを利用する低所得者に対して、家賃等の利用者負担額の軽減を行った事業者に対して区が助成します。</p> <p>1 対象となる経費</p> <p>家賃、食費、光熱水費</p> <p>2 対象事業者</p> <p>認知症高齢者グループホーム整備費補助金等を活用して開設されたグループホームを運営する事業者。</p> <p>3 助成する額</p> <p>1人1か月につき7,000円とする。</p> <p>4 対象者</p> <p>大田区介護保険の被保険者のうち特別区民税世帯非課税であって、下記要件を全て満たす、生計が困難である者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)世帯の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、220万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること。 (2)世帯の預貯金が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は、350万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること。 (3)世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 (4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5)介護保険料を滞納していないこと。 (6)生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給していないこと。
実 績	対象者数 延べ 12 人 84,000 円

事業名	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業 (国間 1/2、都 1/4、区 1/4)
概 要	<p>1 内容</p> <p>障がい者施策によるホームヘルプサービスは、所得に応じた費用負担となっていることから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得者の障がい者であって、介護保険制度の適用を受けることになった方等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図ります。</p> <p>2 対象者</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 51 号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額が 0 円となっている要介護または要支援と認定された者であって、平成 18 年 4 月 1 日以降に次のいずれかに該当することとなった方。</p>

	<p>(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた方が65歳に到達したことで介護保険の対象となった場合</p> <p>(2) 法に規定する特定疾病により要介護状態または要支援状態となつた40歳から64歳までの方</p> <p>※一度、本軽減措置事業の対象外となつた方については、再度対象となることはできません。</p> <p>3 対象サービス</p> <p>訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>4 助成内容</p> <p>介護サービス利用者負担（1割負担）を全額免除します。</p>
実績	大田区に対象者なし

事業名	福祉サービス第三者評価 介護サービス評価	1 都補助（都10/10) 2、3、4、5、6（都1/2・区1/2）
概要	福祉サービス利用者がサービスの選択の際の情報を提供するとともに、事業者自らのサービス向上を促すため、第三者評価制度の普及定着を図ります。	
実績	補助金交付 1 認知症対応型共同生活介護施設 29事業所 2 小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所 3 民間在宅系サービス 16事業所 4 民間施設系サービス 2事業所 5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 0事業所 6 都市型軽費老人ホーム 0事業所	10,960,000円 330,000円 2,399,000円 600,000円 0円 0円

事業名	特別養護老人ホームの整備 いづみえん（徳心会）への施設整備費補助、用地取得費補助	区
概要	社会福祉法人徳心会が行う特別養護老人ホーム建設事業を補助します。 [施設名] 特別養護老人ホームいづみえん [所在地] 大田区矢口三丁目1番5号 竣工：平成16年6月 開設：平成16年8月 借入金償還：平成16年～令和5年	
実績	補助額 施設整備借入金償還補助 用地取得借入金償還補助等	14,800,000円 11,560,481円

事業名	特別養護老人ホームの整備 (仮称) 西糀谷 (久盛会)への施設整備費補助	区
概要	<p>在宅生活が困難になった高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者の住まいとなる特別養護老人ホームを整備するため、民間事業者の施設整備を支援します。</p> <p>[施設名] 特別養護老人ホーム誠心園 [開設日] 令和2年6月1日 [所在地] 大田区西糀谷一丁目1番12号 [定員] 特別養護老人ホーム 75人 ショートステイ 9人</p>	
実績	補助額 施設整備費補助 282,150,000円 (令和元年度出来高 100%)	

事業名	特別養護老人ホームの整備 特別養護老人ホームサービス推進事業	区
概要	民営化した特別養護老人ホーム(運営法人)が、一層の法人経営、施設運営の基盤となる経常的な財務の安定を確保し、今後のニーズの多様化や高度化に主体的に取組み、地域特性を活かし、創意工夫されたサービスを安定的、継続的に提供することを目的に、補助金を交付します。	
実績	運営費補助 14,325,000円	

事業名	特別養護老人ホームの整備 民営化施設への大規模修繕工事費補助	区
概要	平成27年度に民営化した羽田、池上及び大森の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの大規模修繕工事について、建物所有者であり工事実施主体となる池上長寿園に対し、工事費の一部を補助します。	
実績	特別養護老人ホーム羽田 (本体工事) 42,307,000円 特別養護老人ホーム池上 (増床・仮居室工事) 91,536,000円 特別養護老人ホーム池上 (緊急修繕工事) 24,113,000円 特別養護老人ホーム大森 (増床工事) 13,926,000円	

事業名	地域密着型サービス施設の整備 地域密着型サービス施設への施設整備費補助 ・認知症高齢者グループホーム ・(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	国補助・都補助
概要	認知症高齢者が、家庭的な環境の中で安定した生活ができるよう認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備促進を図るため、整備に要する費用の一部を補助します。	

実績	<p>補助額 25,722,000 円</p> <p>(内訳)</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>[施設名] グループホーム大田蒲田</p> <p>[所在地] 大田区西蒲田六丁目 5 番 3 号</p> <p>[補助金額] 開設準備金 10,908,000 円</p> <p>[施設名] はなまるホーム上池台</p> <p>[所在地] 大田区上池台五丁目 9 番 17 号</p> <p>[補助金額] 開設準備金 14,814,000 円</p>
----	--

事業名	地域密着型サービス施設の整備 認知症高齢者グループホームの運営支援	区
概要	認知症高齢者グループホームへの支援を実施し、適正な運営を確保します。また、運営経費の一部を補助することにより、グループホームに入所した認知症高齢者の共同生活の向上を図ります。	
実績	<p>訪問支援 52 回実施</p> <p>運営費補助等</p> <p>認知症高齢者グループホームやよい（大田区南馬込四丁目 10 番 4 号）</p> <p>運営費補助 7,400,000 円</p> <p>建物保守管理 1,617,290 円</p>	

事業名	既存高齢者施設等の防災減災対策推進事業補助	国補助
概要	災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心のために助成します。	
実績	既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備等整備事業	
	助成施設 1 か所	637,000 円

事業名	都市型軽費老人ホームの整備	国補助・都補助
概要	都市部において、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある高齢者が低額な料金で入所できるよう、整備に要する費用の一部を補助します。	
実績	<p>補助額 6,260,000 円</p> <p>[施設名] ケアハウス大田蒲田</p> <p>[所在地] 大田区西蒲田六丁目 5 番 3 号</p> <p>[補助金額] 開設準備金 6,260,000 円</p>	

事業名	介護保険事業者の指定等	区
概 要	地域密着型サービスの整備計画の策定や事業者の指定に関し、学識経験者・介護サービス事業者・保健医療福祉関係者及び介護保険被保険者で構成する地域密着型サービス運営協議会を開催し、公平で公正な事業の運営を確保します。	
実 績	開催回数 4回	

事業名	区立特別養護老人ホーム等民営化検討	区
概 要	民営化未実施の施設について、大田区立特別養護老人ホーム等民営化基本方針に基づき、区立特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターのあり方を見直すとともに、施設の有効活用を検討します。	
実 績	大田区立民営化施設評価委員会 1回 (8月)	

事業名	介護サービス適正実施指導 介護サービス研修・普及	1～4 都補助 (都 3/4・区 1/4) 5、6 区
概 要	<p>1 介護サービス事業者研修・連絡会</p> <p>(1) 内容</p> <p>介護サービス事業の質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できる環境を整備するため、介護サービス事業者相互の連携促進と事業者の相談対応や情報提供を行います。</p> <p>ア 介護サービス事業者研修</p> <p>イ 介護保険事業者連絡会</p> <p>ウ 介護保険サービス団体連絡会 会長会 職域別事業者との懇談会</p> <p>エ 介護サービス事業者情報の提供</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>2 介護職員初任者研修受講費助成</p> <p>(1) 内容</p> <p>介護サービスの底辺を支える介護職員の人材確保と質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の介護職員初任者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>3 介護職員実務者研修受講費助成</p> <p>(1) 内容</p> <p>介護サービスの底辺を支える介護職員の人材確保と質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の介護職員実務者研修の受講費を負担した場合、受</p>	

	<p>講費の一部を事業者に助成します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>4 生活援助従事者研修受講費助成</p> <p>(1) 内容</p> <p>介護サービスの底辺を支える介護職員の人材確保と質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の生活援助従事者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>5 おおた福祉フェス運営費補助</p> <p>(1) 内容</p> <p>区民への介護保険情報の啓発と介護従事者の資質向上・人材確保を目的に大田区介護保険サービス団体と共に「おおた福祉フェス」の運営経費の一部を同団体に補助します。</p> <p>(2) 対象者 大田区介護保険サービス団体連絡会</p> <p>6 おおた介護のお仕事定例就職面接会</p> <p>(1) 内容</p> <p>新たな介護人材を確保するため、ハローワーク大森、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催により、原則毎月1回、ハローワーク大森で区内事業者(参加事業者 原則各回6事業者)による就職相談・面接会を実施します。</p> <p>(2) 対象者 求職者</p>
実績	<p>1 実施回数</p> <p>(1) 介護サービス事業者研修 19回 981人</p> <p>(2) 介護に関する入門的研修 1回 15人</p> <p>(3) 介護保険事業者連絡会 2回 第1回 555事業所、第2回 516事業所</p> <p>(4) 介護保険サービス団体連絡会 会長会 2回 職域別事業者との懇談会 7回</p> <p>(5) 介護サービス事業者情報の提供 毎月1回</p> <p>2 介護職員初任者研修受講費助成 8事業所 462,000円</p> <p>3 介護職員実務者研修受講費助成 7事業所 825,000円</p> <p>4 生活援助従事者研修受講費助成 0事業所 0円</p> <p>5 おおた福祉フェス運営費補助 講師料・チラシ印刷費など 令和元年度執行額 531,863円</p> <p>6 おおた介護のお仕事定例就職面接会</p>

	毎月第2水曜日にハローワーク大森の大会議室で実施 参加事業者数 各回 6 事業者(法人) 令和元年度実績(延数) 実施回数 9回 参加法人 62 法人 参加求職者数 202 人 相談・面接件数 135 件 就職人数 27 人
--	--

事業名	介護サービス適正実施指導 都補助 (都 3/4・区 1/4) 福祉サービス従事者の育成																							
概 要	<p>1 内容</p> <p>介護保険制度運営の要となる介護支援専門員に対して研修を行うことにより、その資質向上を図り、介護サービスの質の向上及び適正な実施を目指します。</p> <p>介護支援専門員研修</p> <p>(1) 全体研修(介護保険課)</p> <p>総合的な内容での講義や情報提供</p> <p>(2) 地域別研修(各地域福祉課)</p> <p>地域の実情に応じた事例の検討や情報提供</p> <p>2 対象者 介護支援専門員等</p>																							
実 績	<p>介護支援専門員研修</p> <table> <tr> <td>全体</td> <td>5回</td> <td>延 1,092 人</td> </tr> <tr> <td>地域別</td> <td>計 13 回</td> <td>延 458 事業所</td> <td>延 842 人</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>大森 4回</td> <td>延 136 事業所</td> <td>延 266 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調布 3回</td> <td>延 151 事業所</td> <td>延 301 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒲田 3回</td> <td>延 107 事業所</td> <td>延 157 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糀谷・羽田 3回</td> <td>延 64 事業所</td> <td>延 118 人</td> </tr> </table>	全体	5回	延 1,092 人	地域別	計 13 回	延 458 事業所	延 842 人	(内訳)	大森 4回	延 136 事業所	延 266 人		調布 3回	延 151 事業所	延 301 人		蒲田 3回	延 107 事業所	延 157 人		糀谷・羽田 3回	延 64 事業所	延 118 人
全体	5回	延 1,092 人																						
地域別	計 13 回	延 458 事業所	延 842 人																					
(内訳)	大森 4回	延 136 事業所	延 266 人																					
	調布 3回	延 151 事業所	延 301 人																					
	蒲田 3回	延 107 事業所	延 157 人																					
	糀谷・羽田 3回	延 64 事業所	延 118 人																					

事業名	特別養護老人ホーム入所事務	区
概 要	特別養護老人ホームの入所希望者について、要介護度や介護者の状況などを考慮し、必要性の高い者が優先的に入所できるようにします。優先度評価は年2回行い、評価結果の通知を送付します。	
実 績	<p>優先入所評価 (9月、3月) 年2回実施 延評価対象者 1,765 人 (9月 882 人、3月 883 人)</p>	

事業名	1 介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業 社会福祉法人等 国補助（国間 1/2、都 1/4、区 1/4） 介護保険サービス提供事業者 都補助（都 1/2、区 1/2）
	2 大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業 区
	3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業 区
概 要	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業 介護保険サービスを利用する生計困難者に対して、その利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人、区市町村及び事業者に、軽減した額の一部を区が助成します。</p> <p>(1) 対象となるサービス 訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>(2) 事業主体 対象となるサービスを提供する社会福祉法人、区市町村及び事業者で、軽減する旨の申出を行った方</p> <p>(3) 助成する額 事業主体が利用者負担額を軽減した総額の 2 分の 1。 ただし、指定介護老人福祉施設が利用者負担額を軽減した総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額年間収入に対する割合が 10% を超える部分については、その全額</p> <p>(4) 対象となる利用者負担額 介護費、食費、居住費（滞在費）</p> <p>(5) 対象者 住民税世帯非課税で、次の要件をすべて満たし「特に生計が困難である方」、区長が認めた方（ただし、中国残留邦人等支援給付受給者・旧措置入所者で利用者負担 5% 以下の者を除きます）</p>

- ア 世帯の年間収入と預貯金額が基準額以下
(下表「基準収入額・貯蓄額」参照)
- イ 世帯が居住するための家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない
- ウ 負担能力のある親族（別世帯を含む）などに扶養されていない。
- エ 介護保険料を滞納していない

○基準収入額・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※以下世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。

なお、生活保護受給者においては、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、指定介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額のみ対象とします。

(6) 軽減の程度

利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とします。ただし、生活保護受給者については、個室居住費の利用者負担額の全額とします。

2 大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業

(1) 内容

介護保険サービスを利用する低所得者に対して、利用者負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

(2) 対象となるサービス

「1介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業」と同じ

(3) 事業主体

「1介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業」と同じ

(4) 対象となる利用者負担額及び軽減の程度

介護費のみ利用者負担額4分の1を軽減します。

上記「1介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」で軽減された4分の1を加えることにより、介護費の利用者負担額は2分の1となります。

(5) 対象者

「1介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業」対象者

(6) 事業開始

平成21年7月1日

	<p>3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業</p> <p>(1) 内容</p> <p>生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業に参入の申出をしている事業者に対して、助成金を支給することにより、事業者の参入の促進及び区と事業者の協力関係の向上を図ります。</p> <p>(2) 対象事業者</p> <p>生計困難者事業への参入の申出をしている事業者で、当該年度に大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業に基づく軽減実績があった社会福祉法人および事業者</p> <p>(3) 助成する額</p> <p>一年度 3 万円</p> <p>(4) 事業開始</p> <p>平成 21 年 7 月 1 日</p>
実 績	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業</p> <p>対象者数（軽減確認証交付者数） 169 人</p> <p>事業主体への補助金交付額 6,080,158 円</p> <p>2 大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業</p> <p>対象利用者数 64 人</p> <p>事業主体への補助金交付額 2,048,633 円</p> <p>3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業</p> <p>対象事業者数 28 事業者</p> <p>事業主体への助成額 840,000 円</p>

事業名	認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業に係る事業者参入促進事業 区
概 要	<p>認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業への参入促進及び区と事業者の協力関係の向上を図るために助成金を支給します。</p> <p>(1) 対象事業者 大田区の認知症グループホーム整備費助成金等を活用して開設された事業所で、家賃等助成金を受けようとする運営事業者</p> <p>(2) 助成する額 一年度 3 万円</p>
実 績	対象事業者数 1 事業者 30,000 円

事業名	高額介護サービス費等資金貸付 区
概 要	<p>1 内容 介護保険制度の利用にあたり、被保険者が一時的に高額な費用を負担した場合において、保険給付を受けるまでの間、資金の貸付を行います。</p> <p>2 対象者 サービスを受けた被保険者</p> <p>3 貸付対象サービス費</p> <p>(1) 高額介護サービス費または高額介護予防サービス費</p> <p>(2) 居宅介護福祉用具購入費または介護予防福祉用具購入費</p> <p>(3) 居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費</p> <p>4 利子 無利子</p> <p>5 返還方法 当該貸付金に係る高額介護サービス費等を充てることにより行います。</p>
実 績	貸付実績なし

事業名	大田区立特別養護老人ホーム等医療協力運営会議 区
概 要	区立特別養護老人ホーム等の利用者への医療及び医療協力のあり方を検討します。連絡調整会議を年 1 回実施します。
実 績	令和元年 11 月 18 日 「若年性認知症の現状と取り組みについて」、「若年性認知症デイサービス【H O P E】事業の取り組みについて」のテーマで実施しました。

事業名	区内特別養護老人ホーム摂食嚥下指導事業																																															
概要	区内特別養護老人ホーム入所者への摂食嚥下指導等により、肺炎又は誤嚥性肺炎の発症率の低減を目指します。																																															
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>摂食嚥下指導</th> <th>講演・研修会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大田区立特別養護老人ホーム蒲田</td><td>24回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>大田区立特別養護老人ホーム糀谷</td><td>24回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>大田区立特別養護老人ホームたまがわ</td><td>48回</td><td>2回</td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム羽田</td><td>24回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム池上</td><td>24回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム大森</td><td>24回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>ゴールデン鶴亀ホーム</td><td>12回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>フロース東糀谷</td><td>24回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>千里</td><td>24回</td><td>0回</td></tr> <tr><td>バタフライヒル大森南</td><td>23回</td><td>0回</td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム馬込</td><td>12回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>生寿園</td><td>24回</td><td>0回</td></tr> <tr><td>さくらのみち紫苑</td><td>0回</td><td>0回</td></tr> <tr> <td>計</td><td>287回</td><td>10回</td></tr> </tbody> </table>			施設名	摂食嚥下指導	講演・研修会	大田区立特別養護老人ホーム蒲田	24回	1回	大田区立特別養護老人ホーム糀谷	24回	1回	大田区立特別養護老人ホームたまがわ	48回	2回	特別養護老人ホーム羽田	24回	1回	特別養護老人ホーム池上	24回	1回	特別養護老人ホーム大森	24回	1回	ゴールデン鶴亀ホーム	12回	1回	フロース東糀谷	24回	1回	千里	24回	0回	バタフライヒル大森南	23回	0回	特別養護老人ホーム馬込	12回	1回	生寿園	24回	0回	さくらのみち紫苑	0回	0回	計	287回	10回
施設名	摂食嚥下指導	講演・研修会																																														
大田区立特別養護老人ホーム蒲田	24回	1回																																														
大田区立特別養護老人ホーム糀谷	24回	1回																																														
大田区立特別養護老人ホームたまがわ	48回	2回																																														
特別養護老人ホーム羽田	24回	1回																																														
特別養護老人ホーム池上	24回	1回																																														
特別養護老人ホーム大森	24回	1回																																														
ゴールデン鶴亀ホーム	12回	1回																																														
フロース東糀谷	24回	1回																																														
千里	24回	0回																																														
バタフライヒル大森南	23回	0回																																														
特別養護老人ホーム馬込	12回	1回																																														
生寿園	24回	0回																																														
さくらのみち紫苑	0回	0回																																														
計	287回	10回																																														

事業名	おおもり園指定管理者管理代行
概要	<p>1 内容 耐震・改修工事完了により、令和2年4月1日から運営再開します。</p> <p>2 耐震・改修工事内容 耐震補強及びその他工事 8件 (耐震補強、掲示板の再設置、防犯カメラ設置、電話配線及び換気扇ガード取付、園庭及び外構舗装、メッシュフェンス設置、パーテーションその他設置、バルコニー隔て板及びその他等)</p> <p>3 入所対象 • 60歳以上の方 • 大田区に住所がある方（ただし、特別ない事情がある場合はこの限りではありません） • 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難である方 • 独立して日常生活を営むことができ、自炊可能である方 • 月収が利用料を超えるか、かつ、区長が定める額の範囲内（1人用居室 月収18万円）、（2人用居室 合算して月収が27万円）である方 • 確実な保証能力を有する保証人を立てられる方（ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない）。</p>

	※2人用居室には夫婦または三親等内の親族同士で、両者とも上記と同様の要件を備えた者
実績	軽費老人ホームB型 定員 50人 指定管理者 社会福祉法人池上長寿園 耐震・改修工事完了により、令和2年4月1日より再開。

事業名	介護福祉施設サービス事業	区															
概要	1 内容 介護保険で要介護と認定された者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等への介護、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようになります。 2 実施施設 区立特別養護老人ホーム 3か所																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 員</th> <th>開 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム蒲田</td> <td>104人 (令和2年1月より変更)</td> <td>平成7年 5月</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム糀谷</td> <td>104人 (令和2年1月より変更)</td> <td>平成8年 5月</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームたまがわ</td> <td>237人 (令和2年4月より変更)</td> <td>平成12年 5月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>445人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名 称	定 員	開 設	特別養護老人ホーム蒲田	104人 (令和2年1月より変更)	平成7年 5月	特別養護老人ホーム糀谷	104人 (令和2年1月より変更)	平成8年 5月	特別養護老人ホームたまがわ	237人 (令和2年4月より変更)	平成12年 5月	計	445人	
名 称	定 員	開 設															
特別養護老人ホーム蒲田	104人 (令和2年1月より変更)	平成7年 5月															
特別養護老人ホーム糀谷	104人 (令和2年1月より変更)	平成8年 5月															
特別養護老人ホームたまがわ	237人 (令和2年4月より変更)	平成12年 5月															
計	445人																
	※いずれの施設も社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。																
実績	3所延利用者数 146,077人																

事業名	短期入所生活介護事業	区								
概要	1 内容 介護保険で要介護又は要支援と認定された者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護や機能訓練を受けることにより、利用者の心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため実施します。 2 実施施設 区立特別養護老人ホーム 3か所									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>短期入所生活介護</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷</th> <th>たまがわ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員 (計 32人)</td> <td>11人</td> <td>11人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>		短期入所生活介護	蒲田	糀谷	たまがわ	利用定員 (計 32人)	11人	11人	10人
短期入所生活介護	蒲田	糀谷	たまがわ							
利用定員 (計 32人)	11人	11人	10人							
	※いずれの施設も社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。									
	※いずれの施設も令和2年1月に定員変更しています。									
実績	3所延利用者数 2,279人 延利用日数 16,887日									

事業名	通所介護事業	区									
概 要	<p>1 内容 介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定された者に対して、要介護状態の心身の特徴を踏まえて可能な限り居宅において、その有する能力に応じた生活を営むことができるよう、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を行うために実施します。</p> <p>2 実施施設 区立高齢者在宅サービスセンター6か所</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>運 営 方 法</th> <th>指 定 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒲田、田園調布、徳持、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人 池上長寿園</td> </tr> <tr> <td>大森本町</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人 東京蒼生会</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	運 営 方 法	指 定 管 理 者	蒲田、田園調布、徳持、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ	管理代行	社会福祉法人 池上長寿園	大森本町	管理代行	社会福祉法人 東京蒼生会	
名 称	運 営 方 法	指 定 管 理 者									
蒲田、田園調布、徳持、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ	管理代行	社会福祉法人 池上長寿園									
大森本町	管理代行	社会福祉法人 東京蒼生会									

事業名	高齢福祉施設維持管理	区
概 要	<p>1 内容 区立高齢福祉施設に関する定期的な日常点検を実施することにより、補修箇所の早期発見に努めます。また、大規模な補修に関しては、施設保全課等と連携を図り、計画的な修繕を実施します。</p> <p>2 対象施設 区立特別養護老人ホーム及び区立高齢者在宅サービスセンター等</p>	
実 績	区立高齢福祉施設等の改修工事 26 件 (特別養護老人ホームたまがわ 警報装置更新工事、矢口高齢者在宅サービスセンター 空調設備更新工事等)	

障害福祉課・地域福祉課 事業一覧

事業名	社会福祉協議会の運営 障害福祉関係費の補助事業			区																																											
概 要	<p>1 心身障がい者紙おむつ支給 紙おむつを支給することにより衛生保持と日常の活動の一助及び介護する人の負担軽減を図ります。 (支給方法) 37種類から1種類を選択。 (対象) 3歳以上65歳未満で東京都重度心身障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受けている者。(生活保護受給者・日常生活用具で紙おむつの給付を受けている者は除く。)</p> <p>2 心身障がい者団体レクリエーション行事助成 心身障がい者相互の親睦とレクリエーションのため、区内障がい者団体の自主的な行事の経費を一部助成します。</p> <p>3 重度心身障がい児(者)レクリエーション行事助成 重度心身障がい児(者)相互の親睦とレクリエーションのため、区内障がい者団体の自主的な行事の経費を一部負担します。</p> <p>4 心身障がい者団体運営事務費等助成 心身障がい者福祉の増進を目的に活動する区内障がい者団体の運営事務費の一部を助成します。</p>																																														
実 績	<p>1 心身障がい者紙おむつ支給 助成対象者 延885人 37種類中32種類</p> <p>2 心身障がい者団体レクリエーション行事助成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">団体名</th> <th style="background-color: #cccccc;">日程</th> <th style="background-color: #cccccc;">内容行き先</th> <th style="background-color: #cccccc;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区肢体障害者福祉協会</td><td>11月10日～11日</td><td>一泊研修旅行 (新潟県津南)</td><td>41人</td></tr> <tr> <td>大田区視力障害者福祉協会</td><td>2月1日</td><td>新年会</td><td>78人</td></tr> <tr> <td>大田区聴覚障害者協会</td><td>11月30日～12月1日</td><td>一泊研修旅行 (千葉県周辺)</td><td>12人</td></tr> <tr> <td rowspan="2">大田区手をつなぐ育成会</td><td>8月24日・8月31日</td><td>バスハイク (メロン狩り)</td><td>237人</td></tr> <tr> <td>12月7日</td><td>ふれあいボウリング大会</td><td>93人</td></tr> </tbody> </table> <p>3 重度心身障がい児レクリエーション行事助成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">団体名</th> <th style="background-color: #cccccc;">日程</th> <th style="background-color: #cccccc;">内容行き先</th> <th style="background-color: #cccccc;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区肢体不自由児(者) 父母の会</td><td>11月30日</td><td>よみうりランド</td><td>33人</td></tr> <tr> <td>大田区重症心身障害児(者)を守る会</td><td>11月9日</td><td>新江ノ島水族館</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table> <p>4 心身障がい者団体運営事務費等助成 (助成団体 8団体)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>大田区重症心身障害児(者)を守る会</td> <td>大田区視力障害者福祉協会</td> </tr> <tr> <td>大田区肢体不自由児(者)父母の会</td> <td>大田区聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>大田区手をつなぐ育成会</td> <td>放置自転車リサイクル作業所</td> </tr> <tr> <td>大田区肢体障害者福祉協会</td> <td>大田区原爆被害者の会</td> </tr> </tbody> </table>				団体名	日程	内容行き先	人数	大田区肢体障害者福祉協会	11月10日～11日	一泊研修旅行 (新潟県津南)	41人	大田区視力障害者福祉協会	2月1日	新年会	78人	大田区聴覚障害者協会	11月30日～12月1日	一泊研修旅行 (千葉県周辺)	12人	大田区手をつなぐ育成会	8月24日・8月31日	バスハイク (メロン狩り)	237人	12月7日	ふれあいボウリング大会	93人	団体名	日程	内容行き先	人数	大田区肢体不自由児(者) 父母の会	11月30日	よみうりランド	33人	大田区重症心身障害児(者)を守る会	11月9日	新江ノ島水族館	20人	大田区重症心身障害児(者)を守る会	大田区視力障害者福祉協会	大田区肢体不自由児(者)父母の会	大田区聴覚障害者協会	大田区手をつなぐ育成会	放置自転車リサイクル作業所	大田区肢体障害者福祉協会	大田区原爆被害者の会
団体名	日程	内容行き先	人数																																												
大田区肢体障害者福祉協会	11月10日～11日	一泊研修旅行 (新潟県津南)	41人																																												
大田区視力障害者福祉協会	2月1日	新年会	78人																																												
大田区聴覚障害者協会	11月30日～12月1日	一泊研修旅行 (千葉県周辺)	12人																																												
大田区手をつなぐ育成会	8月24日・8月31日	バスハイク (メロン狩り)	237人																																												
	12月7日	ふれあいボウリング大会	93人																																												
団体名	日程	内容行き先	人数																																												
大田区肢体不自由児(者) 父母の会	11月30日	よみうりランド	33人																																												
大田区重症心身障害児(者)を守る会	11月9日	新江ノ島水族館	20人																																												
大田区重症心身障害児(者)を守る会	大田区視力障害者福祉協会																																														
大田区肢体不自由児(者)父母の会	大田区聴覚障害者協会																																														
大田区手をつなぐ育成会	放置自転車リサイクル作業所																																														
大田区肢体障害者福祉協会	大田区原爆被害者の会																																														

事業名	災害時要援護者対策の推進	区
概 要	<p>1 避難行動要支援者名簿</p> <p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の避難行動要支援者名簿等を作成し、避難支援等関係者に提供し円滑かつ迅速な避難及び安全の確保を図ります。</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳の視覚障害1級又は2級の方 (2) 身体障害者手帳の肢体不自由（下肢障害又は体幹機能障害）1級から3級までの方 (3) 身体障害者手帳の肢体不自由（移動機能障害）1級から4級までの方 (4) 身体障害者手帳の聴覚障害2級又は3級の方 (5) 愛の手帳1度から4度までの方 (6) その他避難行動に支援が必要な方 <p>※ 施設入所者等を除く。</p> <p>◎詳細は、P17「災害時要援護者対策の推進（福祉管理課分）」参照</p> <p>2 福祉避難所</p> <p>福祉避難所として位置付けている区立及び民間の障がい者施設に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備し、避難所の開設・運営に向けた体制を整えます。</p>	
実 績	福祉避難所 13施設 (令和2年3月31日現在)	

事業名	原子爆弾被爆者見舞金支給	区								
概 要	<p>(目的) 原子爆弾被爆者に対して見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 見舞金を毎年8月に12,000円支給します。</p> <p>(対象) 7月1日現在、区内に居住し、被爆者健康手帳の交付を受けている者 (各地域福祉課で実施)</p>									
実 績	<p>支給人員 190人</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>58</td> <td>56</td> <td>23</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	53	58	56	23	
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
53	58	56	23							

事業名	福祉サービス第三者評価（障がい者福祉サービス評価） 在宅系：都補助(都1/2、区1/2) 居住系：区
概 要	<p>(目的) 福祉サービス第三者評価受審費用の補助により、福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促し、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。</p> <p>(対象) 居宅介護、短期入所（医療型。福祉型は対象外。）</p> <p>(内容) 在宅系サービス150,000円を限度とし、補助対象経費の2分の1以内</p>
実 績	<p>在宅系サービス 受審1件 事業者宛受審勧奨通知発送等 126件 参考：区立民営施設（6施設）は、管理代行経費で実施。</p>

事業名	障害児通所支援福祉サービス評価	都補助(都1/2、区1/2)
概要	(目的) 福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。 (内容) 1サービス種別あたり150,000円を上限として補助します。	
実績	放課後等デイサービス 0か所	

事業名	障害支援区分認定等に係る経費	国補助 (国直1/2)、(区1/2)																
概要	(目的) 介護給付費等にかかる申請を行った当該障がい者に対し、審査会が行う障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。 (対象) 介護給付費等のサービスの利用を希望する障がい者																	
実績	障害支援区分認定等に係る経費 (内訳) ① 審査会合議体運営 5,170,531円 認定件数 850件 <table border="1"><tr><td>障害支援区分</td><td>非該当</td><td>区分1</td><td>区分2</td><td>区分3</td><td>区分4</td><td>区分5</td><td>区分6</td></tr><tr><td>件 数</td><td>0</td><td>28</td><td>180</td><td>121</td><td>134</td><td>130</td><td>257</td></tr></table> 審査会開催回数 48回 合議体数 4合議体 ② 認定調査等事務費 6,960,018円 主治医意見書作成 854件	障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	件 数	0	28	180	121	134	130	257	
障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6											
件 数	0	28	180	121	134	130	257											

事業名	障害者計画・障害福祉計画策定に係る経費	区
概要	平成30年3月に、平成30年度から令和2年度までの3か年の計画として、おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第5期大田区障害福祉計画、第1期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）を策定し、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現を目指しています。 令和2年度は、引き続き学識経験者等で構成される「大田区障がい者施策推進会議」を開催し、PDCAサイクルに基づく適切な進行管理を行うとともに、実態調査結果を踏まえて令和3年度からの次期計画の策定を行います。	
実績	○ おおた障がい施策推進プラン（平成30～令和2年度）の適正な進行管理 ○ 大田区障がい者施策推進会議の開催 委員20人 開催3回 ○ 大田区障がい者実態調査の実施	

事業名	障がい者支援に関する会議体運営	区
概要	1 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、学識、福祉、公募区民、障がい当事者等で構成される「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」を開催し、事例共有や普及啓発等に取り組んでいます。 2 人工呼吸器を装着している障がい児及び障がい者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児及び障がい者（医療的ケア児・者）が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、関係機関が互いに連携して情報交換等を行っています。	
実績	1 障がい者差別解消支援地域協議会 委員23人 開催2回 2 医療的ケア児・者支援関係機関会議 外部委員11人 区内部委員10人 開催2回	

事業名	福祉強調月間事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	<p>1 しうがい者文化展 区内の障がい者が創作した作品の展示会を開催し、障がい者の創作意欲の向上と一般区民の障がい者に対する理解と啓発を図ります。</p> <p>2 しうがい者巡回パネル展 区内の障がい者の日常生活の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解の促進を図るため、福祉強調月間に、区内複数会場を巡回して展示します。</p> <p>3 福祉強調月間PR 障がい者に対する区民の認識と理解を更に深めるために、国際障害者年を契機に制定した「福祉強調月間」を周知、啓発します。 (内容) 懸垂幕 1本 ・ 横断幕 1本</p>	
実績	<p>1 しうがい者文化展 会 場 大田区役所 3階中央展示コーナー 開催期間 10月2日から10日 作品出品者数 380人 作品数 266点（共同作品含む） 作品の種類 絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等</p> <p>2 しうがい者巡回パネル展 展示パネル 29施設参加 10月 4日～9日 アトレ大森5階レストラン街 10月 11日～17日 グランデュオ蒲田3階連絡通路 10月 20日 大田区総合体育館（しうがい者の日のつどい） 10月 21日～24日 大田区役所1階展示コーナー¹ 10月 30日～11月5日 障がい者総合サポートセンター</p> <p>3 福祉強調月間PR 懸垂幕（1本） 本庁舎 10月1日～31日 横断幕（1本） 本庁舎 10月1日～31日</p>	

事業名	大田区しうがい者の日のつどい	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	障がいのある人もない人も共につどい、交流することにより、障がいについて理解と認識を深め、障がい者福祉の向上を図ります。	
実績	<p>1 開催日時 令和元年10月20日（日） 2 開催場所 大田区総合体育館 3 参加者数 4,400人 4 開催内容 講演会、バリアフリー体験会、パフォーマンスショー（メインアリーナ）、パラリンピック競技紹介・体験コーナー、ユニバーサルスポーツ体験コーナー、福祉機器の展示コーナー（サブアリーナ）、巡回パネル展、福祉の店、模擬店等 (主催) 大田区、大田区教育委員会、大田区しうがい者の日のつどい実行委員会 (後援) 大田区社会福祉協議会</p>	

事業名	大田区障害者関係区長表彰	区
概要	障がいを克服し、他の障がい者の模範となる者及び障がい者の自立支援に尽くした功績が顕著である者に対して区長表彰を行うことにより、障がい者福祉の向上を図ることを目的とします。	
実績	<p>自立生活者 7人 自立支援功労者 3人 令和元年12月17日障がい者総合サポートセンターにて 表彰式実施</p>	

事業名	障害者支援施設の整備 (1)いづみえん(徳心会)への用地取得費補助	区
概 要	社会福祉法人徳心会が、障害者支援施設（生活介護・施設入所支援・短期入所）を建設する際に福祉医療機構から借り入れた、用地取得費の借入金償還の一部及び利息を補助するものです。	
実 績	補助額 用地取得費借入金償還補助 3,515,956円	

事業名	障害者支援施設の整備 (2)いづみえん(徳心会)への施設整備費補助	区
概 要	社会福祉法人徳心会が、障害者支援施設（生活介護・施設入所支援・短期入所）を建設する際に福祉医療機構から借り入れた、施設整備費の借入金償還の一部を補助するものです。	
実 績	補助額 施設整備費借入金償還補助 6,500,000円	

事業名	グループホームの整備促進	都補助（都1/2、区1/2）
概 要	障がい者が地域で安心して暮らすための生活の場として、民立民営のグループホームの整備に係る経費について、都が施設設置者に対して交付する補助金で不足する分の一部を区が補助するものです。	
実 績	実績なし	0円

事業名	障害者（児）施設防犯設備整備事業	都補助（都1/2、区1/2）
概 要	《平成29年度から令和3年度の5か年事業》 施設の利用者の安全確保を図ることを目的として、防犯設備の設置にあたり補助するものです。	
実 績	令和元年度 4件	787,000円

事業名	障害福祉課事務費	区
概 要	(目的) 障がい者(児)に関する諸制度、施策などをわかりやすく説明した冊子を作成し、障がい者福祉施策の周知を図ります。 (内容) 福祉・保健・医療・教育など、福祉サービスで障がい者(児)とその家族が利用できるものを取り上げ、内容を紹介します。 (対象) 新規障害者手帳取得者、障がい者(児)及び関係機関	
実 績	冊子「障がい者福祉のあらまし」 9,000部 「障がい者福祉のあらまし」概要版 3,000部	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（1）居宅介護	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概 要	障がい者等に対し、居宅において入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実 績	利用人数 身体介護 延 3,845人 家事援助 延 4,601人 通院等介助（身体介護あり） 延 1,274人 通院等介助（身体介護なし） 延 465人 通院等乗降介助 延 2人 利用時間等 身体介護 延 97,916時間 家事援助 延 56,804時間 通院等介助（身体介護あり） 延 8,867時間 通院等介助（身体介護なし） 延 3,291時間 通院等乗降介助 延 5回	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（2）重度訪問介護	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排泄、食事その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 460人 利用時間 延 195,068時間	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（3）同行援護	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 2,158人 利用時間 延 68,101時間	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（4）行動援護	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要するものに対し、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 82人 利用時間 延 1,940時間	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（5）生活介護	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	常時介護を要する障がい者等として厚生労働省令で定めるものに対し、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排泄または食事の介護、創造的活動または生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 12,145人 利用日数 延 235,171日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（6）短期入所	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	介護者の疾病その他の理由で障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄または食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 2,448人 利用日数 延 18,008日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（7）療養介護	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の相談支援を行うことにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 839人 利用日数 延 25,525日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（8）施設入所支援	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄または食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 6,010人 利用日数 延 178,300日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（9）自立訓練	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定めた期間にわたり、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	機能訓練 利用人数 延 591人 利用日数 延 4,791日 生活訓練 利用人数 延 374人 利用日数 延 4,911日 宿泊型自立訓練 利用人数 延 179人 利用日数 延 5,134日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(10)就労移行支援	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	就労を希望する障がい者に対し、厚生労働省令で定めた期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 3,146人 利用日数 延 50,014日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(11)就労継続支援	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。雇用契約を結び給料をもらいながら利用するA型と雇用契約を伴わずに利用するB型の2種類あります。	
実績	A型 利用人数 延 1,247人 利用日数 延 23,367日 B型 利用人数 延 11,976人 利用日数 延 176,875日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(12)共同生活援助	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	共同生活の場において、入浴、排泄、食事などの介護、相談その他の日常生活上の援助などのサービスを供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 6,094人 利用日数 延 174,180日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(13)地域移行支援	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	施設等に入所・入院している障がい者に対し、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	
実績	利用人数 延 63人	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(14)地域定着支援	国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	居宅において単身等で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急の事態等に相談などの支援を行います。	
実績	利用人数 延 147人	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（15）計画相談支援 国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	障害福祉サービス等を利用する障がい者に対し、サービス等利用計画（案）の作成やモニタリングを行い、適切なサービス利用を促進します。
実績	利用人数 延 7,338人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（16）高額障害福祉サービス等給付費 国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	障害福祉サービスや介護保険法のサービス等の利用者負担額が、著しく高額であるときは、高額障害福祉サービス費を支給することにより福祉の向上を図ります。
実績	利用人数 延 892人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（17）特定障害者特別給付費 国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	施設入所支援その他の障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい者のうち、入所しサービスを受けたときに、食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、所得の状況等によって特定障害者特別給付費を支給することにより、福祉の向上を図ります。
実績	利用人数 延 11,454人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（18）自立生活援助 国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	障害者施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、支援を行います。
実績	利用人数 延 89人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（19）就労定着支援 国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
実績	利用人数 延 1,067人

事業名	自立支援医療費等（1）自立支援医療費（更生医療） 国補助（国1/2、都1/4、区1/4）
概要	職業能力を増進、日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり取り除いたりする医療費の給付を行います。 (各地域福祉課で実施)
実績	給付人数 延 6,388人

事業名	自立支援医療費等 (2) 療養介護医療費	国補助 (国 1/2、都 1/4、区 1/4)
概 要	療養介護施設に入所する最重度の障がい者に対し、医療費の給付を行います。	(各地域福祉課で実施)
実 績	給付人数 延 851 人	

事業名	補装具費	国補助 (国直 1/2、都 1/4、区 1/4)								
概 要	障がい者 (児) 等の日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理及び借受けに要する費用を支給します。	(各地域福祉課で実施)								
実 績	補装具交付・修理・借受け 延 1,289 件 <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>435</td> <td>258</td> <td>399</td> <td>197</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	435	258	399	197
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
435	258	399	197							

事業名	障害福祉サービス等に係る支援事業	国補助 (国直 1/2、都 1/4、区 1/4) 都補助 (都 3/4、区 1/4) 都補助 (都 1/2、区 1/2)
概 要	自立支援給付における利用者負担軽減及び事業所に対する支援等を行うことで、福祉の向上を図ります。	
実 績	1 施設通所サービス利用者負担軽減 延 459 人 2 通所サービス等利用促進事業 2 事業所 3 短期入所事業所に対する補助 2 事業所 4 知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算 68 事業所 5 精神障害者グループホーム等都加算 51 事業所 6 短期入所都加算 69 事業所 7 グループホーム入所者援護 延 36 人 8 グループホーム家賃助成 延 2,733 人	

事業名	地域生活支援事業 (1) 日常生活用具の給付	国補助 (国直 1/2) 、(都 1/4、区 1/4)								
概 要	(目的) 主として在宅の心身障がい者 (児) に対し、浴槽等の日常生活用具 (以下「用具」という。) を給付し、日常生活を容易にします。 (内容) 浴そう、便器、特殊寝台等 49 種目 (対象) 用具の種類により対象条件が区分されます。 ※ 平成 12 年度から介護保険の受給対象者は、介護保険の利用が優先します。	(各地域福祉課で実施)								
実 績	給付件数 12,952 件 <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>4,853</td> <td>1,781</td> <td>4,410</td> <td>1,908</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	4,853	1,781	4,410	1,908
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
4,853	1,781	4,410	1,908							

事業名	地域生活支援事業 (2) 心身障害者(児)訪問入浴サービス 国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)								
概 要	(目的) 家庭において入浴することが困難な、在宅の重度心身障がい者等に対して、入浴車を派遣して入浴サービスを行うことにより、心身障がい者の福祉の向上及び家族の負担の軽減を図ります。 (内容) ・洗体、洗髪及び洗顔(訪問時の状態により入浴困難場合は清拭) ・その他必要な処置、助言及び指導 (対象) 区内に住所を有する重度の心身障がい者等で単独での入浴が困難な、身体障害者手帳 1~3 級または愛の手帳 1~3 度を有する者で、入浴に際し常時介護を必要とする者 (各地域福祉課で実施)								
実 績	登録障がい者 62 人 派遣回数 延 2,246 回 (ほか助言・指導 0 回) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>701</td> <td>575</td> <td>606</td> <td>364</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	701	575	606	364
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
701	575	606	364						

事業名	地域生活支援事業 (3) 身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成	区																
概 要	1 運転免許取得費補助 身体障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、身体障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ります。 (内容) 自動車運転免許を取得する際に最高 144,200 円 (所得税非課税者は 164,800 円、排気量の限定解除の費用については 20,600 円) まで補助します。 (対象) 身障手帳 3 級以上 (内部 4 級、下肢又は体幹機能障害 5 級以上) の障がい者 2 改造費助成 身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。 (内容) 自ら運転する自動車の改造費用を最高 133,900 円まで助成します。 (対象) 上肢・下肢又は体幹機能障害 3 級以上の人で、前年の所得税額が 40 万円以下の者 (各地域福祉課で実施)																	
実 績	1 運転免許取得費補助 補助人数 2 人 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 2 改造費助成 助成人数 11 人 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	1	1	0	0	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	2	3	2	4	
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田															
1	1	0	0															
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田															
2	3	2	4															

事業名	地域生活支援事業 (4) 移動支援	国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)
概 要	屋外での移動が困難な視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者及び難病の方について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	
実 績	派遣件数 114,999 件 派遣時間数 160,797.5 時間 延利用者数 8,649 人	

事業名	地域生活支援事業（5）更生訓練費等給付		区
概要	<p>更生訓練等を受けている身体障がい者に更生訓練費（実習及び訓練のための経費）を支給し、身体障がい者の社会促進を図ります。</p> <p>また、施設入所等の身体障がい者で就職等により退所する方に対し、就職支度金を支給します。</p>		
実績	更生訓練費支給 延 10 人 施設入所者就職支度金支給 0 人		

事業名	地域生活支援事業（6）日中一時支援	国補助（国直 1/2）、（都 1/4、区 1/4）	
概要	障がい者等の日中における活動の場を提供することで、障がい者の家族の一時的な休息を図ります。		
実績	登録者数 205 人 利用者数 47 人 利用回数 延 1,002 回		

事業名	地域生活支援事業（7）地域活動支援センター	国補助（国直 1/2）、（都 1/4、10/10、区 1/4）	
概要	障がい者等に対し、地域の実情に応じた、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。		
実績	(III型) 3 所 利用人数 延 4,261 人		

事業名	地域生活支援事業（8）精神障害者地域生活支援事業	国補助（国直 1/2）、（都 1/4、区 1/4）	
概要	障害者総合支援法に基づく相談支援、地域活動支援センター等に要する運営費を補助し、精神障がい者の地域社会における自立を促進することを目的とします。		
実績	1 地域活動支援センター (I型) 2 所 利用人数 延 29,133 人 (II型) 4 所 利用人数 延 19,404 人 (III型) 1 所 利用人数 延 4,831 人 2 相談支援 6 所 利用人数 延 20,768 人 3 生活サポート事業 6 所 利用人数 延 568 人		

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業（1）家庭委託	区
概要	(目的) 一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を登録介護人が緊急に保護することで居宅生活を支援します。 (内容) 登録介護人宅または、登録介護人を障がい者宅に派遣して宿泊を伴わない介護を行います。 介護の時間は1回につき2時間以内、介護の回数は1か月に8回が上限です。 (対象) 身体障害者手帳又は愛の手帳を持ち、日常生活で介護が必要な方	
実績	登録介護人 158 人 利用回数 6,543 回	

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業 （2）重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	一部都補助																								
概 要	<p>（目的） 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）の健康の保持及びその家族等の福祉の向上を図ります。</p> <p>（内容） 重症心身障がい児（者）等の居宅等に看護師等を派遣し、医療的ケア及び食事、排泄等の介助等を代替することで、家族の休養を確保します。利用は、1年度の間に24回を超えない範囲で、月4回が上限（4月申請の場合）、1回あたり2～4時間（30分単位）です。ただし、申請の時期により年度内の上限回数は異なります。</p> <p>（対象） 区内在住で医療的ケアが必要であり、家族等の在宅介護を受けている方で、次の（1）か（2）のいずれかに該当する方。</p> <p>（1）肢体不自由の身体障害者手帳（1・2級）と愛の手帳（1・2度）を持っている。 (または大島分類の区分1～4の記載がある書類が提出できる。)</p> <p>（2）医療的ケア（「別表1」参照）が必要な18歳未満の障がい児</p> <p><別表1></p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>人工呼吸器管理※1</td></tr> <tr><td>②</td><td>気管内挿管、気管切開</td></tr> <tr><td>③</td><td>鼻咽頭エアウェイ</td></tr> <tr><td>④</td><td>酸素吸入</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>6回/日以上の頻回の吸引</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>ネブライザー 6回/日以上又は継続使用</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>中心静脈栄養（I V H）</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>経管（経鼻・胃ろう含む）</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>腸ろう・腸管栄養</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>継続する透析（腹膜灌流を含む）</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>定期導尿（3回/日以上）※2</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>人工肛門</td></tr> </table> <p>※1 毎日行う機械的気道加圧をするカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。</p> <p>※2 人工膀胱を含む。</p>	①	人工呼吸器管理※1	②	気管内挿管、気管切開	③	鼻咽頭エアウェイ	④	酸素吸入	⑤	6回/日以上の頻回の吸引	⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	⑦	中心静脈栄養（I V H）	⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）	⑨	腸ろう・腸管栄養	⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）	⑪	定期導尿（3回/日以上）※2	⑫	人工肛門	(各地域福祉課で実施)
①	人工呼吸器管理※1																									
②	気管内挿管、気管切開																									
③	鼻咽頭エアウェイ																									
④	酸素吸入																									
⑤	6回/日以上の頻回の吸引																									
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用																									
⑦	中心静脈栄養（I V H）																									
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）																									
⑨	腸ろう・腸管栄養																									
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）																									
⑪	定期導尿（3回/日以上）※2																									
⑫	人工肛門																									
実 績	利用登録 58人 利用回数 444回 指示書の作成に係る費用の補助 48件	区																								

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業 （3）特別介護人派遣	区
概 要	<p>（目的）一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を登録介護人が緊急に保護することで居宅生活を支援します。</p> <p>（内容）登録介護人宅または、障がい者宅及び指定施設に登録介護人を派遣して宿泊を伴わなう介護を行います。 派遣回数は、1回は1泊2日、1年度に36回が上限です。</p> <p>（対象）身体障害者手帳又は愛の手帳を持ち、日常生活で介護が必要な方 ※令和2年度から契約事業者の派遣は終了しました。</p>	
実 績	登録介護人 134人 契約事業者 10か所 派遣件数 1,739件 (うち契約事業者 210件) 派遣泊数 2,836泊 (うち契約事業者 345泊)	

事業名	心身障害者（児）福祉電話設置	区								
概 要	<p>(目的) 在宅の心身障がい者（児）がいる家庭に電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図ります。</p> <p>(内容) 区が加入権を有する電話を対象世帯に設置し、電話使用料のうち基本料及びダイヤル通話料月 600 円等を区が負担します。</p> <p>(対象) 生活保護を受けている世帯又は所得税若しくは特別区民税が非課税である世帯 (各地域福祉課で実施)</p>									
実 績	<p>電話設置台数 54 台</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	19	8	12	15	
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
19	8	12	15							

事業名	重度心身障害者（児）電話等使用料補助	区								
概 要	<p>(目的) 在宅の重度心身障がい者または同居の家族が所有する電話の使用料の一部を区が補助することにより、当該心身障がい者（児）の家庭の経済的負担を軽減するとともに福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 基本料及び月 600 円に相当する額並びに福祉用電話機器及びミニファックスを設置している場合の付加使用料とし、各四半期の初月に前 3 月分を給付します。</p> <p>(対象) 電話のある在宅の重度心身障がい者（児）のいる生活保護受給世帯 (各地域福祉課で実施)</p>									
実 績	<p>補助世帯数 41 世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>3</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	14	7	17	3	
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
14	7	17	3							

事業名	重度身体障害者（児）等住宅改造助成事業	都補助（都 1/2、区 1/2）								
概 要	<p>(目的) 在宅の重度身体障がい者（児）等の自立の向上と介護者の介護の軽減のために、居宅の浴室等の改造相談及び改造費の助成をします。</p> <p>(内容) 世帯の所得に応じて、一部自己負担があります。</p> <table> <tr> <td>中規模住宅改修</td> <td>641,000 円</td> </tr> <tr> <td>小規模住宅改修</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>屋内移動設備</td> <td>機器本体及び付属機器 979,000 円</td> </tr> <tr> <td>(階段昇降機含)</td> <td>設置費 353,000 円</td> </tr> </table> <p>(対象) 区内に居住する重度身体障がい者（児）または内部に係る障がいを有する者で補装具として車椅子を受給している者、または難病等患者で下肢又は体幹機能に障がいがあり医師の意見書から区長が認める者 (各地域福祉課で実施)</p>	中規模住宅改修	641,000 円	小規模住宅改修	200,000 円	屋内移動設備	機器本体及び付属機器 979,000 円	(階段昇降機含)	設置費 353,000 円	
中規模住宅改修	641,000 円									
小規模住宅改修	200,000 円									
屋内移動設備	機器本体及び付属機器 979,000 円									
(階段昇降機含)	設置費 353,000 円									
実 績	<p>設備改善 31 件（中規模住宅改修 8 件、小規模住宅改修 10 件、屋内移動設備（設置費含む）13 件）</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	11	8	10	2	
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
11	8	10	2							

事業名	重度心身障害者（児）寝具乾燥	区															
概 要	<p>(目的) ねたきり重度心身障がい者（児）の寝具を乾燥・消毒及び水洗いを行うことにより、身体の清潔と快い就寝を確保し、併せて心身障がい者（児）の保健衛生の向上を図ります。</p> <p>(内容) 実施回数 乾燥・消毒 年 10 回、水洗い 年 2 回 対象者 1 人につき 布団（マットレスを含む）3 枚・毛布 1 枚</p> <p>(対象) 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、難病を有する者</p>	（各地域福祉課で実施）															
実 績	<p>登録者数 41 人 （乾燥・消毒 718 枚 水洗い 147 枚）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥・消毒</td> <td>306</td> <td>58</td> <td>282</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>水洗い</td> <td>66</td> <td>13</td> <td>53</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	乾燥・消毒	306	58	282	72	水洗い	66	13	53	15	
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田													
乾燥・消毒	306	58	282	72													
水洗い	66	13	53	15													

事業名	重度心身障害者出張理髪サービス	区
概 要	<p>(目的) 家族等が理髪することが困難な在宅の重度心身障がい者に対して、区が理容師に出張を依頼し、その居室において理髪を行うことにより障がい者の保健衛生の向上と家族の負担を軽減します。</p> <p>(内容) 理容師の出張による普通調髪（調髪及び顔そり）とし、年 4 枚を限度として心身障害者出張理髪券を交付します。</p> <p>(対象) 東京都重度心身障害者手当受給者のうち、寝たきり状態にあり、店舗での理髪が困難な者で、東京都心身障害者の医療費の助成制度の所得額以下であること。</p>	
実 績	登録者数 44 人 利用人数 延 94 人	

事業名	心身障害者（児）移送サービス事業（1）福祉タクシー及び自動車燃料費助成	区										
概 要	<p>(目的) 歩行困難な心身障がい者（児）の日常生活の利便と生活圏の拡大を図り、もつてこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 福祉タクシー及び自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を交付します。 1か月あたり 300 円券 9 枚 100 円券 9 枚（1 冊 3,600 円分）</p> <p>(対象) 下肢又は体幹機能障害 3 級以上、移動機能障害 3 級以上、視覚障害 2 級以上、内部障害 2 級以上及び愛の手帳 2 度以上の方</p>											
実 績	<p>1 交 付 者 10,774 人 発行枚数 300 円券及び 100 円券 各 1,095,867 枚</p> <p>2 使用実績</p> <table> <tr> <td>（1）福祉タクシー</td> <td>300 円券</td> <td>572,497 枚</td> <td>100 円券</td> <td>440,831 枚</td> </tr> <tr> <td>（2）自動車燃料費</td> <td>300 円券</td> <td>249,666 枚</td> <td>100 円券</td> <td>250,489 枚</td> </tr> </table>	（1）福祉タクシー	300 円券	572,497 枚	100 円券	440,831 枚	（2）自動車燃料費	300 円券	249,666 枚	100 円券	250,489 枚	
（1）福祉タクシー	300 円券	572,497 枚	100 円券	440,831 枚								
（2）自動車燃料費	300 円券	249,666 枚	100 円券	250,489 枚								

事業名	心身障害者（児）移送サービス事業（2）リフト付福祉タクシー運行委託	都補助（都 1/2、区 1/2）
概 要	<p>(目的) 歩行困難な心身障がい者（児）に対し、車椅子や移動寝台に乗ったまま乗降できる車両を提供します。</p> <p>(内容) リフト付福祉タクシーは、ワゴン車タイプの改造車両で、委託した業者が運行します。 移送サービス利用券が使用できます。</p> <p>(対象) 車椅子を常用している方又は、寝たきりの状態にある方</p>	

実績	登録者数 利用件数 利用日数 運行台数	621人 延1,651件 延568日 2台
----	------------------------------	--------------------------------

事業名	重度身体障害者緊急通報システム事業	都補助（都1/2、区1/2）										
概要	(目的) ひとり暮らし等の在宅の重度身体障がい者及び難病患者の生活の安全を確保するため、重度身体障害者等緊急通報システム事業を実施し、もって在宅重度身体障がい者等の福祉の増進を図ります。 (内容) 在宅重度身体障がい者等が家庭内で病気及び事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて民間認定事業者に通報することにより、当該在宅重度身体障がい者等の救援等を行います。 (対象) 18歳以上のひとり暮らし等の在宅重度身体障がい者・難病患者で非課税世帯の方											
実績	民間方式利用 22人	(各地域福祉課で実施)										
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>大森</td><td>調布</td><td>蒲田</td><td>糀谷・羽田</td></tr> <tr> <td>民間方式利用</td><td>12</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	民間方式利用	12	2	4	4	
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田								
民間方式利用	12	2	4	4								

事業名	心身障害者火災安全システム事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	(目的) 家庭内での火災等の緊急事態に備えて、火災警報器等を設置するとともに、緊急時に火災警報を専用通報に用いて、民間認定事業者に通報することにより、迅速な救助活動を行い、在宅障がい者の生活の安全を確保します。 (対象) 在宅の18歳以上の重度身体障がい者（1・2級相当者）で、緊急時の対応が困難な者。当分の間、緊急通報システム利用者に限定します。	
実績	新規設置なし	

事業名	重度身体障害者ガイドヘルパー事業	区
概要	(目的) 重度の肢体不自由者が外出をする際、家族等の付き添いが得られない場合、ガイドヘルパーを派遣し、重度肢体不自由者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的としています。 (対象) 18歳以上の上肢・下肢・体幹のいずれかの障がい程度が、1級又は2級の身体障害者手帳を所持している者	
実績	利用登録者 派遣回数 派遣時間数	66人（令和2年3月31日現在） 延 326回 延 1,178時間

事業名	東京都心身障害者医療費助成事務	都条例 (都10/10)
概 要	<p>(目的) 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の保健の向上に寄与します。</p> <p>(内容) 助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得制限内で課税者 <p>平成 30 年 7 月分まで (改正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 割負担 (上限 通院 12,000 円／月、入院 44,400 円／月と食事負担) <p>平成 30 年 8 月分から (改正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 割負担 ・ 上限 <p>通院 14,000 円／月、ただし、年間 (8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで) 上限 144,000 円</p> <p>入院 57,600 円／月、ただし、12 か月間で 3 回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4 回目以降は上限額が軽減され 44,400 円／月</p> ○所得制限内で非課税者 <p>自己負担は、入院時の食事負担のみ</p> <p>(対象) 東京都内に住所を有する身体障害者手帳 1 級、2 級 (内部障害者については 3 級) または愛の手帳 1 度、2 度に該当する所得制限基準額以下の者。</p> <p>※ 平成 31 年 1 月 1 日から精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する所得制限基準額以下の者が対象に追加。ただし、年齢制限等あり。</p>	
実 績	対象者 5,251 人 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	

事業名	重度脳性麻痺者介護支援	都補助 (都 10/10)								
概 要	<p>(目的) 重度の脳性まひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度の脳性まひ者の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 介護人は障がい者の推薦による家族とします。</p> <p>実施回数 1 か月 最大 12 回</p> <p>(対象) 大田区内に居住する 20 歳以上の身体障害者手帳 1 級を有する重度の脳性まひ者で、独立して屋外活動をすることが困難な者。</p> <p>※介護保険・障害福祉サービス受給者で同種のサービスを受けている場合は除く。 (各地域福祉課で実施)</p>									
実 績	<p>登録者数 38 人 実施回数 延 4,476 回</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>1,296</td> <td>528</td> <td>1,500</td> <td>1,152</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	1,296	528	1,500	1,152	
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
1,296	528	1,500	1,152							

事業名	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概 要	聴覚障がいに係る身体障害者手帳を所持していない 18 歳未満で、補聴器装用の効果が医師の診断により認められる方に給付します。 (所得制限あり)	
実 績	支給 14 件	

事業名	心身障害者(児)地域生活支援に対する補助	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概 要	<p>(目的) 障がい者団体が所管する施設において、主体的に心身障害者(児)ショートステイ、自立生活訓練事業を実施することに対し、運営費等を助成します。</p> <p>(対象) 「ホームまき」(大田区肢体不自由児(者)父母の会)</p>	
実 績	補助対象 1 団体	

事業名	障害者日中活動系サービス推進事業補助	一部都補助
概 要	(目的) 指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を助成し、事業の円滑な執行、施設利用サービスの促進を図ります。 (対象) 生活介護、就労移行支援、就労継続支援等を実施する事業所	
実 績	24 事業所（うち第三者評価受審補助 8 事業所）	

事業名	心身障害者福祉手当	区
概 要	(目的) 在宅の心身障がい者に手当を支給し、福祉の増進を図ります。 (内容) 身障手帳 1~3 級、愛の手帳 1~4 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、規則で定める特殊疾病を有する方、精神障害者保健福祉手帳 1 級に対し、手当を支給します。ただし、施設入所者を除く。 (対象) (1) 身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1~3 度、月額 17,500 円 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳以上) (2) 身障手帳 3 級、愛の手帳 4 度、月額 4,500 円 身障手帳 1・2 級(20 歳未満)、愛の手帳 1~3 度(20 歳未満) 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳未満) (3) 所得制限該当者 月額 4,500 円 (4) 特殊疾病 (20 歳以上) 月額 12,000 円 (5) 特殊疾病 (20 歳未満) 月額 4,500 円 (6) 精神障害者保健福祉手帳 1 級 月額 4,500 円 ※1 平成 28 年 4 月 1 日以降 (6) 精神手帳 1 級を対象者に追加	
実 績	手当受給者 13,597 人 (令和 2 年 3 月 31 日現在) (1) 6,069 人 (3) 836 人 (5) 127 人 (2) 3,637 人 (4) 2,803 人 (6) 125 人	

事業名	特別障害者手当等支給	国補助 (国直 3/4) 、(区 1/4)
概 要	<p>1 特別障害者手当</p> <p>精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある 20 歳以上の障がい者に手当を支給します。</p> <p>平成 31 年 4 月～～令和 2 年 3 月 月額 27,200 円 令和 2 年 4 月～ 月額 27,350 円 (支給制限) 施設入所者、病院又は診療所に 3 か月を超えて入院している者 本人及び扶養義務者等の所得が一定額を超える者</p> <p>(対象) 20 歳以上で日常生活において常時特別の介護を必要とする者</p> <p>① 国民年金(障害)1 級相当の障がいが重複する者 (身障 1・2 級、知的 1・2 度程度)</p> <p>② ①と同程度の疾病のある者</p> <p>③ 精神の障がいであって、常時介護を必要とする者</p> <p>2 障害児福祉手当</p> <p>精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状況にある 20 歳未満の障がい児に手当を支給します。</p> <p>平成 31 年 4 月～～令和 2 年 3 月 月額 14,790 円 令和 2 年 4 月～ 月額 14,880 円 (対象) 20 歳未満の者で福祉手当 (経過措置) と同じ要件に該当する者</p>	

	<p>3 経過措置の福祉手当</p> <p>20歳以上で、昭和61年3月末日現在、福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当又は障害基礎年金のいずれも支給されない者に支給します。</p> <p>平成31年4月～令和2年3月 月額 14,790円 令和2年4月～ 月額 14,880円</p> <p>(対象) 身障1級又は2級の一部及び知的1度又は2度の一部 常時介護を要する上記に準ずる疾病、精神障がい者</p>								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別障害者手当</td> <td>501人</td> </tr> <tr> <td>2 障害児福祉手当</td> <td>175人</td> </tr> <tr> <td>3 経過措置の福祉手当</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年3月31日現在)</p>	手当名	受給者数	1 特別障害者手当	501人	2 障害児福祉手当	175人	3 経過措置の福祉手当	17人
手当名	受給者数								
1 特別障害者手当	501人								
2 障害児福祉手当	175人								
3 経過措置の福祉手当	17人								

事業名	東京都重度心身障害者手当事務	都条例 (都10/10)
概要	<p>(目的) 心身に特に重度の障がいを有するために、家庭において常時複雑な介護を必要とする者に対し、手当を支給します。</p> <p>(内容) (1)月額 60,000円 (2)認定 都(福祉保健局) (3)支給方法 都から直接支給します (4)支給月 毎月 (5)支給制限 施設入所者及び3か月以上の長期入院者は対象外</p> <p>(対象) (1) 重度の知的障がいで、特に著しい問題行動のため、介護人が常に目を離せず、特別な配慮をする必要がある者。 (2) 重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複している者。 (3) 重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障がいのある者。</p> <p>※新規申請：65歳以上は対象外</p>	
実績	月額 60,000円 手当受給者 404人 (令和2年3月31日現在)	

事業名	東京都心身障害者扶養共済事務	都条例 (都10/10)
概要	<p>(目的) 障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいと認められたときは、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。</p> <p>東京都心身障害者扶養年金については、平成19年3月で制度廃止</p> <p>(内容) 1 納付金額 ①支給月額 20,000円 (加入1口当たり) 2口まで加入可 ②弔慰金 <障がい者が加入者より先に死亡したとき> 加入期間により 50,000円 (1年以上5年未満) ~250,000円 (20年以上)</p> <p>2 掛金の払込期間 (以下の2つの要件を満たしたとき) ①年度初日(4月1日)に加入者の年齢が65歳となったとき (年齢要件) ②加入期間が20年以上になったとき (期間要件)</p> <p>3 掛金月額 加入者の加入時年齢により 9,300円~23,300円 (令和2年4月1日現在)</p> <p>(対象) (1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者 1級~3級 (3) 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が(1)又は(2)と同程度 <脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など></p>	

実績	扶養共済制度加入者数 51人 扶養共済制度受給者数 3人 扶養年金清算金受給者 150人 扶養年金受給者 267人 (令和2年3月1日現在)
----	--

事業名	障害児通所支援給付費 国補助（国直1/2、都1/4、区1/4）
概要	○児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 ○医療型児童発達支援 上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。 ○放課後等デイサービス 授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。 ○保育所等訪問支援 保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
実績	利用人数 ○児童発達支援 延7,027人 ○医療型児童発達支援 延263人 ○放課後等デイサービス 延13,211人 ○保育所等訪問支援 延101人 ○障害児相談支援給付費 延988人 ○高額障害児通所給付費 延19人 ○肢体不自由児医療費 延267人 ○その他 延40人

事業名	重症心身障害児通所事業 都補助（10/10）
概要	(目的) 児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援を行うもののうち、在宅の重症心身障害児の日中活動の場を確保することを目的とする。 (内容) 東京都重症心身障害児（者）通所支援事業。 専門の医師及び看護師による診断、治療及び指導を行うほか、日常生活動作訓練、保持している運動機能等の低下防止などの療育や地域社会の中で生活していくための支援を実施する。
実績	支給件数 延412件

※「発達障害支援事業」「こども発達センターわかばの家の管理運営」は、令和2年度から障がい者総合サポートセンターへ事業移管のため、障がい者総合サポートセンターの事業一覧に記載する。

各地域福祉課における相談状況						令和2年3月31日現在
相談内容		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
身体障害者手帳 保持者	身障手帳	1,307	1,796	1,499	2,196	6,798
	更生医療	74	266	170	209	719
	補装具	375	494	485	493	1,847
	職業	20	36	17	11	84
	在宅	90	1,449	410	1452	3,401
	施設	25	209	76	143	453
	医療保健	37	85	17	13	152
	生活	290	414	639	672	2,015
	無料乗車券	403	468	375	251	1,497
	その他	571	679	125	7	1,382
	延件数	3,192	5,896	3,813	5,447	18,348
身体障害者手帳 非保持者及び 18歳未満の者	身障手帳	133	48	315	607	1,103
	更生医療	4	0	5	0	9
	補装具	40	35	31	63	169
	職業	0	0	0	1	1
	在宅	3	45	20	109	177
	施設	3	0	7	2	12
	医療保健	4	0	0	1	5
	生活	41	0	30	65	136
	無料乗車券	25	83	8	72	188
	その他	101	64	1,641	13	1,819
	延件数	354	275	2,057	933	3,619
知的障がい者	施設	1,734	1,435	1,764	559	5,492
	職親委託	0	0	0	0	0
	職業	180	181	47	58	466
	医療保健	231	98	188	128	645
	生活	503	254	877	66	1,700
	教育	155	90	22	3	270
	在宅	1,002	1,469	1,195	188	3,854
	愛の手帳	248	108	132	87	575
	その他	1,009	1,114	1,836	2,101	6,060
	延件数	5,062	4,749	6,061	3,190	19,062

地域福祉課で実施する事業

事業名	老人保護措置費（蒲田地域福祉課のみ）		区
概 要	<p>老人福祉法に定める施設入所に関する事務 環境上の理由や経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホームに入所させることにより養護する。 特別養護老人ホームでは虐待等やむをえない理由による入所措置に対応する。</p>		
実 績	<p>老人福祉法による措置の状況 養護老人ホーム措置人数 208人（令和2年3月末現在） 年間延措置者数 2,536人 特別養護老人ホーム措置人数 2人（令和2年3月末現在） 年間延措置者数 25人</p>		

事業名	緊急ショートステイ事業		都補助（都1/2、区1/2）
概 要	<p>(目的) 居宅の要介護高齢者等が緊急の事情により、ショートステイが必要になった場合に備え、大田区は緊急利用に対応できるショートステイ床を確保し、当該要介護高齢者等及びその介護をする家族等の生活を支援し、もって居宅生活の継続を可能にすることを目的としています。</p> <p>(対象) 区内に住所を有する者か、区内で保護された身元不明者で、かつ65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満で初老期認知症に該当する者を含む）若しくは要支援・要介護高齢者</p>		
実 績	<p>《緊急ショートステイ用ベッドの確保》 実施施設 特別養護老人ホーム池上（1床）・たまがわ（3床）、 介護老人保健施設セントラル大田（1床） 延べ利用人数 66人 延べ利用床 484床 委託料 15,775,500円</p> <p>《介護保険外ショートステイ》 実施施設 特別養護老人ホーム 6か所 (羽田・池上・大森・蒲田・糀谷・たまがわ) 延べ利用人数 22人（内確保床利用 20人） 延べ利用日数 131日 委託料 840,465円</p>		

事業名	社会福祉法人助成		区
	社会福祉法人池上長寿園に対する補助（蒲田地域福祉課のみ）		
概 要	池上長寿園に対する養護老人ホームの運営費補助		
実 績	養護老人ホーム運営費補助 9,866,039円		

1 高齢者福祉に関する相談状況

令和2年3月31日現在

相談内容（件数）		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
高齢者福祉	虐待	672	782	1,370	487	3,311
	権利擁護	772	438	873	208	2,291
	認知症	398	333	779	197	1,707
	施設入所等	285	202	124	127	738
	在宅福祉サービス	1,150	1,808	3,156	1397	7,511
	医療機関等情報提供	285	69	217	132	703
	介護予防関係	9	142	10	119	280
	その他	1,905	374	1,235	549	4,063
	延件数	5,476	4,148	7,764	3,216	20,604

2 精神・難病医療費助成

令和2年3月31日現在

申請数	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
精神障害者通院医療	4,631	3,749	5,162	2,318	15,860
精神障害者保健福祉手帳	1,075	799	1,013	467	3,354
特殊疾病	3,023	1,924	3,032	1,327	9,306

※特殊疾病には、B型・C型ウィルス肝炎の数も含む。

生活福祉課で実施する事業

事業名	見守り機能強化型宿泊所の運営経費補助	都補助（都1/2）
概 要	<p>(目的) 低所得高齢者等の支援に要する経費及び施設機能の強化を図るために必要となる実施体制整備の一部を補助します。</p> <p>(内容) 環境整備、運営補助</p>	
実 績	<p>[施設名] 春風寮 [所在地] 大田区仲六郷四丁目2番12号 [補助額内訳] 1 環境整備 0円 2 運営補助 4,682,000円</p>	

事業名	中国残留邦人等支援給付	法定1(国3/4、区1/4)
概 要	<p>(目的) 中国残留邦人等の老後の生活の安定を図り、生活を保障することを目的とします。</p> <p>(内容) 老齢基礎年金を除く世帯の収入が一定基準未満の場合、生活保護と同様の扶助を金銭又は現物により毎月支給します。</p> <p>(対象) 中国残留邦人等本人及び特定配偶者</p>	
実 績	<p>令和2年3月31日現在 合計 59世帯 92人 大森 15世帯 22人、蒲田 18世帯 26人、調布 0世帯 0人、糀谷・羽田 26世帯 44人 支援給付費</p>	

事業名	生活保護世帯に対する給付金援護 1 加算援護事業 2 被保護者自立促進事業	区 都補助（都10/10）
概要	(目的) 生活保護世帯の学齢期の児童・生徒の心身の健全な育成を図るための各種加算援護事業や被保護者自立促進事業による自立のための経費の支給により、世帯の自立助長を図ります。 (内容) 1 加算援護事業 (1) 運動衣購入費支給 小・中学生全員に運動衣の購入費として小学生一人あたり4,000円、中学生一人あたり14,000円を5月分の定例払金に上乗せして支給します。 (2) 修学旅行支度金支給 修学旅行に必要な参加支度金として、小学校6年生は一人あたり3,500円、中学校3年生は一人あたり5,000円を、5月分の定例払金に上乗せして支給します。 2 被保護者自立促進事業 自立支援に要する次の経費の一部を支給します。 (1) 就労支援 (3) 地域生活移行支援 (5) 次世代育成支援 (2) 社会参加活動支援 (4) 健康増進支援 (対象) 1 加算援護事業 生活保護世帯の小・中学生 2 被保護者自立促進事業 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯	
実績	1 加算援護事業 (1) 運動衣購入費支給 小学生 357人 中学生 240人 (2) 修学旅行支度金支給 小学校6年生 77人 中学校3年生 87人 2 被保護者自立促進事業 (1) 就労支援 69件 890,996円 (2) 社会参加活動支援 2件 40,000円 (3) 地域生活移行支援 285件 9,035,643円 (4) 健康増進支援 1件 3,000円 (5) 次世代育成支援 301件 20,819,530円 ※件数は実件数	5,492,500円 4,788,000円 704,500円 30,789,169円

事業名	入浴券支給事業	区
概 要	<p>(目的) 生活保護世帯等の家計負担を軽減し、世帯の自立助長を図ります。</p> <p>(内容) 自家風呂等のない居宅の生活保護世帯等に対して、都内共通入浴券を一人あたり年間30枚支給します。</p> <p>(対象) 7月1日現在居宅で、かつ自家風呂等のない生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯</p>	
実 績	(内訳) 大人 2,438人 中人 1人 小人 0人	合計 2,439人

事業名	緊急援護対策費支給	区						
概 要	<p>(目的) 路上生活者等の緊急時に対応します。</p> <p>(内容) 路上生活者等が緊急に援護を求めてきたとき、各生活福祉課及び本庁舎の夜間窓口で緊急援護対策費を支給します。原則として現物給付（食料《乾パン等》・乗車券《JR等回数券》）としますが、必要に応じて現金（1回1,000円以下）を支給します。</p> <p>(対象) 路上生活者等</p>							
実 績	<table> <tr> <td>路上生活者等への現金の支給</td> <td>136 件</td> <td>106,240 円</td> </tr> <tr> <td>食料及び乗車券等購入</td> <td>1,791 件</td> <td>525,157 円</td> </tr> </table>	路上生活者等への現金の支給	136 件	106,240 円	食料及び乗車券等購入	1,791 件	525,157 円	
路上生活者等への現金の支給	136 件	106,240 円						
食料及び乗車券等購入	1,791 件	525,157 円						

事業名	生活援助金支給	区
概 要	<p>(目的) 収入が少なく、一時的に金銭の都合がつかない世帯が、急を要する際に援助し、自立を助長することを目的とします。</p> <p>(内容) 生活や医療などの急を要する要保護階層世帯に対し、年度内において1世帯7,000円以内を限度として援助金を支給します。</p> <p>(対象) 原則として区内に住居を有する要保護階層世帯</p>	
実 績	(各課別内訳)	合計 778 件
	大森 173 件 1,341,300 円	蒲田 413 件 2,521,700 円
	調布 88 件 628,320 円	糀谷・羽田 104 件 964,577 円

生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める援護、育成、支援事業

○相談件数（令和元年度） (延件数)

各課別内訳	生活相談面接件数	母子相談件数	女性相談件数	家庭相談件数	合計
大森	2,025	1,571	826	76	4,498
調布	1,227	253	277	108	1,865
蒲田	2,764	2,767	801	92	6,424
糀谷・羽田	1,290	515	139	62	2,006
合計	7,306	5,106	2,043	338	14,793

事業名	生活保護			法定1(国3/4、区1/4) 生活保護法第73条該当者については法定2(国3/4、都1/4)																								
概要	<p>(目的) 生活保護法に基づき保護の決定をした者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護・給付を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。</p> <p>(内容) 被保護者に対して、その困窮の程度に応じ下記のとおりの扶助を金銭又は現物により毎月、もしくは随時支給します。</p> <p>(対象) 生活保護法に基づく被保護者</p>																											
実績	令和2年3月31日現在 13,327世帯(停止世帯77世帯を含む)																											
	<p>(1)保護費 33,620,673,425円</p> <p>(内訳) <延件数></p> <table> <tbody> <tr> <td>生活扶助費</td> <td>187,914件</td> <td>9,221,948,334円</td> </tr> <tr> <td>住宅扶助費</td> <td>151,141件</td> <td>7,486,397,335円</td> </tr> <tr> <td>教育扶助費</td> <td>14,591件</td> <td>72,313,469円</td> </tr> <tr> <td>介護扶助費</td> <td>115,627件</td> <td>817,116,907円</td> </tr> <tr> <td>医療扶助費</td> <td>430,428件</td> <td>15,870,294,331円</td> </tr> <tr> <td>出産扶助費</td> <td>3件</td> <td>558,240円</td> </tr> <tr> <td>生業扶助費</td> <td>4,108件</td> <td>43,897,460円</td> </tr> <tr> <td>葬祭扶助費</td> <td>519件</td> <td>108,147,349円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)保護施設事務費 延 1,504人 139,547,077円</p> <p>(3)就労自立給付金 122件 5,822,942円</p> <p>(4)進学準備給付金 46件 5,400,000円</p>				生活扶助費	187,914件	9,221,948,334円	住宅扶助費	151,141件	7,486,397,335円	教育扶助費	14,591件	72,313,469円	介護扶助費	115,627件	817,116,907円	医療扶助費	430,428件	15,870,294,331円	出産扶助費	3件	558,240円	生業扶助費	4,108件	43,897,460円	葬祭扶助費	519件	108,147,349円
生活扶助費	187,914件	9,221,948,334円																										
住宅扶助費	151,141件	7,486,397,335円																										
教育扶助費	14,591件	72,313,469円																										
介護扶助費	115,627件	817,116,907円																										
医療扶助費	430,428件	15,870,294,331円																										
出産扶助費	3件	558,240円																										
生業扶助費	4,108件	43,897,460円																										
葬祭扶助費	519件	108,147,349円																										

事業名	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	国補助 (国3/4、区1/4)									
概 要	<p>(目的) 母子家庭の母又は父子家庭の父が自立就労するための資格取得等に必要な支援を行います。</p> <p>(内容) 1 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に役立てるため、大田区が指定した対象講座を受講し、修了した場合費用の一部を支給します。</p> <p>2 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労のための国家資格の取得を目的として養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行います。</p> <p>(対象) 雇用保険の教育訓練給付金に該当しない者で、児童扶養手当受給者またはそれに準ずる者</p>										
実 績	<table> <tr> <td>1 自立支援教育訓練給付金</td> <td>232,300 円</td> <td>(5人)</td> </tr> <tr> <td>2 高等職業訓練促進給付金</td> <td>42,264,500 円</td> <td>(32人)</td> </tr> <tr> <td>3 修了一時金</td> <td>775,000 円</td> <td>(18人)</td> </tr> </table>	1 自立支援教育訓練給付金	232,300 円	(5人)	2 高等職業訓練促進給付金	42,264,500 円	(32人)	3 修了一時金	775,000 円	(18人)	
1 自立支援教育訓練給付金	232,300 円	(5人)									
2 高等職業訓練促進給付金	42,264,500 円	(32人)									
3 修了一時金	775,000 円	(18人)									

事業名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	国補助 (国3/4、区1/4)
概 要	<p>(目的) ひとり親家庭の親及び児童の高等学校卒業程度認定試験合格に向けた受講料の一部を助成することにより、学び直しを支援します。</p> <p>(内容) 1 受講修了時給付金 対象者が対象講座の受講を修了した際に支払った費用の 20%相当額を支給します。</p> <p>2 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講終了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、対象講座の受講のために支払った費用の 40%相当額を支給します。</p> <p>(対象) 高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親又は 20 歳未満の児童</p>	
実 績	(対象者) 0 人	(実績額) 0 円

事業名	母子・父子自立支援員による相談事業	区																																										
概 要	<p>(目的) ひとり親世帯（母子又は父子世帯）及び寡婦世帯が抱える経済的問題、就職の問題その他の身の上相談を行い、また必要な援助を行うことによってひとり親世帯及び寡婦世帯の福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 4生活福祉課に担当職員を配置し、必要な支援を行っています。</p> <p>(対象) 配偶者のいない女性又は男性で、現に児童を扶養している人及び寡婦</p>																																											
実 績	母子・父子自立支援員の相談受付状況（令和元年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>525</td> <td>191</td> <td>666</td> <td>225</td> <td>1,607</td> </tr> <tr> <td>相談総件数</td> <td>1,571</td> <td>253</td> <td>2,767</td> <td>515</td> <td>5,106</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 生活一般</td> <td>562</td> <td>57</td> <td>1,428</td> <td>244</td> <td>2,291</td> </tr> <tr> <td>児童関係</td> <td>369</td> <td>10</td> <td>503</td> <td>69</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>生活援護</td> <td>488</td> <td>128</td> <td>621</td> <td>130</td> <td>1,367</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>152</td> <td>58</td> <td>215</td> <td>72</td> <td>497</td> </tr> </tbody> </table>	各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	525	191	666	225	1,607	相談総件数	1,571	253	2,767	515	5,106	(内訳) 生活一般	562	57	1,428	244	2,291	児童関係	369	10	503	69	951	生活援護	488	128	621	130	1,367	その他	152	58	215	72	497	
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計																																							
相談実人数	525	191	666	225	1,607																																							
相談総件数	1,571	253	2,767	515	5,106																																							
(内訳) 生活一般	562	57	1,428	244	2,291																																							
児童関係	369	10	503	69	951																																							
生活援護	488	128	621	130	1,367																																							
その他	152	58	215	72	497																																							

事業名	助産施設への入院措置	都立施設（国1/2、都1/2）それ以外（国1/2、都1/4、区1/4）	区												
概 要	<p>(目的・対象) 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊娠婦に対し、入院させ助産を行います。</p> <p>(内容) 4生活福祉課において、助産施設への入院措置を行います。</p>														
実 績	入院助産適用数（令和元年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>			各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	件数	8	1	7	1	17
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計										
件数	8	1	7	1	17										

事業名	保育園入所申請受付	区																																																																																				
概 要	<p>(目的・対象) 保護者の労働又は疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児が保育を受ける必要性が高いと認められる場合は、それらの児童を保育所において保育し、児童福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 4生活福祉課において、保育園入所申請を受け付けます。</p>																																																																																					
実 績	保育園入所申請件数（令和元年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大森</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>88</td> <td>249</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>75</td> <td>242</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td>蒲田</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>42</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>糀谷・羽田</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>26</td> <td>104</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>63</td> <td>68</td> <td>47</td> <td>62</td> <td>207</td> <td>637</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>1,276</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	大森	29	28	29	33	19	27	88	249	6	4	4	3	519	調布	35	32	19	23	17	20	75	242	3	3	8	4	481	蒲田	5	2	5	4	2	5	18	42	2	0	0	0	85	糀谷・羽田	6	8	10	8	9	10	26	104	4	0	5	1	191	計	75	70	63	68	47	62	207	637	15	7	17	8	1,276	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																									
大森	29	28	29	33	19	27	88	249	6	4	4	3	519																																																																									
調布	35	32	19	23	17	20	75	242	3	3	8	4	481																																																																									
蒲田	5	2	5	4	2	5	18	42	2	0	0	0	85																																																																									
糀谷・羽田	6	8	10	8	9	10	26	104	4	0	5	1	191																																																																									
計	75	70	63	68	47	62	207	637	15	7	17	8	1,276																																																																									

事業名	ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）	区												
概 要	<p>(目的) 日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に対して、家事援助者を派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 家政婦紹介所等の登録ホームヘルパーを、1日2回以内、月50時間を限度として派遣します。</p> <p>(対象) 以下のいずれかに該当する、児童育成手当を受給しているかそれに準ずる所得があり、小学校6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親又は子が一時的疾病の場合 ・親族等の出産、看護、事故又は冠婚葬祭等の社会通念上必要と認められる場合 ・技能習得のための通学、就職活動をする場合 ・勤務の都合上止むを得ず出勤、出張しなければならない場合 													
実 績	<p>合計 7世帯 383時間派遣</p> <p>(各課別内訳)</p> <table> <tbody> <tr> <td>大森</td> <td>2世帯</td> <td>50.5時間派遣</td> <td>蒲田</td> <td>1世帯</td> <td>21時間派遣</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>2世帯</td> <td>76.5時間派遣</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>2世帯</td> <td>235時間派遣</td> </tr> </tbody> </table>	大森	2世帯	50.5時間派遣	蒲田	1世帯	21時間派遣	調布	2世帯	76.5時間派遣	糀谷・羽田	2世帯	235時間派遣	
大森	2世帯	50.5時間派遣	蒲田	1世帯	21時間派遣									
調布	2世帯	76.5時間派遣	糀谷・羽田	2世帯	235時間派遣									

事業名	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	都条例																																																
概 要	<p>(目的) 母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉増進を図ります。</p> <p>(内容) 母子家庭及び父子家庭に対し、償還能力があることを条件に資金を貸し付けます。</p> <p>(対象) 都内に6か月以上居住し、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。</p>																																																	
実 績	<p>令和元年度東京都母子福祉資金貸付 198件</p> <p>(資金種類別内訳)</p> <table> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>1件</td> <td>2,775,000円</td> <td>技能習得資金</td> <td>6件</td> <td>2,969,000円</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>5件</td> <td>1,886,000円</td> <td>就学支度資金</td> <td>33件</td> <td>12,457,000円</td> </tr> <tr> <td>修学資金</td> <td>153件</td> <td>117,425,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(各課別内訳)</p> <table> <tbody> <tr> <td>大森</td> <td>50件</td> <td>33,189,000円</td> <td>蒲田</td> <td>47件</td> <td>31,628,000円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>62件</td> <td>48,906,000円</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>39件</td> <td>23,789,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度東京都父子福祉資金貸付 8件 6,144,000円</p> <p>(資金種類別内訳)</p> <table> <tbody> <tr> <td>修学資金</td> <td>7件</td> <td>5,574,000円</td> <td>就学支度資金</td> <td>1件</td> <td>570,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各課別内訳)</p> <table> <tbody> <tr> <td>大森</td> <td>2件</td> <td>1,590,000円</td> <td>蒲田</td> <td>1件</td> <td>324,000円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>2件</td> <td>1,926,000円</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>3件</td> <td>2,304,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業開始資金	1件	2,775,000円	技能習得資金	6件	2,969,000円	生活資金	5件	1,886,000円	就学支度資金	33件	12,457,000円	修学資金	153件	117,425,500円				大森	50件	33,189,000円	蒲田	47件	31,628,000円	調布	62件	48,906,000円	糀谷・羽田	39件	23,789,500円	修学資金	7件	5,574,000円	就学支度資金	1件	570,000円	大森	2件	1,590,000円	蒲田	1件	324,000円	調布	2件	1,926,000円	糀谷・羽田	3件	2,304,000円	
事業開始資金	1件	2,775,000円	技能習得資金	6件	2,969,000円																																													
生活資金	5件	1,886,000円	就学支度資金	33件	12,457,000円																																													
修学資金	153件	117,425,500円																																																
大森	50件	33,189,000円	蒲田	47件	31,628,000円																																													
調布	62件	48,906,000円	糀谷・羽田	39件	23,789,500円																																													
修学資金	7件	5,574,000円	就学支度資金	1件	570,000円																																													
大森	2件	1,590,000円	蒲田	1件	324,000円																																													
調布	2件	1,926,000円	糀谷・羽田	3件	2,304,000円																																													

事業名	婦人保護事業	区 広域利用のみ (国1/2、都1/4、区1/4)																		
概 要	(目的・対象) DV防止法及び売春防止法に基づき、援助及び保護を必要とする女性に対して 相談・支援を行います。 (内容) 4生活福祉課に担当職員を配置し、保護を必要とする女性に必要な支援及び収容保護 を行います(広域利用を含む)。																			
実 績	女性相談の状況(令和元年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>826</td> <td>277</td> <td>801</td> <td>139</td> <td>2,043</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>826</td> <td>511</td> <td>1054</td> <td>260</td> <td>2,651</td> </tr> </tbody> </table>	各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	826	277	801	139	2,043	相談延件数	826	511	1054	260	2,651	
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計															
相談実人数	826	277	801	139	2,043															
相談延件数	826	511	1054	260	2,651															

事業名	家庭相談員による相談事業	区																		
概 要	(目的・対象) 夫婦及び、親子関係など家庭内の問題で困っている人に対し、助言・指導を行い、人間関係の調整に努め、福祉の増進を図ります。 (内容) 4生活福祉課において、家庭相談員が相談に応じます。																			
実 績	家庭相談の状況(令和元年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>70</td> <td>87</td> <td>57</td> <td>54</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>76</td> <td>108</td> <td>92</td> <td>62</td> <td>338</td> </tr> </tbody> </table>	各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	70	87	57	54	268	相談延件数	76	108	92	62	338	
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計															
相談実人数	70	87	57	54	268															
相談延件数	76	108	92	62	338															

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） (1) 生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	国補助(1)、(3)（国3/4、区1/4） (2)、(4)（国2/3、区1/3）															
概要	<p>目的 生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、大田区における生活困窮者の経済的自立及び就労に向けたサポートを行います。</p> <p>内容 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)において以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立相談支援 相談者の抱える問題を明らかにし、経済的自立及び就労に向けて個々に応じたサポートを行います。相談方法については、本人による来所や電話、メール、FAXに加え、必要に応じて支援員による訪問を行うこともあります。 (2) 就労準備支援 就労や生活習慣に課題を抱える者に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指したサポートを行います。 (3) 住居確保給付金 離職や廃業、または休業等による収入の減少により住居を失うおそれのある者、または住居を喪失した者に対して家賃相当額の給付金を支給します。 (4) 家計改善支援 支出が収入を上回っている方、公共料金などの支払いが滞っている方などに家計の見直しをサポートします。 <p>対象 大田区にお住まいで次の条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立相談支援…様々な理由から経済的に困窮し支援を必要とする者 (2) 就労準備支援…就労にあたり、日常生活・社会生活訓練の必要な者 (3) 住居確保給付金…就労能力及び就労意欲がある者のうち、住居喪失のおそれのある者又は喪失した者 (4) 家計改善支援…家計収支の均衡が取れていない等家計の見直しの必要な者 																
実績	<table> <tbody> <tr> <td>新規相談来所者数</td> <td>1,558人</td> </tr> <tr> <td>支援プラン作成件数</td> <td>461件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（主な業務）就労準備支援事業</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住居確保給付金</td> <td>59件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家計改善支援事業</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>就労者数</td> <td>177人</td> </tr> </tbody> </table>	新規相談来所者数	1,558人	支援プラン作成件数	461件		（主な業務）就労準備支援事業	41件		住居確保給付金	59件		家計改善支援事業	50件	就労者数	177人	
新規相談来所者数	1,558人																
支援プラン作成件数	461件																
	（主な業務）就労準備支援事業	41件															
	住居確保給付金	59件															
	家計改善支援事業	50件															
就労者数	177人																

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） (2) 子どもの学習支援事業	国補助（国1/2、区1/2）
概 要	<p>目的 週に一回、中学生に対して安心して過ごし学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着と高校進学の支援を行います。また高校進学後に中途退学することを防止するためのフォロー事業（相談・学習支援）や高校生世代の若者を対象に、高校進学に向けた学び直しと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行います。これにより中高生の将来の進路選択の幅を拡げ、貧困の世代間連鎖を防ぐことを目的とします。</p> <p>内容 【中学生の学習支援】区内4会場で、おおむね18:30から21:00まで実施します。 【高校生の中退防止支援】区内1会場で、19:00から21:00まで実施します。 【若者の学び直し支援】区内1会場で、18:30から21:00まで実施します。</p> <p>対象 【中学生の学習支援】大田区にお住まいの中学生で、次の条件のいずれかに該当する方 (1)児童扶養手当を受給している世帯 (2)就学援助を受給している世帯 (3)生活保護を受給している世帯 【高校生の中退防止支援】中学在学中に本事業を利用していた高校生 【若者の学び直し支援】大田区にお住まいでおおむね20歳までの者で未進学、中途退学等の理由により現在高校へ通っていない者のうち次の条件のいずれかに該当する方 (1)児童扶養手当を受給している世帯 (2)生活保護を受給している世帯 (3)中学在学中に本事業を利用していた方</p>	
実 績	利用者数 中学生 学習支援 151名（うち3年生 112名） 進路決定者数 112名 高校生 学習支援 16名 相談支援 242件（延べ） 学び直し支援 8名	

志茂田福祉センター 事業一覧

事業名	福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	都補助(都1/2、区1/2)
概 要	(目的) 福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。	
実 績	多機能事業所（自立訓練（機能訓練）及び就労継続支援B型事業所）で令和元年度に受審 ※令和4年度に受審予定	

事業名	自立訓練（機能訓練）事業		国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）																																																																																																																														
概 要	自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、一定期間において身体機能、生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。 支援プログラム (1) 理学療法 (2) 作業療法 (3) 言語療法 (4) 応用訓練 (5) 高次脳機能障害改善訓練 (6) 自主訓練(職業自立訓練) (7) その他、健康指導など																																																																																																																																
実 績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">利用者の内訳（令和2年3月31日現在）</th> </tr> <tr> <th>年 齢</th> <th>40歳未満</th> <th>40歳～64歳</th> <th>65歳以上</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男 性</td> <td>2人</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>女 性</td> <td>0人</td> <td>3人</td> <td>0人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2人</td> <td>15人</td> <td>0人</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">身体障害者手帳・障害の程度</th> </tr> <tr> <th>障害の程 度</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>2人</td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2人</td> <td>8人</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">障害の原因</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳血管疾患 後遺症</td> <td>9人</td> <td>関節脊髄等 疾患</td> <td>5人</td> <td>脳腫瘍 等疾病</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">17人</td> </tr> <tr> <td>頭部外傷</td> <td>1人</td> <td>筋疾患</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">訓練実績（開所日数 240日 延利用人数 1,908人）</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>理学 療法</th> <th>作業 療法</th> <th>言語 療法</th> <th>応用 訓練</th> <th>高次脳 訓練</th> <th>自主 訓練</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延回数</td> <td>148回</td> <td>99回</td> <td>99回</td> <td>96回</td> <td>24回</td> <td>45回</td> <td>511回</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>759人</td> <td>411人</td> <td>332人</td> <td>253人</td> <td>108人</td> <td>45人</td> <td>1,908人</td> </tr> </tbody> </table>	利用者の内訳（令和2年3月31日現在）					年 齢	40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	合 計	男 性	2人	12人	0人	14人	女 性	0人	3人	0人	3人	合 計	2人	15人	0人	17人	身体障害者手帳・障害の程度								障害の程 度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	なし	男	2人	6人	3人	1人	0人	0人	2人	女	0人	2人	0人	0人	0人	0人	1人	合計	2人	8人	3人	1人	0人	0人	3人								17人	障害の原因						合計	脳血管疾患 後遺症	9人	関節脊髄等 疾患	5人	脳腫瘍 等疾病	1人	17人	頭部外傷	1人	筋疾患	1人			訓練実績（開所日数 240日 延利用人数 1,908人）								区 分	理学 療法	作業 療法	言語 療法	応用 訓練	高次脳 訓練	自主 訓練	合 計	延回数	148回	99回	99回	96回	24回	45回	511回	延人数	759人	411人	332人	253人	108人	45人	1,908人			
利用者の内訳（令和2年3月31日現在）																																																																																																																																	
年 齢	40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	合 計																																																																																																																													
男 性	2人	12人	0人	14人																																																																																																																													
女 性	0人	3人	0人	3人																																																																																																																													
合 計	2人	15人	0人	17人																																																																																																																													
身体障害者手帳・障害の程度																																																																																																																																	
障害の程 度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	なし																																																																																																																										
男	2人	6人	3人	1人	0人	0人	2人																																																																																																																										
女	0人	2人	0人	0人	0人	0人	1人																																																																																																																										
合計	2人	8人	3人	1人	0人	0人	3人																																																																																																																										
							17人																																																																																																																										
障害の原因						合計																																																																																																																											
脳血管疾患 後遺症	9人	関節脊髄等 疾患	5人	脳腫瘍 等疾病	1人	17人																																																																																																																											
頭部外傷	1人	筋疾患	1人																																																																																																																														
訓練実績（開所日数 240日 延利用人数 1,908人）																																																																																																																																	
区 分	理学 療法	作業 療法	言語 療法	応用 訓練	高次脳 訓練	自主 訓練	合 計																																																																																																																										
延回数	148回	99回	99回	96回	24回	45回	511回																																																																																																																										
延人数	759人	411人	332人	253人	108人	45人	1,908人																																																																																																																										

事業名	就労継続支援B型事業						国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）																																																																																						
概要	就労継続支援B型事業所において、18歳以上の知的障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。																																																																																												
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">利用者内訳 利用定員60名（令和2年3月31日現在）</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>19歳以下</th> <th>20歳～29歳</th> <th>30歳～39歳</th> <th>40歳～49歳</th> <th>50歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>1人</td> <td>11人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>8人</td> <td>3人</td> <td>6人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2人</td> <td>12人</td> <td>15人</td> <td>10人</td> <td>13人</td> <td>52人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">愛の手帳所持状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2度</th> <th colspan="2">3度</th> <th colspan="2">4度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th rowspan="2">52人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8人</td> <td>2人</td> <td>19人</td> <td>13人</td> <td>6人</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">工賃等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="4">令和元年度（実績）</th> </tr> <tr> <th>現員</th> <th>平均年齢</th> <th>登録人員</th> <th>実働延べ人員</th> <th>工賃実支払総額</th> <th>1人当たり月平均工賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54人</td> <td>38歳</td> <td>52人</td> <td>614人</td> <td>7,932,365円</td> <td>12,919円</td> </tr> </tbody> </table>							利用者内訳 利用定員60名（令和2年3月31日現在）							年齢	19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上	合計	男性	1人	11人	7人	7人	7人	33人	女性	1人	1人	8人	3人	6人	19人	合計	2人	12人	15人	10人	13人	52人	愛の手帳所持状況							2度		3度		4度		合計	男	女	男	女	男	女	52人	8人	2人	19人	13人	6人	4人	工賃等						令和2年度		令和元年度（実績）				現員	平均年齢	登録人員	実働延べ人員	工賃実支払総額	1人当たり月平均工賃	54人	38歳	52人	614人	7,932,365円	12,919円
利用者内訳 利用定員60名（令和2年3月31日現在）																																																																																													
年齢	19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上	合計																																																																																							
男性	1人	11人	7人	7人	7人	33人																																																																																							
女性	1人	1人	8人	3人	6人	19人																																																																																							
合計	2人	12人	15人	10人	13人	52人																																																																																							
愛の手帳所持状況																																																																																													
2度		3度		4度		合計																																																																																							
男	女	男	女	男	女	52人																																																																																							
8人	2人	19人	13人	6人	4人																																																																																								
工賃等																																																																																													
令和2年度		令和元年度（実績）																																																																																											
現員	平均年齢	登録人員	実働延べ人員	工賃実支払総額	1人当たり月平均工賃																																																																																								
54人	38歳	52人	614人	7,932,365円	12,919円																																																																																								

事業名	特定相談支援事業					国補助（国直1/2）（都1/4、区1/4）
概要	利用者が、希望する生活を送ることができるよう、心身の状況や環境に応じて、適切な福祉サービス等の利用に関する相談から利用計画作成までの支援を行います。					
実績	利用者数 84人、249件					

事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業					都補助（都1/2、区1/2）
概要	<p>（目的）就労継続支援施設B型通所施設利用者の工賃アップ、勤労意欲の向上を目的に、区市町村が地域の複数の障がい者施設等を取りまとめ、共同受注・共同販売に向けたネットワーク構築に取り組むことです。</p> <p>（内容）はねびよんのおおむすびロゴマークバージョンを作成し、イベント等を活用し、おおむすびの取組み周知に努めました。また、イベント等への出展回数を増やし、共同販売促進をしてきました。企業からの共同受注の仕組み定着に努めました。</p>					
実績	<p>企業からの共同受注：15社</p> <p>大田区生産活動支援施設連絡会ホームページの更新：12回（毎月実施）及び随時</p> <p>（参考）・イベント販売：22回 ・縁市場（えんいちば）：月5～10回で通年開催</p>					

上池台障害者福祉会館 事業一覧

事業名	福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	都補助(都1/2、区1/2)
概 要	福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、定期的かつ継続的に第三者評価を受審します（3年に1回）。	
実 績	令和元年度受審（※令和4年度に受審予定）	

事業名	就労継続支援B型（主たる対象者を身体障がい者とする）事業 国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）	
概 要	18歳以上の身体障がい者（肢体不自由者、視覚障がい者）で、原則自力通所が可能な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、社会的な知識や能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。 利用定員 30人	
実 績	在籍数（令和2年4月1日）：29人 延人数5,433人 主な作業 ① 自主生産品・・革製品、焼き菓子の生産 ② 受注作業・・・イヤホンガイド、タグ、箱折、教材リサイクル、公園清掃、クリップテープ包装 利用者月額平均工賃 9,069円	

事業名	就労継続支援B型（主たる対象者を知的障がい者とする）事業 国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）	
概 要	18歳以上の知的障がい者で、原則自力通所が可能な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、社会的な知識や能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。 利用定員 本場30人・馬込分場19人	
実 績	(本場) 在籍数（令和2年4月1日）：21人 延人数4,148人 主な作業 ① 自主生産品・・革製品、焼き菓子の生産 ② 受注作業・・・イヤホンガイド、タグ、箱折、教材リサイクル、公園清掃、クリップテープ包装 利用者月額平均工賃 11,494円 (馬込分場) 在籍数（4月1日）：9人 延人数1,733人 主な作業 ① 受注作業・・・封入、帳合、箱折、容器のバリ取り、公園清掃 利用者月額平均工賃 25,970円	

事業名	福祉の店「レインボー」の運営	
概 要	作業室で自主生産した焼き菓子、革製品などを展示・販売及びイベントでの出張販売	
実 績	年間売上げ 3,410,879円 焼き菓子 2,807,709円 革製品 603,170円	

事業名	特定相談支援事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	利用者が希望する生活を送るように、心身の状況や環境に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な障害福祉サービス等が提供されるよう相談支援を行います。	
実績	令和元年度 利用者数 129人、1,935件	

事業名	施設の貸出事業	区
概要	多目的室・宿泊訓練室の貸出	
実績	多目的室 50件 延べ利用者数 387人 宿泊訓練室 94件 延べ利用者数 527人	

事業名	車いすの貸出事業	区
概要	一時的に車いすを必要とする障がいのある方への貸出 12台	
実績	年間 貸出数 36台	

事業名	講座講習会の開催事業	区
概要	絵画教室、健康体操教室など、障がい者とその家族の生活を豊かにするため当会館又はその他の会場で実施	
実績	年間 実施回数 58回	

事業名	生活介護事業（重症心身障害者通所事業）	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	<p>【主たる対象者を身体障がい者とする生活介護】 18歳以上の身体障がい者で障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）の方を対象に食事等の介護や各種活動の機会の提供を行います。 利用定員 10人（同時に利用できる上限人数）</p> <p>【主たる対象者を知的障がい者とする生活介護】 18歳以上の知的障がい者で障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）の方を対象に食事等の介護や各種活動の機会の提供を行います。 利用定員 25人（同時に利用できる上限人数）</p> <p>【身体・知的障がいを重複する重症心身障害者とする生活介護】※令和2年度開始 18歳以上の身体・知的障がいを重複し、軽度の医療的ケアが必要な方を対象に食事等（経管栄養含む）の介助や各種活動の機会を提供します。 利用定員 5名（同時に利用できる上限人数）</p>	
実績	延べ人数： 3,765人	

障がい者総合サポートセンター 事業一覧

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：施設管理費	区														
概要	<p>(目的) 平成 27 年 3 月 1 日より開設した、障がい者総合サポートセンターを利用者が使いやすいよう施設の環境整備及び庁舎管理を行います。</p> <p>なお、平成 31 年 1 月に増築工事が竣工し、3 月 24 日にグランドオープンしました。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 庁舎清掃 2 送迎バス運行（自立訓練利用者送迎、障がい者総合サポートセンターの利用者と主要駅等を結ぶルートバスの運行） 3 建物等管理委託（設備の保守委託等） 4 光熱水費 5 維持補修工事費 6 一般需用費・使用料及び賃借料 7 電信料 															
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 役務費（清掃料）</td> <td style="width: 15%;">54,118,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 役務費（運搬料）バス運行</td> <td>30,868,800 円</td> </tr> <tr> <td>3 建物等管理委託</td> <td>11,147,989 円</td> </tr> <tr> <td>4 光熱水費</td> <td>11,359,952 円</td> </tr> <tr> <td>5 維持補修工事費</td> <td>467,722 円</td> </tr> <tr> <td>6 一般需用費・使用料及び賃借料</td> <td>1,134,412 円</td> </tr> <tr> <td>7 役務費（電信料）</td> <td>1,511,047 円</td> </tr> </table>	1 役務費（清掃料）	54,118,500 円	2 役務費（運搬料）バス運行	30,868,800 円	3 建物等管理委託	11,147,989 円	4 光熱水費	11,359,952 円	5 維持補修工事費	467,722 円	6 一般需用費・使用料及び賃借料	1,134,412 円	7 役務費（電信料）	1,511,047 円	
1 役務費（清掃料）	54,118,500 円															
2 役務費（運搬料）バス運行	30,868,800 円															
3 建物等管理委託	11,147,989 円															
4 光熱水費	11,359,952 円															
5 維持補修工事費	467,722 円															
6 一般需用費・使用料及び賃借料	1,134,412 円															
7 役務費（電信料）	1,511,047 円															

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 ※次の 1～12 までの事業については再掲	区
概要	<p>(目的) 障がいのある人の生活を総合的にサポートするため、障がい者総合サポートセンター A 棟が平成 27 年 3 月 1 日から開設しました。</p> <p>(内容) A 棟部分の事業について</p> <p>1 相談支援部門</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者相談支援事業 相談支援専門員が障がいに関する各種相談に対応します。 (2) 特定相談支援事業 障害福祉サービス利用の際に必要なサービス等利用計画の作成のための計画相談を地域福祉課・地域健康課・生活福祉課等と連携して実施します。 (3) 一般相談支援事業 入所施設や長期入院から地域へ移行するための支援や地域生活を継続するための定着支援を実施します。 (4) 基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援機関との連携の強化を図ります。 <p>ア 総合的・専門的な相談支援の実施 社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・介護支援専門員等の資格を有する相談支援専門員が各種相談に幅広く対応。精神科医・臨床心理士等の専門職との相談や、ピアカウンセラー事業の相談を実施します。</p> <p>イ 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による支援 (イ) 地域の福祉サービス事業者等に対する体系的な人材育成支援の推進 	

障がい福祉人材の数の確保と質の向上に取り組みます。

(ウ) 連携を目的とした会議の開催

○ 相談支援事業所連絡会おおた

月1回定例で開催。①各事業所の状況報告、②困難事例の検討、③行政情報の共有等を内容にして連携を図ります。

○ 大田区自立支援協議会との連携

障がいのある方の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置しています。

・協議会委員：22人（福祉、地域、保健医療、学識経験）

・本会：年3回

・運営会議：適宜

・専門部会：3つの専門部会を構成、各部会ともに年間を通じての開催。

（相談支援部会、地域生活部会、防災・あんしん部会）

・全体合同部会：年1回

・基幹相談支援センターとして事務局を担っています。

ウ 地域移行・地域定着の促進の取組

ピアサポートの活用・養成に係る事業を進め、精神障がいのある方の地域移行関係職員に対する研修を行います。

(5) 障がい者虐待防止のための啓発活動と虐待通報受付

障がい者虐待防止研修を実施、パンフレットを作成し、区民、事業者に向けて啓発活動を行います。また、大田区障害者虐待防止センターの虐待通報受付窓口として、障害福祉課と連携します。

(6) 障害者の差別解消にかかる相談

障害者差別に関する相談の受付窓口として、障害福祉課、地域福祉課と連携し関係部局とともに対応します。

(7) 意思疎通支援事業・手話通訳派遣窓口

サポートセンターに手話通訳者が常駐して受付・派遣の調整業務を担当します。運営は（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会に業務委託しています。

サポートセンター窓口に来所した聴覚障がいのある方に対する手話通訳活動や電話代行なども対応します。

平成28年度から、障害者差別解消法の取り組みの一環として、区役所内各課が主催する事業における必要な手話通訳の配置について、サポートセンターで手話通訳者の調整業務と費用の負担を担当しています。

ア 手話通訳派遣窓口、大田区登録手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣

イ 手話講習会（通訳養成課程、中途失聴・難聴者向け講習会）

ウ 聴覚障がい者の理解啓発講座

エ 聴覚障がい者との懇談会

(8) 施設の貸し出し

障がいのある方の諸活動の促進、福祉の向上・障がいに関する理解啓発、地域交流を図る活動のために、集会室や多目的室を広く貸し出します。

2 地域交流支援部門

障がいに関する情報を集約して、「サポーター」の輪を広げ、障がいのある方もない方も地域で心豊かな生活が送れるようにともに歩んでいきます。

(1) 余暇活動支援事業

障がいのある方が楽しく参加できるイベントを定期的に開催。

(2) 障がいや障がい者に対する理解啓発活動

障がいの理解啓発を促進する事業の企画検討。

(3) 声の図書室の運営

視覚障がいのある方や墨字での文字情報の獲得が困難な障がいのある方に対し、点字図書、録音図書の製作、閲覧、貸出、対面朗読を実施。

また、障害者差別解消法の取り組みの一環として、区役所内各課が作成する刊行物の音訳・点訳作業を積極的に行うとともに、主に視覚障がいに関する理解啓発を推進していきます。

(4) 生産活動支援

区内福祉施設への業務のアウトソーシング、自主生産品の製作・販売について、生産活動支援施設連絡会の機能を活用して連携していきます。

(5) ボランティア活動室の運営

印刷機・コピー機・貸しロッカーの設置。グループの会合や作業等に活用。

(6) 障がい関連情報コーナーの運営

閲覧用の福祉関係の図書や資料及び情報検索ができるインターネット端末を設置。

3 就労支援部門

仕事を通して社会に貢献することは、単に生活の糧を得るためだけではなく、いきいきと充実した生活を送ることにつながります。区では、障がい者就労支援センターを中心として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等関係機関と連携して就労支援に取り組みます。

障がい者就労支援センターでは、一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談や職業訓練の充実に取り組むとともに、安心して仕事を続けられるよう、職場訪問や就労後の相談など職場定着支援にも力を注いでいきます。

障がい者就労支援センターは、障がいのある方へ直接支援を行う以下の(1)～(3)の事業は委託事業者が実施し、側面支援の(4)は区担当と協働実施しています。

(1) 就労相談事業

就労に関する総合相談窓口として、障がいのある方やその家族・企業・関係機関からの電話や来所による相談に対応します。必要に応じ情報提供や他支援機関利用のための同行や職業評価などを行います。

ア 就労相談

イ 職業評価（多様な障がいに対応）

ウ 高次脳機能障がい者の復職・就労準備支援プログラム（継続実施）

専門家にプログラムの作成とフィードバック時に助言をもらい、復職・求職活動の参考にしてもらうものです。

(2) 就労促進支援事業

障がい特性に応じて就職に向けた支援、就労後の支援を行います。

ア 就労準備支援

受注作業・体験実習・企業見学・生活講座・当番活動などをとおして作業適性評価、労働習慣・社会スキル獲得の支援を行います。

イ 求職活動支援

企業面接同行、ハローワーク相談、企業実習、通勤支援、職場内支援、職場訪問などを行います。

ウ 就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業）

一般就労等への移行に向けて、通いながら就労に必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います（利用には障害福祉サービス受給者証が必要、標準利用期間は2年間、定員20名）。

(3) 就労定着支援事業

企業で働く障がいのある方が職場に定着できるように支援を行います。

ア 就労定着支援（区市町村障害者就労支援事業）

職場訪問や面談を行い、一般就労した方の就労に伴う職業上の支援課題の把握、企業や家族との連絡調整及び課題解決に向けての支援を行います。

また、職場復帰をめざしたリセット事業、離職時支援、転職支援を行います。

イ 就労定着支援（障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業）

就労している方との月1回の面談や企業訪問により、課題を把握し、必要に応じた支援を行います（利用には障害福祉サービス受給者証が必要。利用期間は福祉施設を利用して就労後6ヶ月を経過してから3年間）。

	<p>ウ 就労生活相談 関係機関と連携しながら、健康管理、金銭管理、家庭問題、福祉サービスの利用、将来設計、人間関係などの課題解決に取り組みます。</p> <p>エ 就労障がい者自助活動支援事業（通称「たまりば」事業）の実施 就労している障がいのある方が仲間と支え合うことにより就労の安定を図り、社会性・自主性を育むことを目的として実施します。</p> <p>[実施日] 每週金曜日 17：30～20：30</p> <p>[場 所] 就労支援センター（第3金曜日は大森の「カフェ・スペースC」にて実施） 講座型「たまりば」を年間8回実施予定。</p> <p>(4) ネットワーク構築事業 大田区内外の関係機関と連絡調整、機能の相互利用を行いながら連携を深め、独自のネットワークを活用し就労支援を行います。</p> <p>ア 就労支援ネットワーク会議の運営（障がい者就労支援センターが事務局） (ア) 大田区障害者就労促進担当者会議（身体・知的障がい）年12回 (イ) 就労移行支援事業所連絡会 年6回 (ウ) 職場体験実習実行委員会（精神障がい）年6回程度希望の機関が参加 (エ) 大田区自立支援協議会 事務局運営等に参加</p> <p>イ ネットワーク事業 障がい者雇用の理解と促進を目的とした事業、各会議で企画実施（実施時期）。 [年間予定] 就労支援情報説明会（日程は未定） 就労支援担当者セミナー（6・9・1月） 就労者激励会（身体・知的中心：8月） 就活講座（①知的中心：7・12月、②精神・発達中心：7月） 就労移行支援事業所説明会（日程は未定） 家族向け講演会（10月） 就労促進懇談会（10月） 体験実習報告会（1月） 就労支援部会公開セミナー（2月） 就労者・就労希望者交流会（精神・発達・高次脳機能：3月） 等の事業を実施します。</p> <p>ウ 各機関との連携 ハローワーク、特別支援学校、各地域福祉課、就労継続支援A・B型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター・生活支援機関、精神科デイケア、広域就労支援機関（東京障害者職業センター・東京ジョブコーチ支援室、東京しごと財団、東京都心身障害者福祉センター、職業能力開発センター、就業・生活支援センター、東京都）などと連携します。また、ネットワーク事業に参加していない支援機関へ個別に訪問するなど、連携を図っています。</p> <p>エ 企業等との連携 ハローワークや関連機関からの情報、企業からの相談から新規職場や職場体験実習の場（公共機関も含む）を開拓し、ネットワーク内外の支援機関に情報提供します。</p> <p>オ 障がい者就労支援に関する調査及び統計の実施 カ 理解促進研修・啓発事業の実施</p>
4 居住支援部門	<p>住み慣れた地域で自分らしく住み続けられるように、区内在住で18歳以上の障がいのある方に必要な訓練を実施します。（利用には障害福祉サービス受給者証が必要）</p> <p>(1) 自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法に基づく自立訓練） ア 定員 1日あたり15人 イ 利用期間 1年6か月以内（必要が認められた場合、最長1年の更新） ウ 事業内容等 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、グループ活動など</p>

	<p>(2) 自立訓練（生活訓練）（障害者総合支援法に基づく自立訓練）</p> <p>ア 定員 1日あたり 10 人 イ 利用期間 2年以内（必要が認められた場合、最長 1 年の更新） ウ 事業内容等 家事訓練、健康管理プログラム、社会生活技能訓練など</p> <p>※A棟部分 委託先 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 委託先 社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会 ※B棟部分（短期入所部門、児童発達支援部門）は別途掲載</p>
実績	<p>1 相談支援部門</p> <p>相談延件数 22,603 件 特定相談支援事業 契約者数 51 人（令和 2 年 3 月末） 専門相談件数 226 件 ピアカウンセリング 24 件 人材育成研修 14 件 延参加者数 696 人</p> <p>2 地域交流支援部門</p> <p>音声図書の作成 154 件、点字図書の作成 128 タイトル 余暇活動支援事業 延参加者数 1,508 人（46 回実施）</p> <p>3 就労支援部門</p> <p>相談延件数 1,197 件 新規就労者数 9 人 就労移行支援 契約者数 15 人（令和 2 年 3 月末） 定着支援業務 2,967 件（登録者数 645 人）</p> <p>4 居住支援部門</p> <p>自立訓練（機能訓練）契約者数 15 人（令和 2 年 3 月末） 自立訓練（生活訓練）契約者数 10 人（令和 2 年 3 月末）</p>

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 1 自立支援協議会の運営	区
概要	<p>障がい者等への支援の体制の整備を図るため、相談事業をはじめ地域の障がい者福祉の課題について、具体的な検討を行います。</p> <p>1 構成 協議会委員及び専門部会委員（いずれも障がい当事者、団体、福祉施設関係者、福祉サービス事業者、学識経験者、行政機関等）</p> <p>2 本会の開催 専門部会での取り組みをもとに、障がい者福祉の課題について検討します。</p> <p>3 専門部会の開催 専門的な調査検討を行うために、専門部会を開催します。 (1) 相談支援部会 (2) 地域生活部会 (3) 防災・あんしん部会</p> <p>4 自立支援協議会だよりの発行 自立支援協議会の活動を周知するため、自立支援協議会だよりを発行します。</p>	
実績	<p>1 本会委員 22人 (1) 地域 5人（教育機関関係3人、社会福祉協議会1人、その他1人） (2) 福祉 15人（障がい者団体8人、相談支援事業者2人、 福祉施設関係者・福祉サービス事業者等5人） (3) 保健医療 1人 (4) 学識経験者 1人</p> <p>2 専門部会のみ委員 54人</p> <p>3 会議等 (1) 全体会 2回 (2) 運営会議 5回 (3) 全体合同部会 1回 (4) 専門部会 ア 相談支援部会 6回 ワーキンググループ 3回 イ 地域生活部会 9回 ワーキンググループ (ア) 6回 (イ) 7回 (ウ) 7回 (エ) 5回 ウ 防災・あんしん部会 7回 防災訓練への参加 (ア) 都立矢口特別支援学校福祉避難所開設訓練見学 (イ) 東六郷一丁目町会防災訓練参加 (ウ) 大田区総合防災訓練参加（新井宿地区） (5) 公開学習会 (ア) 「マイ・タイムライン」公開学習会 (イ) 「障がいのある方の多様な暮らし」講演会</p> <p>4 作成物 (1) 令和元年度大田区自立支援協議会報告書 (2) 大田区自立支援協議会だより（第19号）の発行（1回）</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 2 高次脳機能障がい者支援事業	都補助 (都3/4、区1/4)
概要	<p>相談支援を行い、区内機能訓練事業所連絡会、高次脳機能障がい者支援者連絡会、出前講座、講演会を開催します。</p> <p>また、講演会用ポスター・チラシや啓発用リーフレット・冊子を活用し、高次脳機能障がいの理解啓発に努めます。</p> <p>※委託先 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</p>	
実績	<p>1 広報・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの高次脳機能障がい講演会 令和2年1月30日実施、参加人数 46人 (2) 高次脳機能障がいサポート養成講座 4回実施、参加人数 52人 (3) 出前講座 8件 (4) 連絡会や相談窓口等でリーフレット等配布 「高次脳機能障がいリーフレット」 「高次脳機能障がい者家族のための冊子」 <p>2 ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区内機能訓練事業所連絡会の開催（年12回） (2) 高次脳機能障がい者連絡会の開催（年2回） 令和元年6月6日実施 参加人数 36人 令和元年12月5日実施 参加人数 33人 <p>3 相談支援事業 直接相談（実人数） 97人 電話相談（延べ件数） 1,258件</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 3 ケアマネジメント能力向上のための研修の実施	一部都補助
概要	障がい者の生活をトータルに支援する手法の取得のための研修を行い、障害福祉サービス従業者等のケアマネジメント能力の向上を図ります。	
実績	<p>1 ケアマネジメント研修</p> <p>(1) 「切れ目ない支援・家族丸ごと支援の実現を目指して～介護保険サービスに携わる支援者と障害福祉サービスに携わる支援者の連携～」 (区内介護支援専門員・相談支援従事者対象) 令和元年7月5日実施 参加人数 46人</p> <p>(2) 「障害福祉サービスの基本の「基」」 (区内障がい者支援従事者・特別支援学校職員及び一般区民対象) 令和元年11月15日実施 参加人数 23人</p> <p>(3) 「介護保険サービスと障害福祉サービス～プランナー同士で、今何が起こっているのか語り合おう～」(区内介護支援専門員・相談支援従事者対象) 令和元年8月28日実施 参加人数 48人</p> <p>(4) 「家族支援を通して、介護支援専門員と相談支援専門員それぞれの役割について知り、連携について考えてみよう」 (区内介護支援専門員・相談支援従事者対象) 令和2年2月14日実施 参加人数 38人</p> <p>(5) 「医療的ケアを必要とする方の地域生活を支える支援とは」 (区内障がい者支援従事者対象) 令和元年10月10日実施 参加人数 73人</p> <p>(6) 「強度行動障害者研修」(区内障がい者支援従事者対象) 令和元年12月23日実施 参加人数 70人</p> <p>(7) 「ひきこもることへの理解と必要な支援とは何か」 (区内障がい者支援従事者対象) 令和2年2月20日実施 参加人数 44人</p> <p>2 相談支援従事者初任者研修 令和元年8月23、29日、9月6、18、27日 参加人数 24人</p> <p>3 相談支援専門員育成セミナー（ケアマネジメント研修と合同開催）</p> <p>(1) 「介護保険サービスと障害福祉サービス～プランナー同士で、今何が起こっているのか語り合おう～」 令和元年8月28日実施 参加人数 48人</p> <p>(2) 「家族支援を通して、介護支援専門員と相談支援専門員それぞれの役割について知り、連携について考えてみよう」 令和2年2月14日実施 参加人数 38人</p> <p>4 移動支援従業者養成研修 令和元年11月10、17、30日実施 参加人数 11人</p> <p>5 地域移行・地域定着支援研修 「精神科病院から地域への移行・定着についての関連機関のチーム研修」 新型コロナウイルス感染症拡防止のため中止</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 4 身体障害者・知的障害者相談員活動推進事業	一部都補助
概要	(目的) 相談員の資質の向上と相談業務の円滑な運営に資するため、研修会等を開催します。 (内容) 相談員研修会 年2回 (対象) 身体障害者相談員 26人 知的障害者相談員 19人	
実績	<p>1 身体障害者相談員 26人 知的障害者相談員 19人 相談件数 身体：149件、知的：409件</p> <p>2 相談員研修会</p> <p>(1) 身体障害者相談員・知的障害者相談員研修 令和元年7月18日 「相談援助のための知識、技術を高めるために～介護保険サービスを知る～」 (参加者) 身体障害者相談員 19人、知的障害者相談員 11人、 地域福祉課職員 9人 ピアカウンセラー 4人</p> <p>(2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員研修会 令和2年2月14日 「利用者の想いを引き出す支援を考える」 (参加者) 身体障害者相談員 9人、知的障害者相談員 8人 地域福祉課職員 3人、民生委員 8人、その他 2人</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 5 障害者虐待防止の体制整備の推進	国補助（国10/10）
概要	(目的) 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することは極めて重要です。「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進します。 (内容)	
実績	<p>1 区町村障害者虐待防止センターの運営と、法に基づく適切な支援の実施 障がい者総合サポートセンターに「市区町村障害者虐待防止センター」を設置し、通報窓口・相談窓口としての機能を推進します。</p> <p>2 障害者虐待についての理解啓発のためのパンフレットの配布 周知用パンフレットを関係機関、区民等に広く配布し、障がい者虐待防止についての周知活動を推進します。</p> <p>3 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施 障がい福祉従事者に対し、従事者及び管理者向けの階層別研修を行い、障害者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。 ※委託先 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 6 意思疎通支援	国補助（国直 1/2）、 (都 1/4、区 1/4)
概要	<p>(目的) 聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対して、手話通訳者等を派遣し、聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを援助することによって、その福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 聴覚障がい者が官公庁・医療機関等へ出向く時、意志の疎通を円滑にします。</p> <p>(1) 区登録手話通訳者を派遣</p> <p>(2) 手話通訳者の派遣及び要約筆記者の派遣</p> <p>(※委託先 社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会)</p> <p>(対象) 大田区内に住所を有する聴覚障がい者で、身体障害者手帳の交付を受けた者</p>	
実績	<p>区 登録手話通訳奉仕員 1人 登録障がい者 278人 登録手話通訳者 33人 派遣回数 延 2,282回 東京手話通訳等派遣センター委託分 手話通訳者派遣 471件 要約筆記派遣 85件</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 7 手話講習会・点訳講習会（令和2年度から点訳講習会は、8視覚障害者支援事業（大田区声の図書室）にて、点訳者養成講座として受託者を変更して実施予定）	一部都補助
概要	<p>1 手話講習会 広く区民に手話を学ぶための場を提供し、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、聴覚障がい者への理解を深め、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図ります。手話通訳養成課程においては、手話通訳技術、聴覚障がい者問題の理解をより深め手話通訳者を目指します。</p> <p>(内容) 初級・中級・上級・通訳養成の4課程(各1年間)、昼間・夜間の2クラス</p> <p>(対象) 区内在住・在勤の聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある者</p> <p>2 点訳講習会 広く区民に点字を学習する場を提供し、点訳の基礎的知識を習得し、点訳技術を学ぶことによって、視覚障がい者への理解を深め、もって視覚障がい者福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 入門クラス、初級クラス</p> <p>(対象) 区内在住・在勤の視覚障がい者の福祉に理解と熱意のある者</p> <p>※委託先 手話講習会（初級・中級・上級）社会福祉法人大田区社会福祉協議会 手話講習会（通訳養成）社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会 点訳講習会 社会福祉法人大田区社会福祉協議会（令和元年度まで） なお、点訳講習会の令和2年度からの委託先は、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に変更し、8視覚障害者支援事業（大田区声の図書室）にて、点訳者養成講座として実施予定。</p>	
実績	<p>1 手話講習会 初級・中級・上級は年間40回、通訳養成課程は年間30回 初級（昼）修了者 26人 初級（夜）修了者 32人 中級（昼）修了者 23人 中級（夜）修了者 30人 上級（昼）修了者 26人 上級（夜）修了者 17人 通訳養成（昼）修了者 7人 通訳養成（夜）修了者 8人</p> <p>2 点訳講習会 入門クラス 11回、初級クラス 11回 入門クラス 修了者 5人 初級クラス 修了者 2人</p>	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 8 視覚障害者支援事業【大田区声の図書室】		国補助（国1/2） (都1/4、区1/4)																																																															
概要	視覚に障がいのある人等を対象に、点字図書や録音図書等の製作・貸出しを行うほか、おおた区報や区議会だよりなどの情報を提供します。また、視覚障がいのある方向けの点字講習会を開催します。点訳者養成講座や音訳者養成講座を開催しボランティア養成も行います。 ※委託先 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会																																																																	
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">年間利用者数等（令和元年度実績）</th> </tr> <tr> <th>利用件数 (利用者、図書館、音訳者 等)</th> <th>延 22,772 件</th> <th>月平均 1,898 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出実績数 (内訳)</td><td>延 15,843 件</td><td>月平均 1,320 件</td></tr> <tr> <td>録音図書</td><td>1,128巻</td><td>94巻</td></tr> <tr> <td>C D 図書</td><td>4,545枚</td><td>379枚</td></tr> <tr> <td>点字図書</td><td>24冊</td><td>2冊</td></tr> <tr> <td>ミュージックテープ</td><td>0巻</td><td>0巻</td></tr> <tr> <td>録音雑誌</td><td>0巻</td><td>0巻</td></tr> <tr> <td>C D 雜誌</td><td>9,863枚</td><td>822枚</td></tr> <tr> <td>点字雑誌</td><td>283冊</td><td>24冊</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">蔵書数等（令和2年3月31日現在）</th> </tr> <tr> <th>利用登録者数</th> <th>189人</th> <th>前年度比較 (+7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>録音図書</td><td>20,741巻</td><td>+7</td></tr> <tr> <td>C D 図書</td><td>5,812枚</td><td>+124</td></tr> <tr> <td>点字図書</td><td>4,532冊</td><td>+77</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">講座・講習会等（令和元年度実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字講習会</td><td>延 36回</td><td>延 280人</td></tr> <tr> <td>音訳者・点訳者連絡会</td><td>延 2回</td><td>延 82人</td></tr> <tr> <td>音訳者現任講習会</td><td>延 1回</td><td>延 36人</td></tr> <tr> <td>音訳者養成講座（中級・上級）</td><td>延 40回</td><td>延 143人</td></tr> <tr> <td>施設見学会</td><td>1回</td><td>9人</td></tr> </tbody> </table>			年間利用者数等（令和元年度実績）			利用件数 (利用者、図書館、音訳者 等)	延 22,772 件	月平均 1,898 件	貸出実績数 (内訳)	延 15,843 件	月平均 1,320 件	録音図書	1,128巻	94巻	C D 図書	4,545枚	379枚	点字図書	24冊	2冊	ミュージックテープ	0巻	0巻	録音雑誌	0巻	0巻	C D 雜誌	9,863枚	822枚	点字雑誌	283冊	24冊	蔵書数等（令和2年3月31日現在）			利用登録者数	189人	前年度比較 (+7)	録音図書	20,741巻	+7	C D 図書	5,812枚	+124	点字図書	4,532冊	+77	講座・講習会等（令和元年度実績）			点字講習会	延 36回	延 280人	音訳者・点訳者連絡会	延 2回	延 82人	音訳者現任講習会	延 1回	延 36人	音訳者養成講座（中級・上級）	延 40回	延 143人	施設見学会	1回	9人
年間利用者数等（令和元年度実績）																																																																		
利用件数 (利用者、図書館、音訳者 等)	延 22,772 件	月平均 1,898 件																																																																
貸出実績数 (内訳)	延 15,843 件	月平均 1,320 件																																																																
録音図書	1,128巻	94巻																																																																
C D 図書	4,545枚	379枚																																																																
点字図書	24冊	2冊																																																																
ミュージックテープ	0巻	0巻																																																																
録音雑誌	0巻	0巻																																																																
C D 雜誌	9,863枚	822枚																																																																
点字雑誌	283冊	24冊																																																																
蔵書数等（令和2年3月31日現在）																																																																		
利用登録者数	189人	前年度比較 (+7)																																																																
録音図書	20,741巻	+7																																																																
C D 図書	5,812枚	+124																																																																
点字図書	4,532冊	+77																																																																
講座・講習会等（令和元年度実績）																																																																		
点字講習会	延 36回	延 280人																																																																
音訳者・点訳者連絡会	延 2回	延 82人																																																																
音訳者現任講習会	延 1回	延 36人																																																																
音訳者養成講座（中級・上級）	延 40回	延 143人																																																																
施設見学会	1回	9人																																																																

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 9 中途失聴・難聴者向け手話講習会		区
概要	<p>(目的) 中途失聴・難聴者が手話を学ぶための場を提供することで、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、実生活の中で聴覚障がい者の意思疎通増進を図ります。</p> <p>(内容) 手話で簡単な会話ができるようになることを目標とします。</p> <p>(対象) 区内在住・在勤及び在学の聴覚障がい者とその家族</p> <p>※委託先 社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会</p>		
実績	年間20回実施、参加者19人		

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 10 聴覚障がい者理解啓発講座	区
概要	<p>(目的) 障害者差別解消法施行にあたり、聴覚障がいについて知ることにより、差別の取り扱いの禁止、合理的配慮の提供等の理解啓発を目的とします。 年2回、各コースとも定員30人(先着順)</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がいについて知ろう 2 手話入門 3 こども手話教室 <p>(対象) 区内在住・在勤及び在学の者 ※委託先 社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会</p>	
実績	<p>(内容)</p> <p>令和元年度は全2回、3コース実施、各コースとも定員30人(先着順)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がいについて知ろう 令和元年5月21日 参加者5人、 令和元年11月19日 参加者18人 2 手話入門 令和元年6月10日 参加者11人、 令和元年12月10日 参加者19人 3 こども手話教室 令和元年8月21日 参加者32人、 令和2年3月22日 新型コロナ感染症拡大防止のため中止 	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 11 障害者就労支援事業	都補助（都定額）
概要	<p>(目的) 就職を希望し、かつ就職する能力を持った障がい者に対して、職業訓練や生活等の就労準備支援を行うとともに就労を促進します。また、就労後の職場定着を図るための支援を行います。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談事業 障がい者の就労に関するとの総合相談（本人・家族・企業）、職業評価 2 就労移行支援事業 就労準備支援（職業訓練・就労適性検査）、職場開拓、職場実習（通勤支援・職務分析）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練） 3 就労定着支援事業 職場定着支援（会社訪問等）、離職時支援、就労生活支援（福祉サービス利用支援、将来設計相談等）、就労者自助活動支援（「たまりば」事業）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練） 4 ネットワーク構築事業 ネットワーク会議（4会議）の開催、ネットワーク事業の実施（就労者激励会、就労促進懇談会、就労支援担当者セミナー、（体験実習報告会等）、就労情報の提供、障がい者就労に関する調査・周知など。 	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規職業相談者数 166 件 (精神障がい 49 人・知的障がい 28 人・身体障がい 33 人・手帳無し 56 人) 2 就労移行支援事業所（就労支援センター）利用者定員 20 人 利用者数 29 人 3 職場実習 企業実習 56 人、公共機関での体験実習 99 人 4 新規就労者数 167 人（通所施設等 130 人 特別支援学校等 37 人） 5 定着支援者数 878 人 「就労支援センター704 人（*たまりば登録のみ 17 人を含む） 区内通所施設等 174 人」 6 たまりば事業 実施回数 38 回 延べ参加者数 1,475 人 7 就労促進担当者会議 年 11 回 8 ネットワーク事業 <ul style="list-style-type: none"> ・就労者激励会 参加総数 558 人（就労者 319 人 企業 100 人 関係機関 139 人） ・就労促進懇談会 参加総数 118 人（企業 58 人 関係機関 55 人） ・就労担当者セミナー 参加総数 34 人 ・就活講座【主に精神障がい対象】 参加総数 15 人（当事者 7 人） ・就労者家族向け講演会 80 人（家族 51 人 当事者 17 人） ・支援者向け就労移行支援事業所説明会 参加者総数 95 人 ・職場体験実習報告会 参加者総数 63 人（本人 29 人 関係機関 25 人 企業 9 人） <p>※予定していたが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就活講座【主に知的障がい対象】（清掃技術講座）（ビジネスマナー） ・障がい者雇用を検討している企業向け企業見学会 ・就労者と就労希望者の交流会（サロン・ド・ワーク） 	

事 業 名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 12 青少年健全育成事業
概 要	<p>1 若草青年学級 18～35 歳までの知的障がいのある青年の余暇活動を支援します。 学級生 57 人 趣味講座の開催（軽スポーツ、料理、音楽、フラワーアレンジメント）、 運動会、宿泊行事など ※委託先 社会福祉法人大田幸陽会</p> <p>2 コスモス青年学級 18～35 歳までの肢体に障がいのある青年の余暇活動を支援します。 学級生 9 人 ミーティング、スポーツ大会、外出行事、宿泊行事（宿泊行事は台風 19 号により 日帰り活動に変更）など ※委託先 社会福祉法人 瞳月会</p>
実 績	<p>1 若草青年学級 学級生：56 人 通常活動 14 回（7 回×2 グループ） 宿泊研修 2 回（1 回×2 グループ） 委託料 10,990,063 円</p> <p>2 コスモス青年学級 学級生：9 人、活動回数：7 回（8 回目の活動として予定していた閉級式は新型 コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 委託料 3,526,092 円</p>

事 業 名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費（短期入所事業） 区
概 要	<p>(目的) 障がい者総合サポートセンターの機能拡充のための増築工事が平成31年1月31日に竣工し、平成31年3月24日にB棟（増築施設）がグランドオープンしました。</p> <p>B棟事業のうち、10床の有床診療所機能を活かし、医療的ケアもある重症心身障がい児・者等が利用できる短期入所を実施します。</p> <p>(内容)</p> <p>1 短期入所部門 ※B棟2・3階部分 医療的ケアもある重症心身障がい児・者の利用を中心とした短期入所事業を実施します。 ※委託先 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会</p>
実 績	<p>1 特定短期（日帰り） 延53人 2 宿泊（1泊2日） 延68人 3 宿泊（2泊3日） 延69人 4 宿泊（3泊4日） 延46人</p>

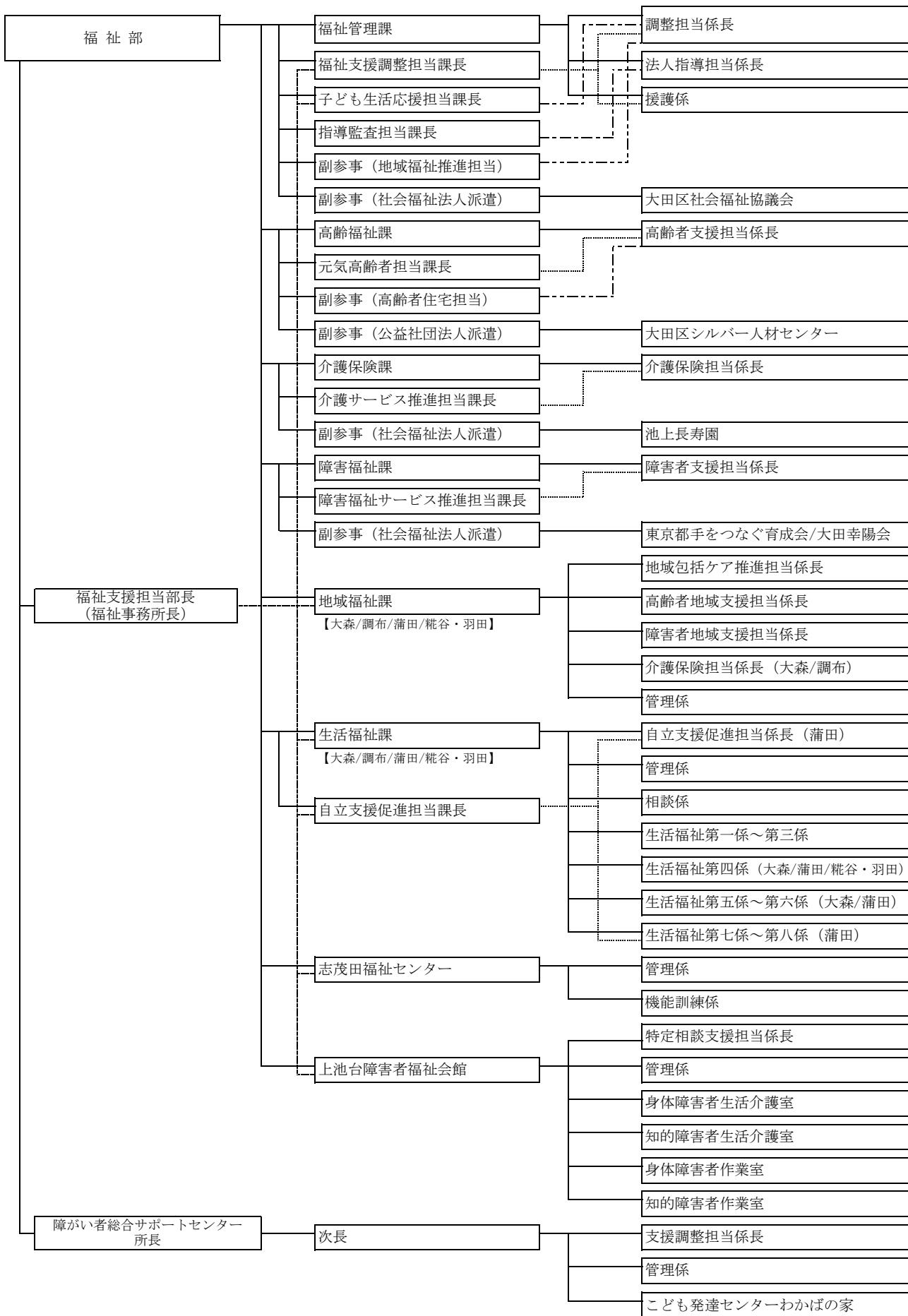
事 業 名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費（発達障がい児支援事業） 区
概 要	<p>(目的) 障がい者総合サポートセンターの機能拡充のための増築工事が平成31年1月31日に竣工し、平成31年3月24日にB棟（増築施設）がグランドオープンしました。</p> <p>B棟事業のうち、学齢期の発達障がい児の相談・診察・療育までの支援を実施してまいります。</p> <p>(内容)</p> <p>1 児童発達支援部門 ※B棟施設4・5階部分 学齢期を中心とした発達障がい児支援事業を行い、障害児相談支援事業・放課後等デイサービス等を実施します。 ※委託先 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会</p>
実 績	<p>1 障害児相談支援事業 障害児相談件数 1,847件 2 発達障がい児支援事業 (1) 放課後等デイサービス 延 192人 (2) 地域支援事業 延 40人 (3) 個別支援事業 延 247人</p>

事業名	発達障害支援事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	<p>(目的) 発達障がいについての理解・啓発の促進、及び発達障がい児（者）を適切な支援につなげ、切れ目のない支援を実現するための事業を実施します。</p> <p>(内容) 発達障がいについての理解・啓発の促進のための催し（シンポジウム、講習会、学習会、フェア等）を開催します。また、発達障がいに関するパンフレットや施策ガイドを作成して配布します。</p>	
実績	<p>1 発達障がいシンポジウム (1) 開催日時 令和2年1月19日（日）13：30～16：00 (2) 開催場所 大田区産業プラザコンベンションホール (3) 参加者数 212人 (4) テーマ 「思春期の支援に大切なこと」 (5) 主催 大田区、大田区教育委員会 (6) 後援 大森医師会、田園調布医師会、蒲田医師会</p> <p>2 サポートブックかけはし (1) サポートブックかけはし作成講習会 開催回数2回（児童館） （※令和元年度は障害福祉課が所管） (2) 作成・配布 本体300部、記入例300部 （発達支援応援フェア、発達障がいシンポジウム等で配布）</p> <p>3 発達障がいミニ学習会・相談会 開催回数2回（児童館） （※令和元年度は障害福祉課が所管）</p> <p>4 発達障がい啓発用パンフレットの作成・配布 幼児期版、学齢期版（小学生）、学齢期版（中学・高校）、青年期版の4種類 計24,000部</p> <p>5 発達障がい施策ガイドの作成・配布 年1回発行（令和元年7月配布）</p> <p>6 発達支援応援フェア (1) 開催日時 令和元年11月16日（土）10:00～12:00 (2) 開催場所 本庁舎201～206会議室 (3) 参加者数 77世帯（154人）</p> <p>7 事業所ガイドブックの作成・配布 1,500部 発達応援フェア、発達障がいシンポジウムで配布</p>	

事業名	こども発達センターわかばの家の管理運営	一部都補助
概要	<p>(目的) 心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児に対し、早期に発達に必要な支援を行い、基本的な自立の育成と集団生活への適応能力を高めていきます。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業 2 地域支援事業 3 早期支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター（単独通所） 定員 36 人 ・児童発達支援事業（親子通所） 定員 30 人 ・外来訓練事業 ・親子サークル事業（旧自由来館） ・子育てサロン事業 4 指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業 <p>(事業の実施場所等)</p> <p>※こども発達センターわかばの家のほか、分館、ふれあいはすぬま分室、西六郷分室にて事業を実施しています。</p> <p>※委託先 社会福祉法人嬉泉</p> <p>※令和2年度から障がい者総合サポートセンターが所管</p>	
実績	<p>こども発達センターわかばの家利用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業 延 1,420 件（初回面接含む） 2 地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等訪問 延 632 園、810 件 ・こども発達支援講演会（関係機関向け 3 回 区民向け 1 回） 3 早期支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・単独通所 延 431 人 ・親子通所 延 345 人 ・外来訓練事業 延 7,480 人 ・自由来館事業 延 1,272 人 ・子育てサロン事業 延 648 人 ・アフターケア事業 延 302 人 4 指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談 延 5,337 人 <p>※令和元年度は障害福祉課が所管</p>	

資料

福祉部組織（令和2年5月1日現在）



福祉部の分掌事務

大田区組織規則
大田区福祉事務所処務規程
大田区立志茂田福祉センター処務規程
大田区立上池台障害者福祉会館処務規程
大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程

を参考

【福祉管理課】

調整担当係長

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
- (3) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (4) 部の事務事業の改善に関すること。
- (5) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (6) 部の事業に係る調査研究に関すること。
- (7) 危機管理に関すること。
- (8) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 議会に関する部の総括に関すること。
- (10) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 地域福祉計画に関すること。
- (13) 子どもの貧困対策に関する計画に関すること。
- (14) 福祉のまちづくりの総合調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (15) 福祉人材の確保・育成・定着に関すること。
- (16) 社会福祉協議会に関すること。
- (17) 社会福祉センターに関すること。
- (18) 成年後見制度に関すること。
- (19) 福祉事務所に関すること
- (20) 要支援家庭等対策委員会の事務に関すること。
- (21) 福祉情報システムの維持及び管理に関すること。
- (22) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
- (23) 他の主管に属しないその他福祉に関すること。
- (24) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 所の事務の調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

法人指導担当係長

- (1) 社会福祉法人の認可等に関すること。
- (2) 社会福祉法人の指導、検査及び運営指導に関すること。
- (3) 障害福祉サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 介護サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

援護係

- (1) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (2) 応急小口資金及び奨学金に関すること。
- (3) 生業資金、特別奨学金及び身体障害者奨学金の返還等に関すること。
- (4) 行旅死亡人に関すること。
- (5) 旧軍人恩給及び戦没者遺族年金並びに引揚者特別交付金に関すること。
- (6) 中国帰国者等の支援に関すること。
- (7) 特別永住者等特別給付金に関すること。

【高齢福祉課】

高齢者支援担当係長

- (1) 高齢者に係る施策の企画及び調整等に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の調整に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 老人福祉計画に関する事項。
- (4) 高齢者の就労促進に関する事項。
- (5) シルバー人材センターに関する事項。
- (6) 高齢者の地域活動及び交流促進に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 老人いこいの家等の管理運営に関する事項。
- (8) シニアステーションの管理運営に関する事項。
- (9) 大森東四丁目センターの集会室及び休養室の使用に関する事項。
- (10) 地域包括支援センター事業に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (11) 区レベル地域ケア会議に関する事項。
- (12) 見守り・支え合いネットワークに関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 高齢福祉窓口業務に関する事項。
- (14) ひとり暮らし高齢者等への支援に関する事項。
- (15) ねたきり高齢者等への支援に関する事項。
- (16) 認知症高齢者等への支援に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 災害時要援護者対策に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (18) 高齢者虐待に関する事項。
- (19) 生涯現役社会に向けた高齢者の社会参加推進事業に関する事項。
- (20) 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (21) 生活支援サービスの体制整備に係る調整に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (22) おおたフレイル予防事業等の調整に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (23) 高齢者アパート及びシルバーピアに関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (24) 高齢者の民間賃貸住宅確保支援に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (25) 課の庶務に関する事項。
- (26) その他高齢者福祉の目的を達成するために必要な事業に関する事項。

【介護保険課】

介護保険担当係長

- (1) 介護保険事業計画に関する事項。
- (2) 介護保険事業に係る収入及び支出に関する事項。
- (3) 介護保険に係る統計に関する事項。
- (4) 介護保険の低所得者軽減措置に関する事項。
- (5) 介護保険システムの維持及び管理等に関する事項。
- (6) 介護保険に係る他課との調整に関する事項（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 介護保険の被保険者の資格に関する事項。
- (8) 介護保険の被保険者証に関する事項。
- (9) 介護保険料の賦課及び減免に関する事項。
- (10) 介護給付費の審査及び支払に関する事項。
- (11) 介護保険の負担割合に関する事項。
- (12) 介護給付費の償還払に関する事項。
- (13) 介護予防・生活支援サービス事業費の審査及び支払いに関する事項。
- (14) 介護保険高額介護サービス費等資金貸付に関する事項。
- (15) 介護保険料の収納に関する事項。
- (16) 介護保険料の督促及び催告に関する事項。
- (17) その他徴収金に関する事項。
- (18) 介護認定審査会合議体の運営に関する事項。
- (19) 要支援・要介護認定の申請及び調査に関する事項。
- (20) 要支援・要介護認定の訪問調査に関する事項。
- (21) 主治医の意見書作成依頼に関する事項。
- (22) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の被保険者証等の発行に関する事項。
- (23) 介護保険事業所の指定等に関する事項。

- (24) 特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関すること。
- (25) 介護保険施設等サービス及びグループホーム等の利用及び相談に関すること。
- (26) 介護保険施設等サービス及びグループホーム等の運営及び調整に関すること。
- (27) 介護保険施設の入所者要介護認定調査の調整に関すること。
- (28) 民間事業者の支援及び研修に関すること。
- (29) 介護保険居宅サービスに係る基盤整備に関すること。
- (30) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の調整に関すること。
- (31) 介護保険の居宅サービス計画等の調整に関すること。
- (32) 介護保険施設等に係る基盤整備に関すること。
- (33) 軽費老人ホームに関すること。
- (34) 養護老人ホームに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (35) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (36) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者が提供する第1号事業において上記（1）から（31）までに関すること。
- (37) 課の庶務に関すること。

【障害福祉課】

障害者支援担当係長

- (1) 障害者（児）に係る施策の企画及び調整等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者施設の整備計画に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画及び発達障がい児・者支援計画に関すること。
- (4) 障害者施設の建設及び維持管理に関すること。
- (5) 障害者施設の利用調整に関すること。
- (6) 障害者施設の管理運営に関すること。
- (7) 心身障害者（児）に係る各種手当並びに心身障害者扶養年金及び心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (8) 障害者（児）施設の補助に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 社会福祉協議会及び障害者団体への補助及び委託に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 心身障害者の医療費の助成に関すること。
- (11) 自立支援医療費（更生医療に限る。）及び補装具費の調整に関すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の調整に関すること。
- (13) 障害者（児）の在宅サービス事業に関すること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 障害者福祉強調月間事業に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者見舞金の調整に関すること。
- (16) 障害者（児）福祉に係る窓口業務に関すること。
- (17) 障害者の虐待防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (18) 障害福祉サービス事業者等の支援に関すること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等（以下「障害福祉サービス等」という。）に係る総合調整に関すること。
- (20) 障害福祉サービス等の情報提供に関すること。
- (21) 障害福祉サービス等に係る審査及び支払に関すること。
- (22) 障害福祉サービス等の実績の管理に関すること。
- (23) 障害福祉サービスの支払後の利用者負担額の調整及び管理に関すること。
- (24) 指定特定相談支援事業者に関すること。
- (25) 基準該当事業者に関すること。
- (26) 自立支援給付システムの運用及び管理に関すること。
- (27) 障害福祉サービス利用料等管理システムの運用及び管理に関すること。
- (28) 障害者福祉施設に係る使用料の徴収に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (29) 障害認定審査会の運営に関すること。
- (30) 障害認定に係る調整に関すること。

- (31) 地域福祉課の障害者（児）支援に係る調整に関すること。
- (32) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (33) 障害者差別解消の推進に関すること。
- (34) 児童福祉法に基づく障害児通所支援に係る受給の決定、審査及び支払に関すること。
- (35) 課の庶務に関すること。

【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課】

地域包括ケア推進担当係長

- (1) 地域包括支援センターの指導、後方支援、連絡調整等に関すること。
- (2) 高齢者を支える地域の社会資源の把握、育成及び開発を進める見守りささえあいコーディネーターの支援に関すること。
- (3) 個別レベル地域ケア会議及び日常生活圏域レベル地域ケア会議の支援に関すること。
- (4) 基本圏域レベル地域ケア会議に関すること。
- (5) 分野横断型個別支援に係る総合調整に関すること。
- (6) 基本圏域におけるフレイル予防の普及啓発、促進等に関すること。
- (7) 基本圏域における老人いこいの家、シニアステーションを活用した介護予防等に関すること。
- (8) 基本圏域における多世代分野横断型支援に向けた総合相談支援体制ネットワークづくりに関すること。
- (9) 地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

高齢者地域支援担当係長

- (1) 高齢者に対する個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域包括支援センターにおける個別支援に係る支援に関すること。
- (3) 高齢者在宅サービスに係る歯科相談、栄養相談及びこれらの事業に関すること。
- (4) ねたきり予防及び閉じこもり予防事業に関すること。
- (5) 要支援・要介護認定の申請に関すること（蒲田地域福祉課及び糀谷・羽田地域福祉課に限る。）。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 老人福祉指導主事の職務に関すること。
- (2) 老人福祉法に基づく個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

障害者地域支援担当係長

- (1) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対する個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）在宅サービスに係る歯科相談、栄養相談及びこれらの事業に関すること。
- (3) 戦傷病者特別援護法に基づく更生医療の給付等及び補装具の給付等に関すること。
- (4) 自立支援給付（障害福祉サービス及び更生医療に限る。以下同じ。）に関する各種申請等受付及び相談業務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 自立支援給付の申請者に対する調査及び支給量等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 精神障害者（自立支援）の精神通院医療費の支給申請に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関すること。
- (8) 特殊疾病（難病）医療費公費負担申請に関すること。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 身体障害者福祉司の職務に関すること。
- (2) 知的障害者福祉司の職務に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に基づく身体障害者手帳の交付及び返還の経由事務に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

介護保険担当係長（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。）。

- (1) 介護認定審査会合議体の運営に関すること。

- (2) 要介護認定に係る相談に関すること。
- (3) 要支援・要介護認定の申請及び調査に関すること。
- (4) 要支援・要介護認定の訪問調査に関すること。
- (5) 介護保険に関する各種申請等受付及び相談業務に関すること。

管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地区民生委員・児童委員協議会に関すること。
- (3) 寿祝金等の支給に関すること。
- (4) 介護保険料の収納に関すること（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。）。
- (5) 高齢福祉及び障害福祉サービスに係る経理及び調整に関すること。
- (6) 介護保険に係る経理及び調整に関すること（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。）。
- (7) 地域庁舎の維持管理に関すること。
- (8) 地域庁舎職員の保健・安全衛生に関すること。
- (9) 高齢者緊急ショートステイ事業の経理及び調整に関すること（蒲田地域福祉課に限る。）。
- (10) 養護老人ホーム池上長寿園に対する運営費補助に関すること（蒲田地域福祉課に限る。）。
- (11) 課内他係及び当該地域庁舎内の他課に属しないこと。

〈大田区福祉事務所処務規程〉（蒲田地域福祉課に限る。）

- (1) 老人福祉法に基づく個別援護事務のうち措置の決定に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく個別援護事務の統計に関すること。
- (3) 所の事務の調整に関すること（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課が行う事務に限る。）。

【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課】

自立支援促進担当係長（蒲田生活福祉課に限る。）

- (1) 就労支援及び資産活用の調整に関すること。
- (2) 課税調査の調整に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく支援事務（面接相談を除く。）に関すること。
- (4) 被保護世帯に対する援護の調整に関すること。
- (5) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金の調整に関すること。
- (6) 母子福祉応急小口資金、母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の返還等に関すること。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 生活保護法に基づく就労支援及び資産活用の調整に関すること。
- (2) 課税調査の調整に関すること。
- (3) 所の事務の調整及び改善に関する事務（大森、調布、蒲田及び糀谷・羽田生活福祉課が行う事務に限る。）。

管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 区長が必要と認めた個別援護事務の経理に関する事務。
- (3) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金の経理事務に関する事務。
- (4) 母子及び父子福祉資金の経理事務に関する事務。
- (5) 医療扶助及び介護扶助に関する事務。
- (6) 課内他係に属しないこと。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 生活福祉課が行う生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び売春防止法に係る経理事務に関する事務。
- (2) 生活保護法に基づく医療扶助及び介護扶助並びに医療券及び介護券の発行に関する事務。
- (3) 現業事務の連絡調整に関する事務。

相談係

- (1) 区長が必要と認めた個別援護事務に関する事務。
- (2) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金に関する事務。

(3) 保育所入所に係る申込みの受付に関すること。

(4) 母子及び父子福祉資金に関すること。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

(1) 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法、生活困窮者自立支援法等に係る面接相談に関すること。ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育所入所に係る面接相談に関することを除く。

(2) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び売春防止法に基づく個別援護事務に関すること。

(3) 面接相談事務の連絡調整に関すること。

生活福祉第一係

生活福祉第二係

生活福祉第三係

生活福祉第四係 (大森生活福祉課、蒲田生活福祉課及び糀谷・羽田生活福祉課に限る。)

生活福祉第五係 (大森生活福祉課及び蒲田生活福祉課に限る。)

生活福祉第六係 (大森生活福祉課及び蒲田生活福祉課に限る。)

生活福祉第七係 (蒲田生活福祉課に限る。)

生活福祉第八係 (蒲田生活福祉課に限る。)

(1) 区長が必要と認めた個別援護事務に関すること。

(2) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金に関すること。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

(1) 生活保護法に基づく個別援護事務に関すること。

(2) 児童福祉法に基づく個別援護事務に関すること。ただし、児童福祉法第24条及び大田区保育の実施等に関する条例（昭和62年条例第11号）の規定に基づく保育の実施に関することを除く。

担当部長の分掌事務

部	担当部長	担当課長	担当の事務
福祉部	福祉支援担当部長	福祉支援調整担当課長 子ども生活応援担当課長 自立支援促進担当課長 大森地域福祉課長 調布地域福祉課長 蒲田地域福祉課長 糀谷・羽田地域福祉課長 大森生活福祉課長 調布生活福祉課長 蒲田生活福祉課長 糀谷・羽田生活福祉課長 志茂田福祉センター所長 上池台障害者福祉会館館長	福祉支援調整担当課長及び子ども生活応援担当課長の担当事務並びに大森地域福祉課、調布地域福祉課、蒲田地域福祉課、糀谷・羽田地域福祉課、大森生活福祉課、調布生活福祉課、蒲田生活福祉課、糀谷・羽田生活福祉課、志茂田福祉センター及び上池台障害者福祉会館の分掌事務に関する事務。

担当課長の分掌事務

部	担当課長	担当の事務
福祉部	福祉支援調整担当課長	福祉事務所の調整、民生委員事務及び援護支援事務に関する事務。
	子ども生活応援担当課長	子どもの貧困対策に関する施策の調整及び推進等に関する事務。
	指導監査担当課長	社会福祉法人の認可、指導検査事務等並びに障害福祉サービス事業者等、介護サービス事業者等の指導、監査及び立入検査事務に関する事務。
	元気高齢者担当課長	高齢者の就労促進、介護予防・日常生活支援総合事業及びおおたフレイル予防事業の調整等に関する事務。
	介護サービス推進担当課長	介護基盤の整備、運営支援及び事業所指定に関する事務。
	障害福祉サービス推進担当課長	地域生活支援拠点の整備、障害者施設の管理運営、障害福祉サ

	サービス等に係る審査・支払、障害福祉サービス事業者等の支援及び児童発達支援事務等に関すること。
自立支援促進担当課長	生活福祉課が行う自立支援促進事務及び区長が必要と認めた個別援護事務並びにその調整に関すること。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

所長	福祉部福祉支援担当部長の職にある者
福祉支援調整担当課長	福祉部福祉支援調整担当課長の職にある者
自立支援促進担当課長	福祉部自立支援促進担当課長の職にある者
大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域 福祉課長	福祉部大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課の長の職にある者
大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活 福祉課長	福祉部大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課の長の職にある者

【志茂田福祉センター】

〈大田区立志茂田福祉センター処務規程〉

管理係

- (1) 福祉センターの庶務及び経理に関すること。
- (2) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 福祉センターの事業の調査及び統計に関すること。
- (4) 就労継続支援B型の事業に関すること。
- (5) 特定相談支援事業に関すること。
- (6) 生産活動支援施設連絡会に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない福祉センターに関すること。

機能訓練係

- (1) 自立訓練（機能訓練）事業の運営に関すること。
- (2) 特定相談支援事業に関すること。

【上池台障害者福祉会館】

〈大田区立上池台障害者福祉会館処務規程〉

特定相談支援担当係長

- (1) 特定相談支援事業に関すること。

管理係

- (1) 館の庶務及び経理に関すること。
- (2) 施設の利用に関すること。
- (3) 心身障害者の福祉に関する資料の収集、整理及び利用に関すること。
- (4) 心身障害者に対する教養等に関すること。
- (5) 館の事業の調査及び統計に関すること。
- (6) 館の施設、設備の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない館に関すること。

身体障害者生活介護室

- (1) 身体障害者生活介護室の運営に関すること。

知的障害者生活介護室

- (1) 知的障害者生活介護室の運営に関すること。

身体障害者作業室

- (1) 身体障害者作業室の運営に関すること。

知的障害者作業室

- (1) 知的障害者作業室（馬込分場を含む）の運営に関すること。

【障がい者総合サポートセンター】

〈大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程〉

支援調整担当係長

- (1) 特定相談支援事業、一般相談支援事業及び障害児相談支援事業に関すること。
- (2) 自発的活動支援事業に関すること。
- (3) 基幹相談支援センターに関すること。
- (4) 自立支援協議会に関すること。
- (5) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の運営に関すること。
- (6) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動推進に関すること。
- (7) 障害者の虐待防止センターに関すること。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- (9) 意思疎通支援事業に関すること。
- (10) 手話奉仕員養成研修事業に関すること。
- (11) 障害者の就労に係る総合相談及び情報提供に関すること。
- (12) 就労移行支援事業の運営に関すること。
- (13) 障害者の就労定着支援に関すること。
- (14) 障害者就労支援ネットワーク事業の実施に関すること。
- (15) 障害者就労支援の調査及び統計に関すること。
- (16) 短期入所事業の運営に関すること。
- (17) 学齢期の発達障害児の支援に関すること。
- (18) 放課後等デイサービス事業の運営に関すること。
- (19) 診療所事業の運営に関すること。
- (20) 障害者（児）の健全育成事業に関すること。
- (21) 大田区立心身障害児通所施設（以下「通所施設」という。）の運営に関すること。
- (22) 理解促進研修及び啓発事業に関すること。
- (23) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (24) その他区長が必要と認める事業に関すること。

管理係

- (1) サポートセンターの庶務及び経理に関すること。
- (2) サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) サポートセンターの事業の調査及び統計に関すること。
- (4) 障害者（児）に対する施策の連絡調整及び実施に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 理解促進研修及び啓発事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 身体障害者福祉センターB型の事業に関すること。
- (7) 声の図書室の運営に関すること。
- (8) 施設の利用に関すること。
- (9) 障害福祉サービス等の情報提供に関すること。
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しないサポートセンターに関すること。

高齢福祉関係資料

1 高齢者人口

地域福祉課	総人口	65歳以上人口			高齢化率%
		計	男	女	
大森地域福祉課	227,245	50,383	21,949	28,434	22.2%
調布地域福祉課	191,262	41,818	17,615	24,203	21.9%
蒲田地域福祉課	220,762	51,136	23,289	27,847	23.2%
糀谷・羽田地域福祉課	98,859	23,072	10,556	12,516	23.3%
計	738,128	166,409	73,409	93,000	22.5%

2 高齢者関係施設

(1) 区立特別養護老人ホーム

令和2年4月1日現在				
No	施設名	収容定数	運営形態	電話
1	特別養護老人ホーム蒲田	104	指定管理	5710-0780
2	特別養護老人ホーム糀谷	104		3745-3001
3	特別養護老人ホームたまがわ	237		5732-1021

(注) 指定管理者は、いずれも社会福祉法人池上長寿園

(2) 区立軽費老人ホーム

令和2年4月1日現在				
No	施設名	収容定数	運営形態	電話
1	おおもり園	50	指定管理	3764-0703

(注) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(3) 区立高齢者在宅サービスセンター

令和2年4月1日現在				
No	施設名	収容定数	運営形態	電話
1	蒲田高齢者在宅サービスセンター	52 (一般40・認知12)	指定管理	5710-0782
2	矢口高齢者在宅サービスセンター	35 (一般25・認知10)		5711-0851
3	糀谷高齢者在宅サービスセンター	52 (一般40・認知12)		3745-3006
4	大森本町高齢者在宅サービスセンター	52 (一般40・認知12)		3764-3100
5	下丸子高齢者在宅サービスセンター	57 (一般45・認知12)		3750-8701
6	たまがわ高齢者在宅サービスセンター	32 (一般20・認知12)		5732-1023

(注) 大森本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者は社会福祉法人東京蒼生会、他の施設の指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(4) 地域包括支援センター（シニアステーション）

令和2年4月1日現在

No	指定管理	事業者	電話
1	地域包括支援センター 大森	社会福祉法人 池上長寿園	5753-6331
2	地域包括支援センター 平和島	社会医療法人財団 城南福祉医療協会	5767-1875
3	地域包括支援センター 入新井	社会医療法人財団 仁医会	3762-4689
4	地域包括支援センター 馬込	社会福祉法人 響会	5709-8011
5	地域包括支援センター 南馬込	社会福祉法人 響会	6429-7651
6	地域包括支援センター 徳持	医療法人社団 仁和会	5748-7202
7	地域包括支援センター 新井宿（大森医師会）	一般社団法人 大森医師会	3772-2415
8	地域包括支援センター 嶺町	社会福祉法人 響会	5483-7477
9	地域包括支援センター 田園調布	社会福祉法人 池上長寿園	3721-1572
10	地域包括支援センター たまがわ	社会福祉法人 池上長寿園	5732-1026
11	地域包括支援センター 久が原	社会福祉法人 池上長寿園	5700-5861
12	地域包括支援センター 上池台	社会福祉法人 響会	3748-6138
13	地域包括支援センター 千束（田園調布医師会）	一般社団法人 田園調布医師会	3728-6673
14	地域包括支援センター 六郷	社会福祉法人 響会	5744-7770
15	地域包括支援センター 西六郷	社会福祉法人 響会	6424-9711
16	地域包括支援センター やぐち	社会福祉法人 白陽会	5741-3388
17	地域包括支援センター 西蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	5480-2502
18	地域包括支援センター 蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	5710-0951
19	地域包括支援センター 蒲田東（蒲田医師会）	一般社団法人 蒲田医師会	5714-0888
20	地域包括支援センター 大森東	社会福祉法人 池上長寿園	6423-8300
21	地域包括支援センター 糀谷	社会福祉法人 池上長寿園	3741-8861
22	地域包括支援センター 羽田	社会福祉法人 池上長寿園	3745-7855

1	シニアステーション 東嶺町	社会福祉法人 響会	3753-3008
2	シニアステーション 田園調布	社会福祉法人 池上長寿園	3721-1572
3	シニアステーション 田園調布西	社会福祉法人 池上長寿園	3721-8066
4	シニアステーション 糀谷	社会福祉法人 有隣協会	6423-7033
5	シニアステーション 羽田	社会福祉法人 池上長寿園	3745-7855
6	シニアステーション 馬込	社会福祉法人 響会	5709-8011
7	シニアステーション 南馬込	社会福祉法人 響会	6429-7651

(注) 事業者欄は、委託契約事業者名

(5) 老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

令和2年4月1日現在

No	施設名	運営形態	電話
1	山王高齢者センター	【業務委託】 社会福祉法人 有隣協会	3776-9419
2	大森中老人いこいの家		3763-0881
3	大森東老人いこいの家		3765-1259
4	入新井老人いこいの家		3764-3764
5	新井宿老人いこいの家		3776-0410
6	東糀谷老人いこいの家		3741-7970
7	東六郷老人いこいの家		3736-2367
8	鶴の木老人いこいの家	【業務委託】 公益社団法人 大田区シルバー人材センター	3758-7978
9	仲池上老人いこいの家		3755-6445
10	千束老人いこいの家		3729-4655
11	仲六郷老人いこいの家		3732-4480
12	池上老人いこいの家	【業務委託】 社会福祉法人 櫻灯会	3751-6636
13	久が原老人いこいの家		3754-1608
14	東蒲田老人いこいの家		3731-5373
15	本蒲田老人いこいの家	【業務委託】 NPO法人 ワーカーズコープ	3736-3105

(6) シルバーピア (20団地 402戸)

令和2年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	種別	戸数	間取り	管理開始	構 造
1	シルバーピア中央 (区立)	中央4-7-12	单身用	15	1DK	H5. 9. 1	RC 3F
			二人用	2	2DK		
2	シルバーピア南馬込 (区立)	南馬込3-13-12	单身用	8	1DK	H5. 12. 1	RC 3F 2~3F部分
			二人用	3	2DK		
3	シルバーピア蒲田 (区立)	蒲田2-8-8	单身用	15	1DK	H7. 2. 1	RC 4F 1~3F部分
4	シルバーピア糀谷 (区立)	西糀谷2-12-1	单身用	12	1DK	H8. 4. 1	RC 5F 5F部分
			二人用	2	2DK		
5	シルバーピア下丸子 (区立)	下丸子4-25-1	单身用	11	1DK	H8. 6. 1	RC 4F 3~4F部分
			二人用	2	2DK		
6	シルバーピア中馬込 (区立)	中馬込3-2-8	单身用	12	1DK	H12. 4. 1	RC 3F
			二人用	3	2DK		
			二人以上	6	2DK	H24. 4. 1	
7	シルバーピアたまがわ (区立)	下丸子4-23-2	单身用	10	1DK	H12. 5. 1	RC 5F 5F部分
			二人用	2	2DK		
8	シルバーピア大森本町 (公営)	大森本町2-2-1	单身用	20	1DK	H9. 6. 16	SRC 12F 2F~6F部分
			二人用	2	2DK		
9	シルバーピア大森東 (借上型公営)	大森東3-12-3	单身用	12	1DK	H11. 10. 1	RC 3F
			二人用	6	2DK		
10	シルバーピア南蒲田 (借上型公営)	南蒲田3-6-10	单身用	12	1DK	H12. 12. 1	RC 4F
			二人用	6	2DK		
11	シルバーピア市野倉 (借上型公営)	中央7-16-15	单身用	12	1DK	H13. 5. 1	RC 3F
			二人用	6	2DK		
12	シルバーピア羽田 (借上型公営)	羽田4-3-8	单身用	12	1DK	H14. 12. 1	RC 5F
			二人用	7	2DK		
13	シルバーピア 大森東四丁目 (借上型公営)	大森東4-32-4	单身用	12	1DK	H15. 4. 1	RC 4F
			二人用	6	2DK		
14	シルバーピア大森中 (借上型公営)	大森中3-5-3	单身用	12	1DK	H16. 12. 1	RC 3F
			二人用	5	2DK		
15	シルバーピア大森南 (借上型公営)	大森南2-2-8	单身用	19	1DK	H18. 3. 1	RC 4F
			二人用	11	2DK		
16	シルバーピア前の浦 (借上型公営)	大森南2-3-24	单身用	25	1DK	H19. 7. 1	RC 3F
			二人用	6	2DK		
17	シルバーピア・コーポ (借上型公営)	南蒲田3-1-3	单身用	33	1DK	H20. 12. 1	RC 8F
			二人用	14	2DK		
18	シルバーピア仲羽田 (借上型公営)	羽田4-15-15	单身用	23	1DK	H21. 6. 1	RC 3F
			二人用	7	2DK		
19	シルバーピア西六郷 (借上型公営)	西六郷2-9-13	单身用	16	1DK	H21. 11. 1	RC 5F
			二人用	7	2DK		
20	シルバーピア・ハイム果林 (借上型公営)	大森中3-5-2	单身用	5	1DK	H26. 3. 3	RC 3F
			二人用	3	2DK		

(7) 高齢者アパート (10住宅 161戸)

令和2年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	種 別	戸数 (戸)	間取り	開設 年月日	構 造
1	第二クスノキ荘	久が原2-14-16	単身世帯	8	1K	S58. 2. 1	RC 3F 1~2F部分
2	ときわ荘	大森東4-16-10	単身世帯	14	1DK	H4. 3. 25	鉄骨 3F
3	第二ときわ荘	北糀谷1-8-11	単身世帯	12	1DK	H4. 3. 31	鉄骨 2F 2F部分
4	仲池ハイツ	仲池上2-29-4	単身世帯	15	1DK	H5. 9. 1	鉄骨 4F 1~3F部分
5	馬込橋ハイツ	南馬込1-31-5	単身世帯	23	1DK	H6. 4. 1	RC 3F 2~3F部分
6	中央ハイツ	中央8-7-2	単身世帯	26	1DK	H6. 6. 1	RC 7F 2~6F部分
7	梅屋敷ハイツ	蒲田2-6-11	単身世帯	10	1DK	H8. 3. 28	RC 5F
			二人世帯	3	2DK		
8	久が原ハイツ	久が原5-28-15	単身世帯	16	1DK	H8. 6. 1	RC 8F 1~6F部分
			二人世帯	5	2DK		
9	ヒロハイツ	西糀谷2-18-18	単身世帯	12	1DK	H9. 4. 1	RC 5F 1~3F部分
			二人世帯	3	2DK		
10	ラポール池上	池上2-9-3	単身世帯	10	1DK	H10. 4. 1	RC 4F 1~3F部分
			二人世帯	4	2DK		

障がい福祉関係資料

1 手帳保持者

令和2年3月31日現在

		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
身体障害者手帳	1級	2,113	1,609	2,188	1,131	7,041
	2級	852	623	1,008	503	2,986
	3級	959	665	961	544	3,129
	4級	1,498	1,224	1,556	754	5,032
	5級	290	216	316	157	979
	6級	327	239	334	161	1,061
	計	6,039	4,576	6,363	3,250	20,228
愛の手帳	1度	36	36	50	20	142
	2度	315	281	351	189	1,136
	3度	315	246	376	173	1,110
	4度	656	492	748	426	2,322
	計	1,322	1,055	1,525	808	4,710
精神障害者 保健福祉手帳	1級	91	55	75	41	262
	2級	716	514	875	402	2,507
	3級	870	580	832	333	2,615
	計	1,677	1,149	1,782	776	5,384

2 区立障害者（児）施設等一覧

令和2年4月1日現在

施設名 (所在地) (電話番号)	提供サービス	運営形態	定員
志茂田福祉センター (西六郷1-4-27) (3734-0763)	就労継続支援B型 自立訓練(機能訓練)	直営 【一部業務委託】	就労継続支援B型 60人 自立訓練(機能訓練) 15人
上池台障害者福祉会館 (上池台5-5-1) (3728-3111)	就労継続支援B型 生活介護	直営	就労継続支援B型 身体障害者作業室 30人 知的障害者作業室 30人 身体障害者生活介護室 10人 知的障害者生活介護室 30人 (重症心身障害者通所事業5名含む)
馬込分場 (南馬込4-6-5) (3775-2729)	就労継続支援B型 分場		就労継続支援B型 分場 19人
障がい者総合 サポートセンター さぼーとぴあ (中央4-30-11) (5728-9433)	就労移行支援 就労定着支援 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 短期入所 放課後等デイサービス	直営 【業務委託】 ※各事業の委託先は、障がい者総合サポートセンターの事業一覧に記載。	就労移行支援 20人 自立訓練(機能訓練) 15人 自立訓練(生活訓練) 10人 短期入所 10人 放課後等デイサービス 10人
久が原福祉園 (久が原1-2-5) (5748-0251)	生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	70人
南六郷福祉園 (南六郷3-23-8) (3732-2940)	生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	53人
新井宿福祉園 (中央2-13-2) (3774-1371)	生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	40人

施設名 (所在地) (電話番号)	提供サービス	運営形態	定員
池上福祉園 (池上6-40-3) (5748-0055)	生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	50人
大森東福祉園 (大森東1-36-7) (3766-5760)	生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	45人
大田生活実習所 (萩中2-10-11) (3745-0878)	生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 睦月会	53人
くすのき園 (南六郷3-23-9) (3732-0141)	就労継続支援B型	【指定管理】 社会福祉法人 東京都 手をつなぐ育成会	70人
うめのき園 (東糀谷5-17-14-101) (3743-3811)	就労継続支援B型	【指定管理】 社会福祉法人 東京都 手をつなぐ育成会	40人
うめのき園分場 (大森南1-20-8) (5705-3461)	就労継続支援B型	【指定管理】 社会福祉法人 東京都 手をつなぐ育成会	19人
しいのき園 (西糀谷2-9-12) (5705-0033)	就労継続支援B型	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	60人
大田福祉作業所 (大森西3-3-9) (3763-8739)	就労継続支援B型	【指定管理】 社会福祉法人 同愛会	75人
大森西分場 (大森西2-20-17) (3765-3396)	就労継続支援B型	【指定管理】 社会福祉法人 同愛会	15人
はぎなか園 (萩中2-12-23) (5705-6531)	就労継続支援B型 生活介護	【指定管理】 社会福祉法人 知恵の光会	就労継続支援B型 65人 生活介護 20人
つばさホーム前の浦 (蒲田2-14-4) (5737-0771)	心身障害者 緊急一時保護	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	緊急一時保護 5人
こども発達センターわかば の家 (千鳥3-7-5) (3757-7761)			
分館 (大森西2-20-17 大森西区民センター内) (3768-6076)	相談支援事業 地域支援事業 早期支援事業	【業務委託】 (所管: 障がい者総 合サポートセンター) 社会福祉法人 嬉泉	児童発達支援センター 36人 児童発達支援事業 30人
ふれあいはすぬま分室 (西蒲田3-19-1 ふれあいはすぬま内)			
西六郷分室 (西六郷1-18-5) (6428-6721)			

生活保護の状況等

1 生活保護の状況

(令和2年3月31日現在)

	大森		調布		蒲田		糀谷・羽田		合計	
	平成 31.3	令和 2.3	平成 31.3	令和 2.3	平成 31.3	令和 2.3	平成 31.3	令和 2.3	平成 31.3	令和 2.3
被保護世帯	4,035	3,943	1,924	1,894	5,295	5,263	2,218	2,227	13,472	13,327
被保護人員	4,892	4,743	2,379	2,278	6,317	6,240	2,838	2,808	16,426	16,069
保護率(%)	21.7	20.9	12.8	11.9	28.8	28.3	28.9	28.4	22.4	21.8
生活扶助 世帯 人員	3,464 4,223	3,377 4,073	1,631 2,017	1,600 1,918	4,613 5,525	4,536 5,392	1,891 2,446	1,882 2,385	11,599 14,211	11,395 13,768
住宅扶助 世帯 人員	3,693 4,471	3,617 4,348	1,741 2,136	1,717 2,039	4,855 5,775	4,803 5,679	2,050 2,611	2,012 2,513	12,339 14,993	12,149 14,579
教育扶助 世帯 人員	141 193	126 186	91 128	73 94	170 234	157 221	113 158	102 148	515 713	458 649
医療扶助 世帯 人員	3,842 4,589	3,778 4,480	1,788 2,149	1,778 2,101	4,915 5,774	4,934 5,774	2,117 2,674	2,121 2,638	12,662 15,186	12,611 14,993
介護扶助 世帯 人員	918 937	940 955	406 419	402 411	1,036 1,057	1,037 1,055	596 608	636 649	2,956 3,021	3,015 3,070
出産扶助 世帯 人員	0 0	0 0								
生業扶助 世帯 人員	100 115	87 102	62 69	51 60	127 140	103 118	72 91	62 76	361 415	303 356
葬祭扶助 世帯 人員	21 21	34 34	9 9	10 10	23 23	10 10	12 12	9 9	65 65	63 63

(保護停止中含む)

2 被保護世帯の労働類型別世帯数

(令和2年3月31日現在)

課別	世帯 総数	労働力類型				世帯類型				
		世帯主が働いている世帯		世帯主以 外の者が 働いてい る世帯	無就労 世帯	高齢	母子	障害	傷病	その他
		常勤	日雇							
大森	3,919	466	1	14	62	3,376	2,378	123	308	648
調布	1,889	216	6	12	39	1,616	1,084	68	165	282
蒲田	5,232	631	23	20	107	4,451	3,048	165	423	781
糀谷・羽田	2,210	262	4	9	55	1,880	1,353	101	163	312
計	13,250	1,575	34	55	263	11,323	7,863	457	1,059	2,023
										1,848

(保護停止中含まず)

【福祉部】

令和2年度 一般会計 歳出予算

(注) 福祉部所管の事業予算（職員人件費を除く）

(単位：千円)

款項	目	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	前年度比較	増減率 (%)
総務費		483,219	0.7	306,331	176,888	57.7
総務管理費		483,219	0.7	306,331	176,888	57.7
庁舎管理費		368,414	0.5	217,019	151,395	69.8
防災対策費		3,446	0.0	0	3,446	皆増
複合施設建設費		111,359	0.2	89,312	22,047	24.7
福祉費		70,001,934	99.3	70,342,542	△ 340,608	△ 0.5
社会福祉費		1,711,484	2.4	1,721,398	△ 9,914	△ 0.6
社会福祉総務費		1,711,484	2.4	1,721,398	△ 9,914	△ 0.6
障害福祉費		18,285,401	25.9	18,156,479	128,922	0.7
障害福祉総務費		189,057	0.3	212,258	△ 23,201	△ 10.9
障害福祉費		15,461,200	21.9	15,578,658	△ 117,458	△ 0.8
障害福祉施設費		2,635,144	3.7	2,365,563	269,581	11.4
高齢福祉費		12,834,224	18.2	13,184,103	△ 349,879	△ 2.7
高齢福祉総務費		9,934,771	14.1	9,651,493	283,278	2.9
高齢福祉費		1,588,165	2.3	1,768,206	△ 180,041	△ 10.2
高齢福祉施設費		1,311,288	1.9	1,764,404	△ 453,116	△ 25.7
児童福祉費		2,468,398	3.5	2,257,293	211,105	9.4
児童福祉総務費		9,493	0.0	3,253	6,240	191.8
児童福祉施設費		748,251	1.1	575,880	172,371	29.9
児童措置費		1,655,579	2.3	1,622,875	32,704	2.0
家庭福祉費		55,075	0.1	55,285	△ 210	△ 0.4
生活保護費		34,702,427	49.2	35,023,269	△ 320,842	△ 0.9
生活保護総務費		328,749	0.5	322,125	6,624	2.1
扶助費		34,373,678	48.8	34,701,144	△ 327,466	△ 0.9
合計		70,485,153	100.0	70,648,873	△ 163,720	△ 0.2

※表示単位未満を四捨五入

令和2年度 介護保険特別会計 歳出予算

(単位：千円)

款項	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	前年度比較	増減率 (%)
総務費	779,915	1.4	800,493	△ 20,578	△ 2.6
総務管理費	388,723	0.7	415,486	△ 26,763	△ 6.4
介護認定審査会費	391,192	0.7	385,007	6,185	1.6
保険給付費	53,890,590	94.5	51,455,187	2,435,403	4.7
保険給付費	53,890,590	94.5	51,455,187	2,435,403	4.7
地域支援事業費	2,367,499	4.1	2,720,184	△ 352,685	△ 13.0
地域支援事業費	2,367,499	4.1	2,720,184	△ 352,685	△ 13.0
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0	0.0
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0	0.0
基金積立金	1,581	0.0	1,691	△ 110	△ 6.5
基金積立金	1,581	0.0	1,691	△ 110	△ 6.5
諸支出金	12,601	0.0	12,751	△ 150	△ 1.2
公債費(*1)	1	0.0	1	0	0.0
償還金及び還付金	12,600	0.0	12,750	△ 150	△ 1.2
予備費	20,000	0.0	20,000	0	0.0
予備費(*2)	20,000	0.0	20,000	0	0.0
合計	57,072,187	100.0	55,010,307	2,061,880	3.7

*1は会計管理室、*2は企画経営部で、それぞれ計上。(人事課計上の人件費を除く)

※表示単位未満を四捨五入

* 大田区では福祉に関する以下の案内書を作成しております*

●は大田区ホームページでもご覧いただけます。

本庁舎・各地域庁舎の相談窓口等で配布しているもの

- くらしのガイド（冊子）
- 福祉のガイド（リーフレット）
- 心のバリアフリーハンドブック（冊子）
- おおたUDライフ（冊子）
- 高齢者のための保健福祉サービスガイド（リーフレット）
- みんなの介護保険（冊子）

対象者に配布しているもの（区政情報コーナーで閲覧できます。）

- 障がい者福祉のあらまし（冊子）

事務用（窓口等での配布はしていませんが、区政情報コーナーで閲覧できます。）

- 大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画（冊子）
- 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver. 2（冊子）
- おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）（冊子）
- おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画～（冊子）
- 高齢者保健福祉のハンドブック（冊子）
- おおた障がい施策推進プラン（冊子）
(大田区障害者計画、第5期大田区障害福祉計画、第1期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画)

【大田区ホームページ】

<アドレス> <http://www.city.ota.tokyo.jp/>

<携帯電話用> <http://www.city.ota.tokyo.jp/mobile/index.html>

【大田区社会福祉協議会】

電話（3736）2021 FAX（3736）2030

<ホームページアドレス> <https://www.ota-shakyo.jp/>

令和2年7月発行

令和2年度 福祉部事業概要

発行 大田区福祉部福祉管理課

電話（5744）1242

FAX（5744）1520